

競争と安定を両立する市場・取引環境の整備のため
のアンケート調査結果
【第1版】

2023年5月30日

資源エネルギー庁

目次

0	アンケートの背景・目的等.....	10
1	発電事業者向けアンケート結果	11
(1)	基本情報に関する質問.....	11
(1) - 1	: 会社概要.....	11
(1) - 2	: 経営状況.....	11
(2)	小売電気事業者等への卸売りに関する全体像（電気の販売先） ..	11
(3)	小売電気事業者等への卸売りに関する詳細.....	13
(3) - 1	: 長期契約.....	13
<10年以上>	13
<5年以上～10年未満>	21
<3年以上～5年未満>	28
<1年超～3年未満>	35
(3) - 2	: 1年契約.....	42
(3) - 3	: 短期契約（1年未満）	49
(3) - 4	: その他.....	58
(4)	自由記載欄.....	60
2	小売電気事業者向けアンケート結果	62
(1)	基本情報に関する質問.....	62
(1) - 1	: 会社概要.....	62
(1) - 2	: 経営状況.....	62
(2)	電気の調達に関する全体像.....	63
(2) - 1	: 電気の調達先.....	63
(2) - 2	: 親 BG との関係	67
(2) - 3	: 自社電源の保有等.....	68
(3)	電気の調達に関する詳細	72
(3) - 1	: 長期契約.....	72
<10年以上>	72
<5年以上～10年未満>	83
<3年以上～5年未満>	94
<1年超～3年未満>	107
(3) - 2	: 1年契約.....	119
(3) - 3	: 短期契約（1年未満）	127
(3) - 4	: その他.....	137
(4)	需要家に提供する小売電気メニューの形態.....	141

(5) 自由記載欄.....	145
----------------	-----

目次

図 1 2022 年度収支見込（純利益・損失）	11
図 2 2021 年度契約期間別契約実績（kWh ベース）（単純平均）	12
図 3 2021 年度契約期間別契約実績（kWh ベース）（加重平均）	12
図 4 2021 年度契約期間別契約実績（kWh ベース）と希望のポートフォリオの 比較（単純平均）	13
図 5 2021 年度契約期間別契約実績（kWh ベース）と希望のポートフォリオの 比較（加重平均）	13
図 6 小売電気事業者との長期契約（10 年以上）の実績の有無.....	14
図 7 長期契約（10 年以上）に関する取引方法別の契約実績（kWh ベース）	14
図 8 長期契約（10 年以上）に関する各取引方法における希望.....	15
図 9 長期契約（10 年以上）に関する数量や価格の条件別の契約実績（kWh ベ ース）	16
図 10 長期契約（10 年以上）に関する数量や価格の条件における希望.....	17
図 11 小売電気事業者と長期契約（10 年以上）を結ぶニーズがあるか.....	18
図 12 電源を特定するニーズがあるか否か.....	18
図 13 小売電気事業者と長期契約（10 年以上）を結ぶニーズがある理由 ...	19
図 14 小売電気事業者と長期契約（10 年以上）を結ぶ際の課題.....	20
図 15 小売電気事業者との長期契約（5 年以上～10 年未満）の実績の有無	21
図 16 長期契約（5 年以上～10 年未満）に関する各取引方法における希望	22
図 17 長期契約（5 年以上～10 年未満）に関する数量や価格の条件における希 望	23
図 18 小売電気事業者と長期契約（5 年以上～10 年未満）を結ぶニーズがある か	25
図 19 電源を特定するニーズがあるか否か.....	25
図 20 小売電気事業者と長期契約（5 年以上～10 年未満）を結ぶニーズがある 理由	26
図 21 小売電気事業者と長期契約（5 年以上～10 年未満）を結ぶ際の課題	27
図 22 小売電気事業者との長期契約（3 年以上～5 年未満）の実績の有無 .	28
図 23 長期契約（3 年以上～5 年未満）に関する各取引方法における希望 .	29
図 24 長期契約（3 年以上～5 年未満）に関する数量や価格の条件別の契約実	

績 (kWh ベース)	30
図 25 長期契約 (3年以上～5年未満) に関する数量や価格の条件における希望	31
図 26 小売電気事業者と長期契約 (3年以上～5年未満) を結ぶニーズがあるか	32
図 27 電源を特定するニーズがあるか否か	32
図 28 小売電気事業者と長期契約 (3年以上～5年未満) を結ぶニーズがある理由	33
図 29 小売電気事業者と長期契約 (3年以上～5年未満) を結ぶ際の課題 ..	34
図 30 小売電気事業者との長期契約 (1年超～3年未満) の実績の有無	35
図 31 長期契約 (1年超～3年未満) に関する各取引方法における希望	36
図 32 長期契約 (1年超～3年未満) に関する数量や価格の条件別の契約実績 (kWh ベース)	37
図 33 長期契約 (1年超～3年未満) に関する数量や価格の条件における希望	38
図 34 小売電気事業者と長期契約 (1年超～3年未満) を結ぶニーズがあるか	39
図 35 電源を特定するニーズがあるか否か	39
図 36 小売電気事業者と長期契約 (1年超～3年未満) を結ぶニーズがある理由	40
図 37 小売電気事業者と長期契約 (1年超～3年未満) を結ぶ際の課題	41
図 38 小売電気事業者との1年契約の実績の有無	42
図 39 1年契約に関する取引方法別の契約実績 (kWh ベース)	43
図 40 1年契約に関する各取引方法における希望	43
図 41 1年契約に関する数量や価格の条件別の契約実績 (kWh ベース) ...	44
図 42 1年契約に関する数量や価格の条件における希望	45
図 43 内外無差別な卸売りの方法として主流となってきた取引の実施有無	46
図 44 小売電気事業者との短期契約 (1年未満) の実績の有無	49
図 45 短期契約 (1年未満) に関する取引方法別の契約実績 (kWh ベース)	50
図 46 短期契約 (1年未満) に関する各取引方法における希望	50
図 47 短期契約 (1年未満) に関する数量や価格の条件別の契約実績 (kWh ベース)	51
図 48 短期契約 (1年未満) に関する数量や価格の条件における希望	52
図 49 ①ブローカー市場 (現物取引、先物取引両方) の課題	53

図 50	②JEPX 先渡市場の課題	55
図 51	③先物市場（ブローカーを介さないものに限る。電気の現物の売買は JEPX スポット市場経由。）の課題	57
図 52	契約における転売禁止条項等の有無	59
図 53	BG の形態	62
図 54	2022 年度収支見込（純利益・損失）	62
図 55	2021 年度調達先別契約実績（kWh ベース）（単純平均）	66
図 56	2021 年度調達先別契約実績（kWh ベース）（加重平均）	66
図 57	2021 年度契約期間別契約実績（kWh ベース）と希望のポートフォリオの比較（単純平均）	67
図 58	2021 年度契約期間別契約実績（kWh ベース）と希望のポートフォリオの比較（加重平均）	67
図 59	親 BG（仮想 BG 含む）に電気の調達を全てもしくは一部を委託しているか	68
図 60	電気の調達において、どの程度の割合を親 BG（仮想 BG 含む）に委託しているか（kWh ベース）	68
図 61	親 BG（仮想 BG 含む）がどこから電気の調達をしているのか把握しているか	68
図 62	親 BG（仮想 BG 含む）との契約期間はどの程度か	68
図 63	自社電源の保有等を行っているか	69
図 64	今後、自社電源の保有等を新たに／追加的に、行う意思があるか	69
図 65	自社電源の保有等を新たに／追加的にする場合、保有等をしたい電源種	70
図 66	自社電源の保有等の意思決定の阻害となる要因	71
図 67	自社電源の保有等を行うつもりがない理由	71
図 68	発電事業者等との長期契約（10 年以上）の実績の有無	72
図 69	長期契約（10 年以上）に関する取引方法別の契約実績（kWh ベース）	73
図 70	長期契約（10 年以上）に関する各取引方法における希望	74
図 71	長期契約（10 年以上）に関する数量や価格の条件別の契約実績（kWh ベース）	75
図 72	長期契約（10 年以上）に関する数量や価格の条件における希望	76
図 73	発電事業者等と長期契約（10 年以上）を結ぶニーズがあるか	77
図 74	電源を特定するニーズがあるか否か	77
図 75	発電事業者等と長期契約（10 年以上）を結ぶニーズがある理由	78
図 76	小売電気事業者と長期契約（10 年以上）を結ぶ際の課題	79

図 77	火力発電が特定された形で売買契約を締結することの可否	81
図 78	火力発電が特定された形で売買契約を締結することが不可能な場合、その理由が「自社の調達における CO ₂ 排出係数が長期にわたって高まるため」であるか否か.....	82
図 79	エリアの旧一般電気事業者の燃料費調整単価以外で変動する価格での契約締結可否.....	83
図 80	エリアの旧一般電気事業者の燃料費調整単価以外で変動する価格での契約締結が不可能な場合、その理由が「調達価格の変動をヘッジする手段を持たないため」であるか否か.....	83
図 81	発電事業者等との長期契約（5年以上～10年未満）の実績の有無 ...	84
図 82	長期契約（5年以上～10年未満）に関する取引方法別の契約実績（kWh ベース）	84
図 83	長期契約（5年以上～10年未満）に関する各取引方法における希望	85
図 84	長期契約（5年以上～10年未満）に関する数量や価格の条件別の契約実績（kWh ベース）	86
図 85	長期契約（5年以上～10年未満）に関する数量や価格の条件における希望	87
図 86	発電事業者等と長期契約（5年以上～10年未満）を結ぶニーズがあるか	88
図 87	電源を特定するニーズがあるか否か.....	88
図 88	発電事業者等と長期契約（5年以上～10年未満）を結ぶニーズがある理由	89
図 89	小売電気事業者と長期契約（5年以上～10年未満）を結ぶ際の課題	90
図 90	火力発電が特定された形で売買契約を締結することの可否	92
図 91	火力発電が特定された形で売買契約を締結することが不可能な場合、その理由が「自社の調達における CO ₂ 排出係数が長期にわたって高まるため」であるか否か.....	93
図 92	エリアの旧一般電気事業者の燃料費調整単価以外で変動する価格での契約締結可否.....	94
図 93	エリアの旧一般電気事業者の燃料費調整単価以外で変動する価格での契約締結が不可能な場合、その理由が「調達価格の変動をヘッジする手段を持たないため」であるか否か.....	94
図 94	発電事業者等との長期契約（3年以上～5年未満）の実績の有無.....	95
図 95	長期契約（3年以上～5年未満）に関する取引方法別の契約実績（kWh ベース）	96
図 96	長期契約（3年以上～5年未満）に関する各取引方法における希望 .	97

図 97	長期契約（3年以上～5年未満）に関する数量や価格の条件別の契約実績（kWh ベース）	98
図 98	長期契約（3年以上～5年未満）に関する数量や価格の条件における希望	99
図 99	発電事業者等と長期契約（3年以上～5年未満）を結ぶニーズがあるか	100
図 100	電源を特定するニーズがあるか否か	100
図 101	発電事業者等と長期契約（3年以上～5年未満）を結ぶニーズがある理由	101
図 102	小売電気事業者と長期契約（3年以上～5年未満）を結ぶ際の課題	102
図 103	火力発電が特定された形で売買契約を締結することの可否	104
図 104	火力発電が特定された形で売買契約を締結することが不可能な場合、その理由が「自社の調達における CO ₂ 排出係数が長期にわたって高まるため」であるか否か	105
図 105	エリアの旧一般電気事業者の燃料費調整単価以外で変動する価格での契約締結可否	106
図 106	エリアの旧一般電気事業者の燃料費調整単価以外で変動する価格での契約締結が不可能な場合、その理由が「調達価格の変動をヘッジする手段を持たないため」であるか否か	106
図 107	発電事業者等との長期契約（1年超～3年未満）の実績の有無	107
図 108	長期契約（1年超～3年未満）に関する取引方法別の契約実績（kWh ベース）	108
図 109	長期契約（1年超～3年未満）に関する各取引方法における希望	109
図 110	長期契約（1年超～3年未満）に関する数量や価格の条件別の契約実績（kWh ベース）	110
図 111	長期契約（1年超～3年未満）に関する数量や価格の条件における希望	111
図 112	発電事業者等と長期契約（1年超～3年未満）を結ぶニーズがあるか	112
図 113	電源を特定するニーズがあるか否か	112
図 114	発電事業者等と長期契約（1年超～3年未満）を結ぶニーズがあるか等	112
図 115	発電事業者等と長期契約（1年超～3年未満）を結ぶニーズがある理由	113
図 116	小売電気事業者と長期契約（1年超～3年未満）を結ぶ際の課題	114

☒ 117	火力発電が特定された形で売買契約を締結することの可否.....	117
☒ 118	火力発電が特定された形で売買契約を締結することが不可能な場合、その理由が「自社の調達における CO ₂ 排出係数が長期にわたって高まるため」であるか否か	117
☒ 119	エリアの旧一般電気事業者の燃料費調整単価以外で変動する価格での契約締結可否.....	118
☒ 120	エリアの旧一般電気事業者の燃料費調整単価以外で変動する価格での契約締結が不可能な場合、その理由が「調達価格の変動をヘッジする手段を持たないため」であるか否か.....	118
☒ 121	発電事業者等との1年契約の実績の有無	119
☒ 122	1年契約に関する取引方法別の契約実績 (kWh ベース)	120
☒ 123	1年契約に関する各取引方法における希望	121
☒ 124	1年契約に関する数量や価格の条件別の契約実績 (kWh ベース)	122
☒ 125	1年契約に関する数量や価格の条件における希望.....	123
☒ 126	内外無差別な卸売りの方法として主流となってきた取引の実施有無	124
☒ 127	発電事業者等との短期契約 (1年未満) の実績の有無.....	127
☒ 128	短期契約 (1年未満) に関する取引方法別の契約実績 (kWh ベース)	128
☒ 129	短期契約 (1年未満) に関する各取引方法における希望.....	129
☒ 130	短期契約 (1年未満) に関する数量や価格の条件別の契約実績 (kWh ベース)	130
☒ 131	短期契約 (1年未満) に関する数量や価格の条件における希望	131
☒ 132	①ブローカー市場 (現物取引、先物取引両方) の課題.....	132
☒ 133	②JEPX 先渡市場の課題	134
☒ 134	③先物市場 (ブローカーを介さないものに限る。電気の現物の売買は JEPX スポット市場経由。) の課題.....	136
☒ 135	小売電気事業者の購入量について、その小売電気事業者の小売需要等を購入上限として設定されている場合がある。これについてどう考えるか。	138
☒ 136	上記が「問題あり」の場合、その理由は何か。	138
☒ 137	転売禁止条項が設定されている場合がある。これをどう考えるか。	139
☒ 138	上記が「問題あり」の場合、その理由は何か。	139
☒ 139	発電事業者がエリア内の小売電気事業者のみに販売をしている場合や、エリア外にも販売はしているものの、販売量を制限している場合がある。こ	

れをどう考えるか。	140
☒ 140 上記が「問題あり」の場合、その理由は何か。	140
☒ 141 需要家に提供する小売電気メニューの形態（特高）	142
☒ 142 需要家に提供する小売電気メニューの形態（高圧）	143
☒ 143 需要家に提供する小売電気メニューの形態（低圧）	144

表目次

表 1 各取引を実施している場合の理由や実施していない場合の課題（概要）	47
表 2 ①ブローカー市場（現物取引、先物取引両方）の課題の解決策（概要）	53
表 3 ②JEPX 先渡市場の課題の解決策（概要）	55
表 4 ③先物市場（ブローカーを介さないものに限る。電気の現物の売買は JEPX スポット市場経由。）の課題の解決策（概要）	57
表 5 転売禁止条項等を入れている理由（概要）	59
表 6 2021 年度契約期間別契約実績（kWh ベース）（単純平均・加重平均）	64
表 7 「d) その他の理由」及び「d) その他の契約条項」に関する具体的内容	80
表 8 「d) その他の理由」及び「d) その他の契約条項」に関する具体的内容	91
表 9 「d) その他の理由」及び「d) その他の契約条項」に関する具体的内容	103
表 10 「d) その他の理由」及び「d) その他の契約条項」に関する具体的内容	115
表 11 各取引を実施している場合の理由や実施していない場合の課題（概要）	125
表 12 ①ブローカー市場（現物取引、先物取引両方）の課題の解決策（概要）	132
表 13 ②JEPX 先渡市場の課題の解決策（概要）	134
表 14 ③先物市場（ブローカーを介さないものに限る。電気の現物の売買は JEPX スポット市場経由。）の課題の解決策（概要）	136

0 アンケートの背景・目的等

競争と安定を両立する市場・取引環境の整備のためのアンケート調査（以下「アンケート」という。）については、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（以下「小委員会」という。）において、電気事業者が需要家に対して競争的な料金で安定的に電気を供給するために望ましい長期から短期の取引の在り方と、そのために必要な市場・取引環境の整備に関する施策¹について、議論を行うに当たり、小委員会での議論が、足下の電気の販売・調達の状況や、事業者の取引の課題・ニーズ等と乖離したものにならないよう、丁寧な実態の把握を行うことを目的に実施された。

アンケートの回答期間は 2023 年 2 月 14 日から同年 3 月 17 日である²。なお、取引実績を回答する質問については、2021 年度 1 年間の実績をベースに回答を求めた。実際に事業者に配布したアンケートの内容の詳細については別紙を参照されたい。

発電事業者向けアンケートについては、2022 年 10 月時点の発電容量（kW ベース）上位 67 社（日本全体の発電容量の約 9 割。自治体や一般送配電事業者等を除く。）に質問票を送り、30 社から回答があった。小売電気事業者向けアンケートについては、全小売電気事業者に質問票を送り、206 社から回答があった。

また、以下のアンケートの結果については、別紙のアンケート項目の番号に沿ってまとめている。本アンケート調査結果は、各設問について、一次集計と分析をしたものであり、今後の小委員会等での議論も踏まえながら、必要に応じて、クロス集計を行う等、分析の深化が求められる。

¹ 望ましい市場・取引環境の提示・例示や、それによる事業者の共通認識の醸成、市場の仕組みやシステムの改善、事業者の義務の強化（逆に緩和もあり得る）等、様々な手法が考えられる。

² 一部の事業者は提出が遅れた場合もあるが、本書の作成に間に合うタイミングで提出があった場合は、アンケート結果に反映した。なお、第 60 回小委員会（2023 年 3 月 29 日）資料 6-1 において、アンケートの代表的な設問について初期的な分析結果を公開しているが、遅れて提出のあった事業者の回答を追加した結果、本書とは有効回答数や割合などが若干異なる。ただし、結果の傾向としては、第 60 回小委員会（2023 年 3 月 29 日）資料 6-1 と同様のものとなっている。

1 発電事業者向けアンケート結果

(1) 基本情報に関する質問

(1) - 1 : 会社概要

会社概要については、個社情報に関わるため、本書においては、詳細な内容は記載しない。

(1) - 2 : 経営状況

2022 年度収支見込（純利益・損失）については、図 1 のとおりである。

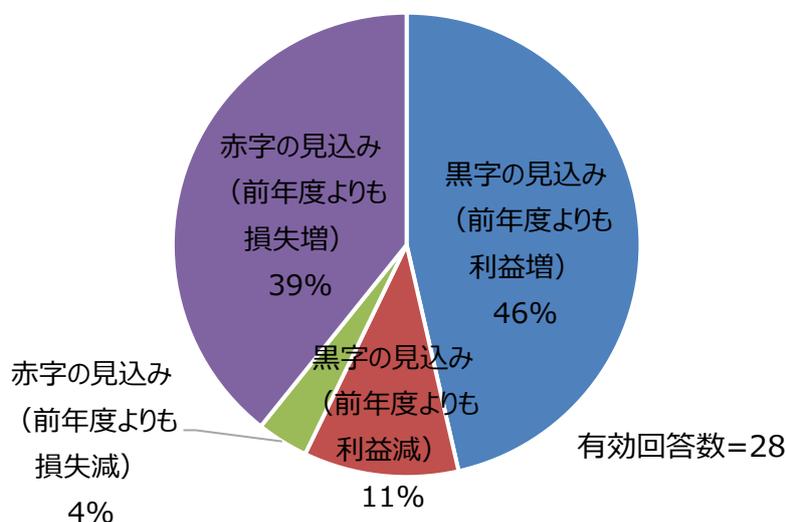


図 1 2022 年度収支見込（純利益・損失）

(2) 小売電気事業者等への卸売りに関する全体像（電気の販売先）

2021 年度契約期間別契約実績 (kWh ベース) について、各社の回答を単純平均した結果は、図 2 のとおりである。また、2021 年度契約期間別契約実績 (kWh ベース) について、各社の回答を各社の 2021 年度の発電実績 (kWh ベース) で加重平均した結果は、図 3 のとおりである。

また、2021 年度契約期間別契約実績 (kWh ベース) と希望のポートフォリオの比較について、各社の回答を単純平均した結果は、図 4 のとおりである。また、2021 年度契約期間別契約実績 (kWh ベース) と希望のポートフォリオの比較について、各社の回答を各社の 2021 年度の発電実績 (kWh ベース) で加重平均した結果は、図 5 のとおりである。

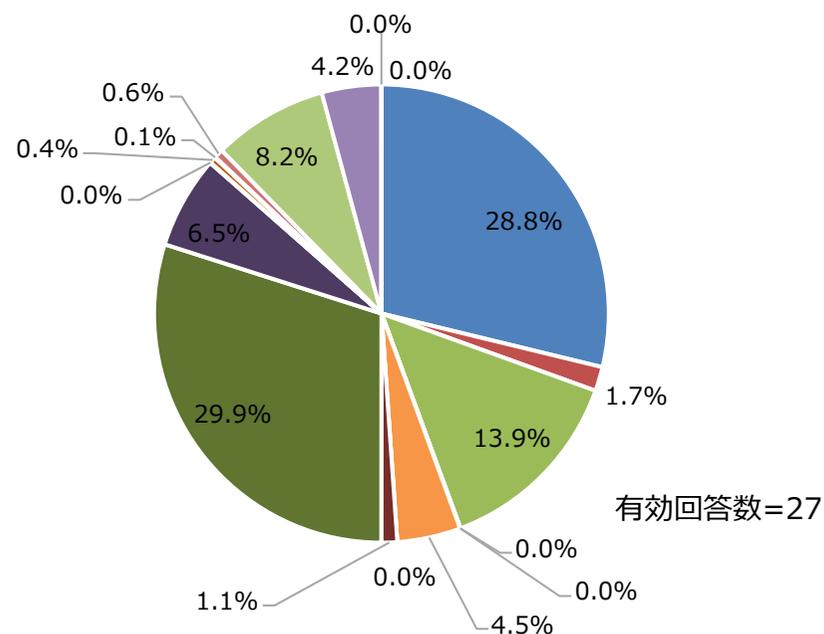
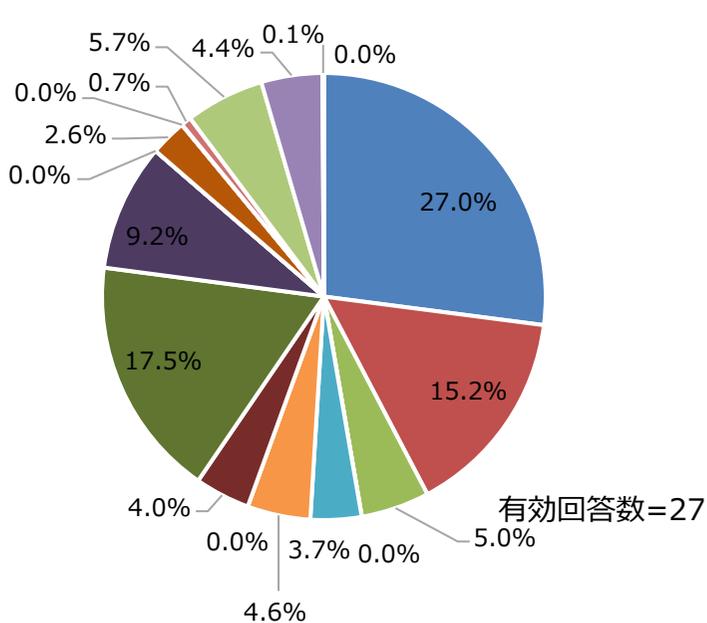


図 2 2021 年度契約期間別契約実績 (kWh ベース) (単純平均)

図 3 2021 年度契約期間別契約実績 (kWh ベース) (加重平均)

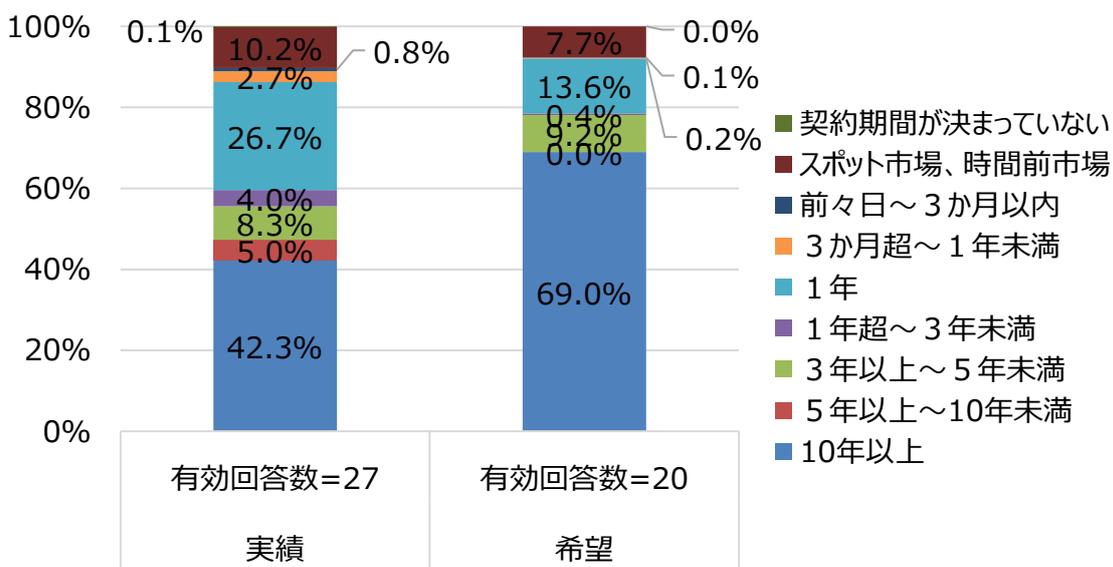


図 4 2021 年度契約期間別契約実績 (kWh ベース) と希望のポートフォリオの比較 (単純平均)

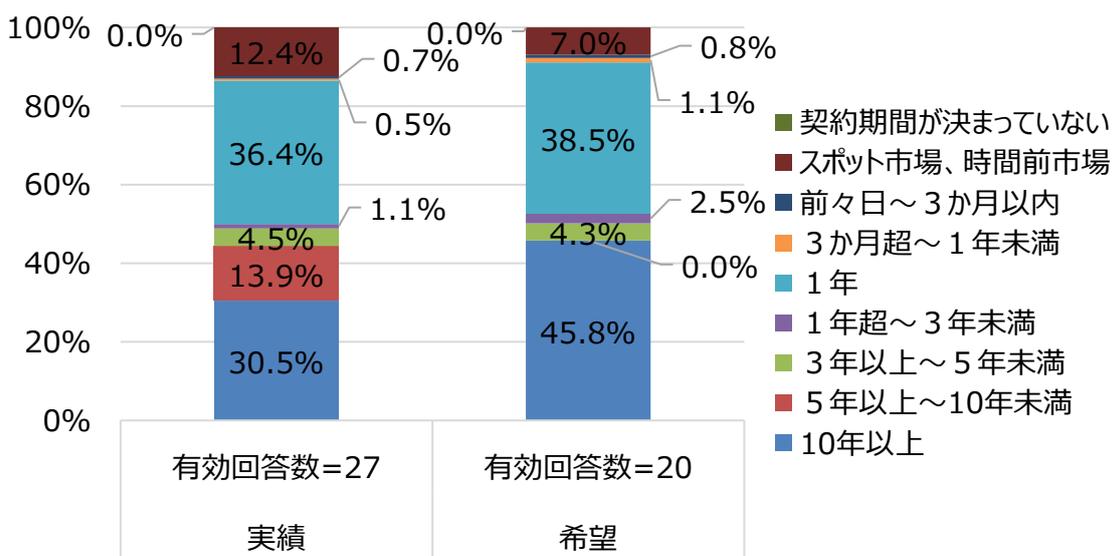


図 5 2021 年度契約期間別契約実績 (kWh ベース) と希望のポートフォリオの比較 (加重平均)

(3) 小売電気事業者等への卸売りに関する詳細

(3) - 1 : 長期契約

<10 年以上>

(3) - 1 - 1 :

小売電気事業者と長期契約 (10 年以上) の実績があるか否かについては、図 6 のとおりである。

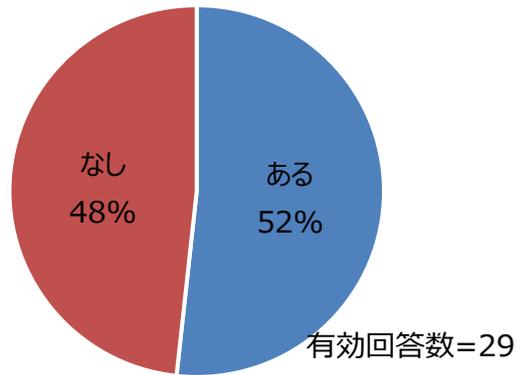


図 6 小売電気事業者との長期契約（10年以上）の実績の有無

(3) - 1 - 2 :

取引方法別の取引実績について、各社の回答を単純平均した結果は、図 7 のとおりである。なお、グラフに出てこない取引方法（JEPX 先渡市場、ベースロード市場、ブローカーを介さない先物取引（電気の現物の売買は JEPX スポット市場経由）、ブローカー市場（先物取引。電気の現物の売買は JEPX スポット市場経由）、ブローカー市場（現物取引））については、それぞれ 0%であった。

それぞれの取引方法について取引実績があるかどうかにかかわらず、今後その取引方法の取引を行いたいか、取引量を増やしたいかどうかの希望（今後取引を行いたい・取引量を増やしたいという希望があれば「○」、今後取引を行いたくない・取引量を減らしたいということであれば「×」）については、図 8 のとおりである。

なお、図 7 や図 8 における「その他」については、「電源入札」や「FIT」という回答があった。

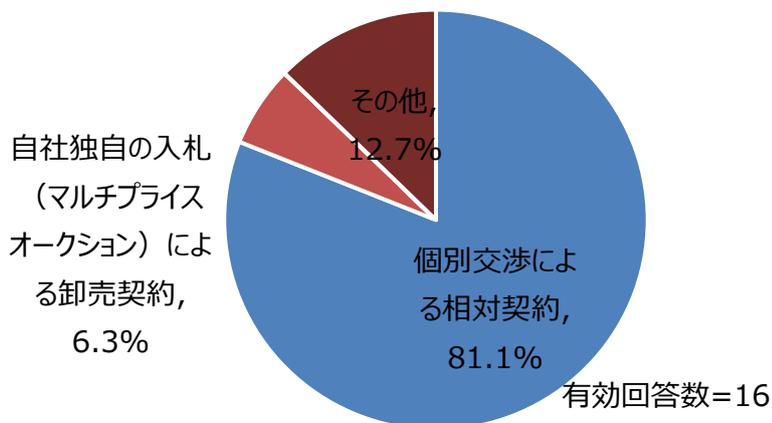


図 7 長期契約（10年以上）に関する取引方法別の契約実績（kWh ベース）

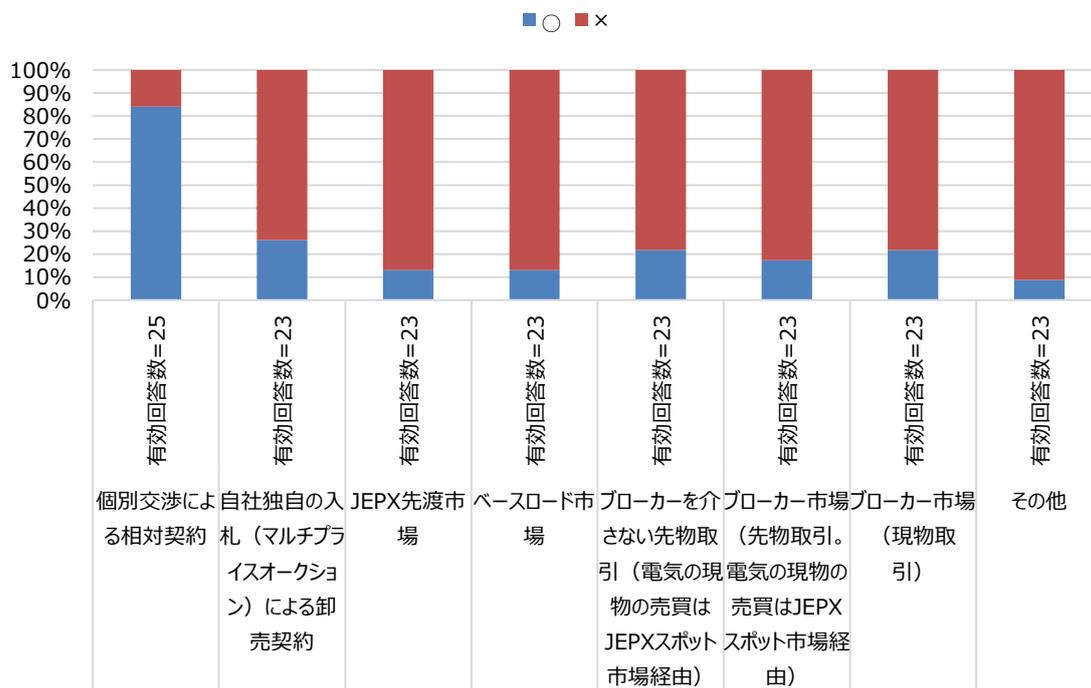


図 8 長期契約（10年以上）に関する各取引方法における希望

また、それぞれの取引方法または長期契約（10年以上）全般について、特筆すべき課題等については、以下のような回答があった。

- 新規電源の投資決定では、減価償却費や支払利息等も含めた費用が長期にわたり回収される必要があり、長期契約によるオフテイクが必須。
- 契約期間が長期になればなるほど、個別の条件（電源の想定外のトラブルや燃料価格等の発電費用の不確実性、通告変更等）について個別に調整して合意しておくことが重要。相対取引が中心となると考えられる。
- 個別交渉による相対契約に加え、リスクヘッジのため先物取引の活用が必要。一方、先物市場の厚みは小さいので、段階的に先渡市場及びベースロード市場を縮小・廃止することで、先物市場に集約化することが考えられるか。
- 小売電気事業者の事業撤退が頻繁に発生する状況下にあっては、取引先が長期間の取引を確実に履行できるかについて、慎重な判断が必要。与信力のある事業者以外との契約は非常に難しい。
- 会社間取引となると、将来キャッシュフローの確実性が低下し、原子力発電の固定資産評価については、会計監査上の主要な検討事項になる場合もある。原子力発電事業を推進していくためには、長期契約（廃止措置終了まで）が不可欠。また、再エネについても、長期的な投資も含め事業を拡大していく

ためには、長期契約が必要。

(3) — 1 — 3 :

数量や価格の条件別の契約実績について、各社の回答を単純平均した結果は、図 9 のとおりである。

それぞれの条件について取引実績があるかどうかにかかわらず、今後その条件の取引を行いたい、取引量を増やしたいかどうかの希望（今後取引を行いたい・取引量を増やしたいという希望があれば「○」、今後取引を行いたくない・取引量を減らしたいということであれば「×」）については、図 10 のとおりである。

なお、図 9 や図 10 における「その他」については、「毎年、翌年度の料金を協議する。」、「発電電力をコストベースで引き取る。」といった回答があった。

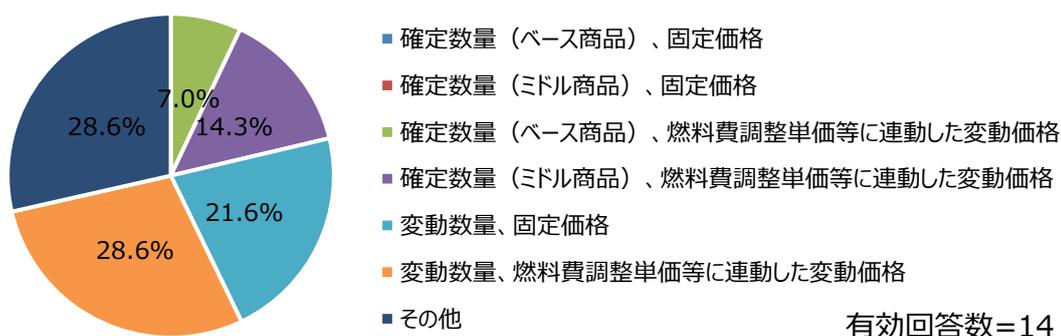


図 9 長期契約（10年以上）に関する数量や価格の条件別の契約実績（kWhベース）

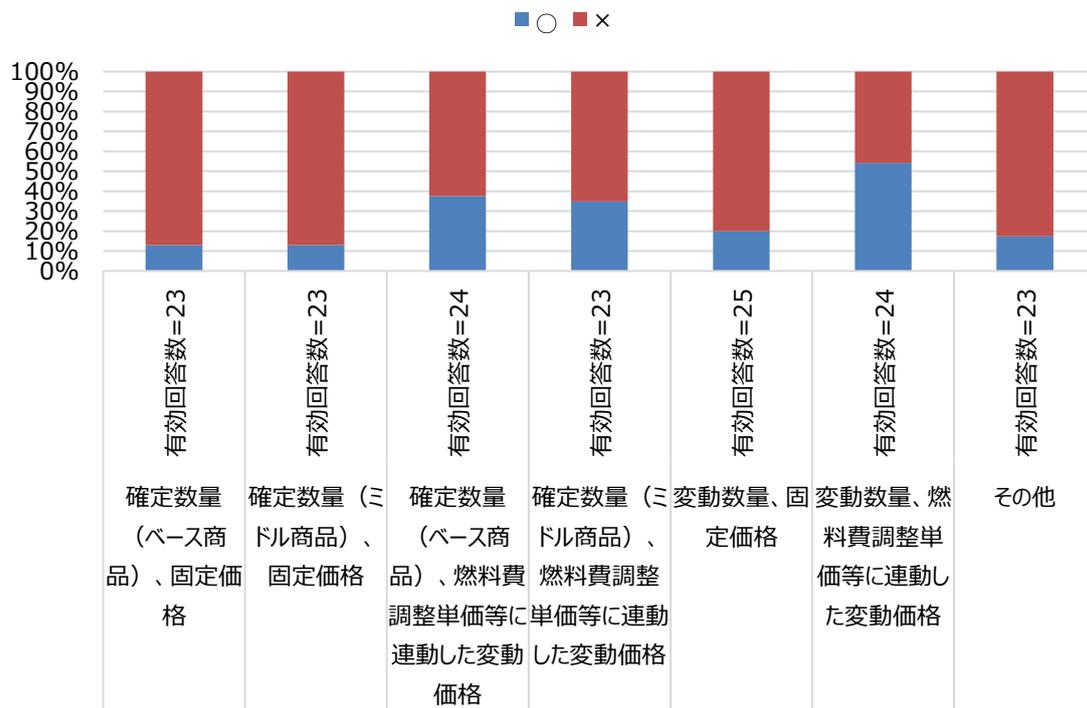


図 10 長期契約（10年以上）に関する数量や価格の条件における希望

また、それぞれの取引条件または長期契約（10年以上）全般について、特筆すべき課題等については、以下のような回答があった。

- 資源価格の変動リスクがあるため、先物取引でヘッジできない場合は固定価格で契約する受容性は少ない。
- 燃料費変動リスクを織り込む必要があり、固定価格は長期になればなるほど、小売電気事業者と目線が合わず、合意しにくくなる。リスクの低減のためには、燃料価格を長期間ヘッジしやすくなるような環境整備が必要。
- 変動し得る不確定要素（燃料価格、為替、電源構成、物価変動等）を販売価格に反映できる条件を希望。
- 燃料価格が大幅に変動した場合の柔軟な契約内容の見直しが必要。
- 長期にわたって、契約価格を事前に決めることは、売主・買主双方にリスクがあり、毎年協議をしている。
- 特定の電源での長期相対契約（PPA）であれば、変動数量・固定価格の契約締結は可能。
- 発電計画の変更（計画外停止等）や燃料価格等の不確実性を踏まえ、価格や量を固定化することに一定のリスクがあるため、量や価格に柔軟性のある取引条件が中心になる。

- 変動数量は、契約先の受容性のあるアローアンスの設定が課題。また、燃料の長期契約をしている場合、量の柔軟な変動には限りがあるため、この燃料の長期契約を踏まえた、アローアンスの設定が必要。
- 電源によっては、通告変更は不可能。
- 国際情勢の不安定化は燃料調達の大きなリスクであり、フォースマジェール条項の付帯が必要。
- 再エネ電源の場合、変動数量での引き渡しが基本。

(3) - 1 - 4 :

小売電気事業者と長期契約（10年以上）を結ぶニーズがあるかや、電源を特定するニーズがあるか否かについては、図 11、図 12 のとおりである。

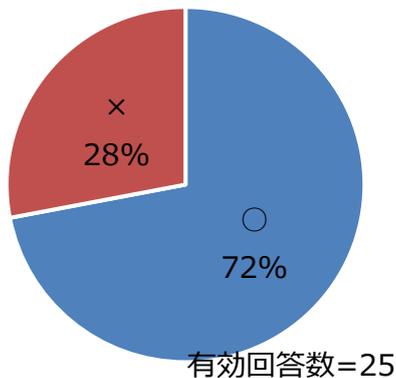
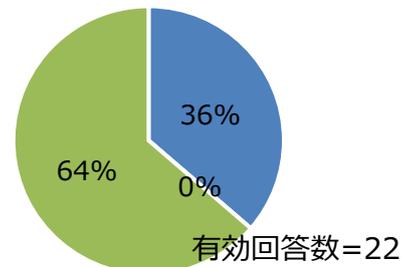


図 11 小売電気事業者と長期契約（10年以上）を結ぶニーズがあるか



- a) 電源を特定して、長期契約を結びたい
- b) 電源を特定せず、長期契約を結びたい
- c) 契約の相手先や契約条件（価格、期間等）、電源種によりケースバイケース

図 12 電源を特定するニーズがあるか否か

(3) - 1 - 5 :

小売電気事業者と長期契約（10年以上）を結ぶニーズがある場合、その理由については、図 13 のとおりである。

なお、「その他」については、「発電事業のリスク（電源の想定外のトラブルや燃料費変動、一般費用増加等）について、小売電気事業者とシェアする効果を期待している。また、小売電気事業者との間で長期のパートナーシップを築くことにより、長期契約以外の短期契約の条件合意のしやすさに繋がることや、その他の協業に繋がる等の効果を期待している。」といった回答や、「トレーディング原資として。」といった回答があった。

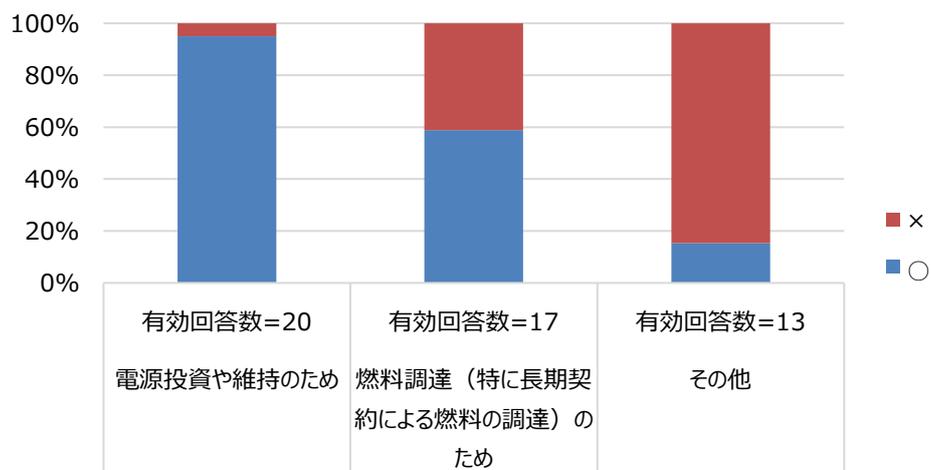


図 13 小売電気事業者と長期契約（10 年以上）を結ぶニーズがある理由

(3) - 1 - 6 :

小売電気事業者と長期契約（10 年以上）を結ぶ際の課題については、図 14 のとおりである。

なお、「d) その他の契約条項」については、「燃調フォーミュラ」や、「発電計画の変更（計画外停止、負荷制限、等）の取り扱い」等の回答があった。また、「その他」については、「発電事業者・小売電気事業者双方の制度変更リスク（例として、ベースロード市場、非化石取引市場、個別電源（原子力、石炭など）関連の諸制度、環境規制、等）」や、「市場価格の予見性が立たないこと」、「災害等の予測困難事象における買い手の受容可否」、「長期的な販売ひいては固定費回収」等の回答があった。

また、本設問に関連して、契約内容や条件によって課題が異なりうる等、留意すべき点については、以下のような回答があった。

- 小売電気事業者が締結している契約と発電事業者の燃料調達のインデックスの差異に起因した収支リスクの発生が課題。
- 確定数量の契約を締結する際には、電源脱落や石炭フェードアウト等による販売可能量の変動リスクが、固定価格の契約を締結する際には予期せぬ規制による追加コストの増加リスクが課題。
- 契約合意後に小売電気事業者からキャンセルの申出を受ける場合があり、確実に長期契約を締結できる取引先を選別する必要。
- 制度変更（カーボンプライシング等）により、電源構成が変わり得る。

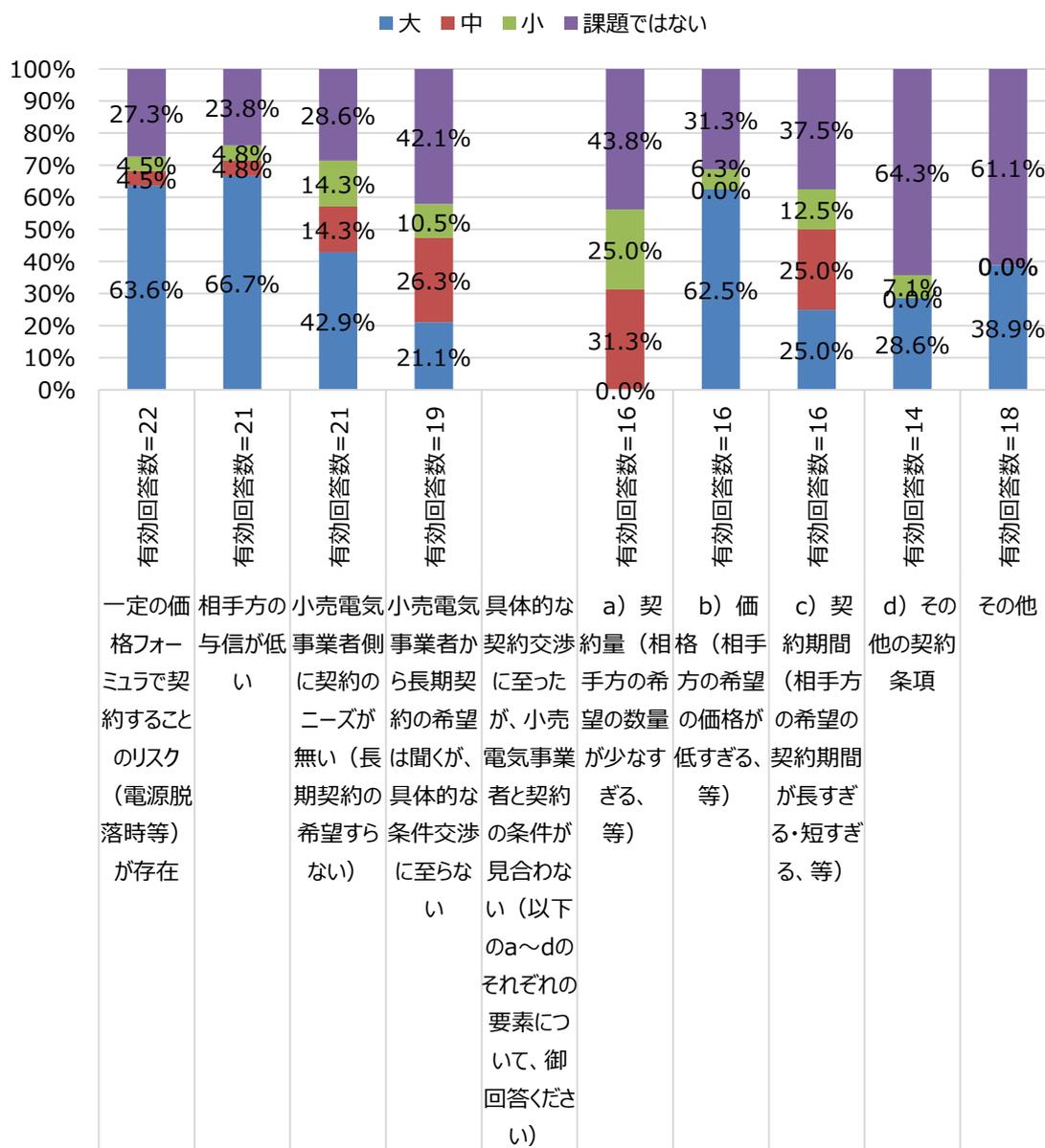


図 14 小売電気事業者と長期契約（10年以上）を結ぶ際の課題

(3) —1—7 :

小売電気事業者と長期契約（10年以上）を結ぶ際の課題を解決するための手段については、以下のような回答があった。

- 政策の安定化により、発電事業者が長期の予見性を持つことができるようになることが必要。あるいは、国の政策変更に起因するコストは国が負担する等の仕組みを整備する等が考えられる。
- 契約ニーズが無いことについては、契約の転売（セカンダリ市場の活用）を

可能とすることが解決策の一つになりうるか。

- 販売先の与信が非常に重要であり、第三者による保険や保証など、電力取引における信用補完の仕組みの整備が望まれる。
- 燃料価格が大幅に変動した場合の柔軟な契約内容の見直しが必要。稼働率未達の場合のペナルティを考慮すると逆ザヤでも運転せざるを得ない。
- 市場価格や非化石価値を見通せる市場環境の整備。

(3) — 1 — 8 :

小売電気事業者と長期契約（10年以上）を結ぶ際の、その契約ロットの下限（kW ベース）については、設定していない場合もあれば、事業者によって100kW～10,000kWまで様々な設定があった。下限設定の理由については、「取引コストを踏まえた」といった理由や、「契約管理コストの増大の防止」、「安定的な燃料確保の観点」、「他市場の取引最小単位」、「運用権まで販売先に渡す場合の運用上の課題を考慮した設定」、「発電設備の最低出力」といった様々な回答があった。

< 5年以上～10年未満 >

(3) — 1 — 1 :

小売電気事業者と長期契約（5年以上～10年未満）の実績があるか否かについては、図 15 のとおりである。

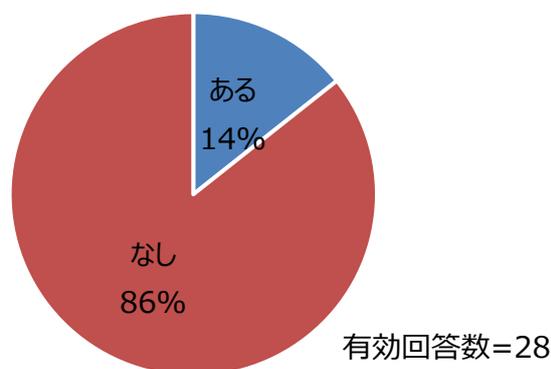


図 15 小売電気事業者との長期契約（5年以上～10年未満）の実績の有無

(3) — 1 — 2 :

取引方法別の取引実績について、回答があった5事業者全てについて、その回答は「個別交渉による相対契約」であった。

それぞれの取引方法について取引実績があるかどうかにかかわらず、今後その取引方法の取引を行いたい、取引量を増やしたいかどうかの希望（今後取引

を行いたい・取引量を増やしたいという希望があれば「○」、今後取引を行いたくない・取引量を減らしたいということであれば「×」については、図 16 のとおりである。

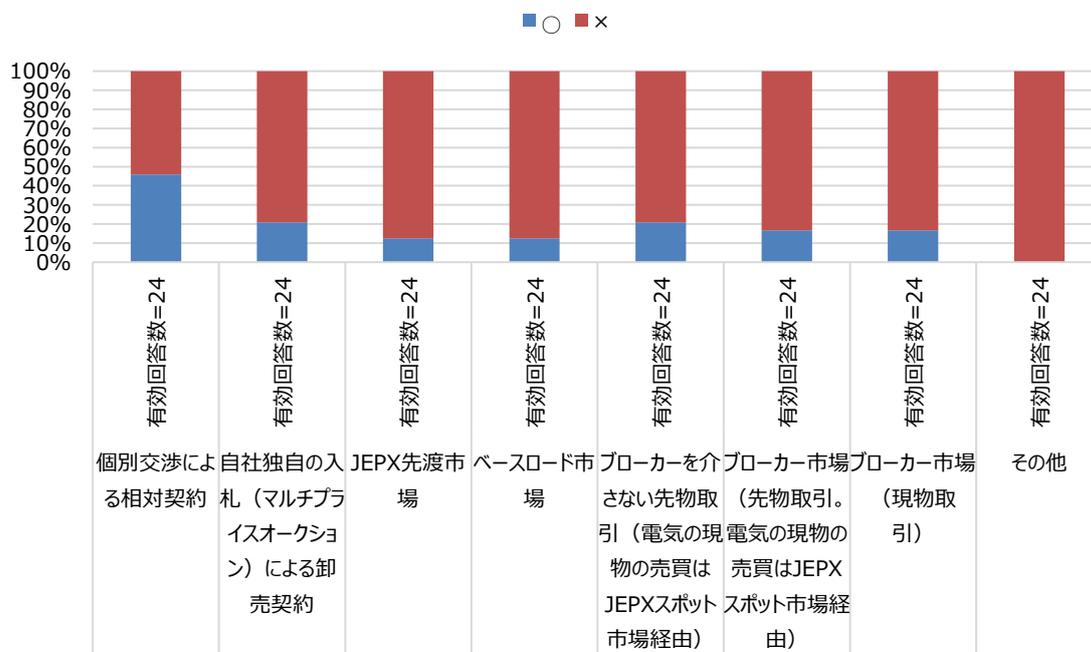


図 16 長期契約（5年以上～10年未満）に関する各取引方法における希望

また、それぞれの取引方法または長期契約（5年以上～10年未満）全般について、特筆すべき課題等については、以下のような回答があった。

- 長期契約は、供給力や燃料調達の観点から中長期的に安定的に供給できるかと、適切な料金設定により確実に固定費を含むコストを回収できるかという観点での判断が必要。一方、長期的な電源ポートフォリオや燃料調達環境の見通しが不透明な現状では、契約条件にどう反映するか、判断が非常に難しい。
- 契約期間が長期になればなるほど、個別の条件（電源の想定外のトラブルや燃料価格等の発電費用の不確実性、通告変更等）について個別に調整して合意しておくことが重要。相対取引が中心となると考えられる。
- 個別交渉による相対契約に加え、リスクヘッジのため先物取引の活用が必要。一方、先物市場の厚みは小さいので、段階的に先渡市場及びベースロード市場を縮小・廃止することで、先物市場に集約化することが考えられるか。
- 小売電気事業者の事業撤退が頻繁に発生する状況下にあっては、取引先が長

期間の取引を確実に履行できるかについて、慎重な判断が必要。与信力のある事業者以外との契約は非常に難しい。

(3) — 1 — 3 :

数量や価格の条件別の契約実績について、「確定数量（ベース商品）、燃料費調整単価等に連動した変動価格」を 100%と回答した事業者が 1 者、「変動数量、燃料費調整単価等に連動した変動価格」を 100%と回答した事業者が 3 者、「その他」を 100%と回答した事業者が 1 者であった。

それぞれの条件について取引実績があるかどうかにかかわらず、今後その条件の取引を行いたい、取引量を増やしたいかどうかの希望（今後取引を行いたい・取引量を増やしたいという希望があれば「○」、今後取引を行いたくない・取引量を減らしたいということであれば「×」）については、図 17 のとおりである。

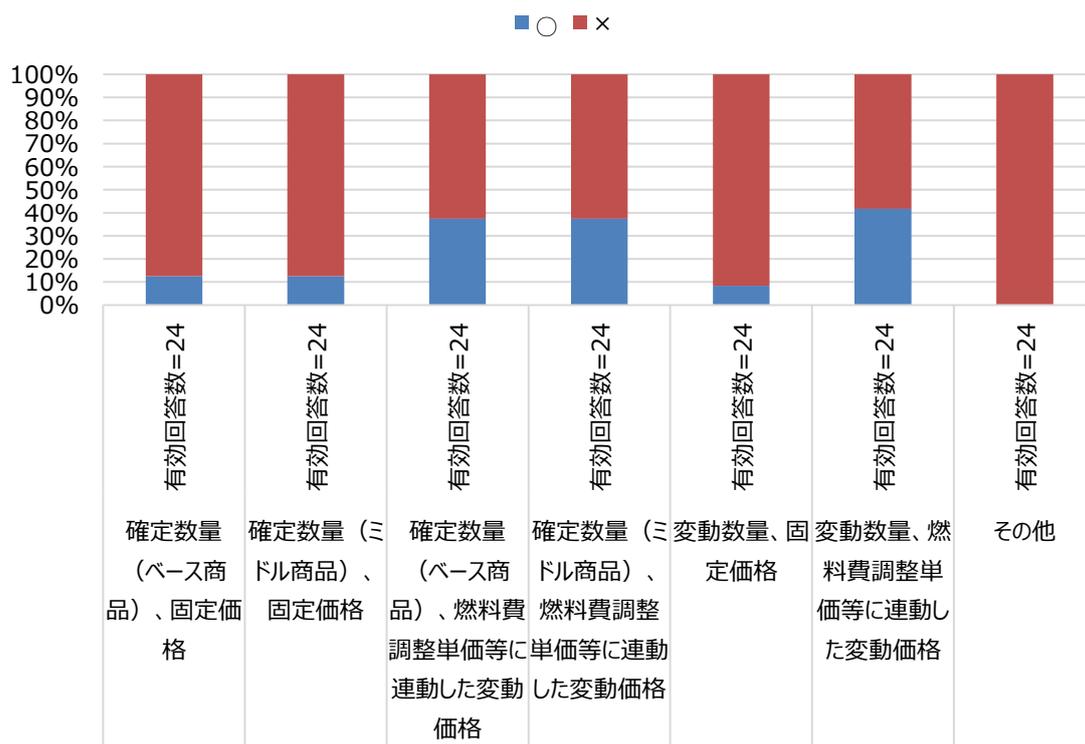


図 17 長期契約（5年以上～10年未満）に関する数量や価格の条件における希望

また、それぞれの取引条件または長期契約（5年以上～10年未満）全般について、特筆すべき課題等については、以下のような回答があった。

- 資源価格の変動リスクがあるため、先物取引でヘッジできない場合は固定価格で契約する受容性は少ない。
- 燃料費変動リスクを織り込む必要があり、固定価格は長期になればなるほど、小売電気事業者と目線が合わず、合意しにくくなる。リスクの低減のためには、燃料価格を長期間ヘッジしやすくなるような環境整備が必要。
- 変動し得る不確定要素（燃料価格、為替、電源構成、物価変動等）を販売価格に反映できる条件を希望。
- 長期にわたって、契約価格を事前に決めることは、売主・買主双方にリスクがあり、毎年協議をしている。
- 発電計画の変更（計画外停止等）や燃料価格等の不確実性を踏まえ、価格や量を固定化することに一定のリスクがあるため、量や価格に柔軟性のある取引条件が中心になる。
- 変動数量は、契約先の受容性のあるアローアンスの設定が課題。また、燃料の長期契約をしている場合、量の柔軟な変動には限りがあるため、この燃料の長期契約を踏まえた、アローアンスの設定が必要。
- 電源によっては、通告変更は不可能。
- 国際情勢の不安定化は燃料調達の大きなリスクであり、フォースマajeール条項の付帯が必要。
- 制度変更（カーボンプライシング等）により、電源構成が変わり得る。

(3) — 1 — 4 :

小売電気事業者と長期契約(5年以上～10年未満)を結ぶニーズがあるかや、電源を特定するニーズがあるか否かについては、図 18、図 19 のとおりである。

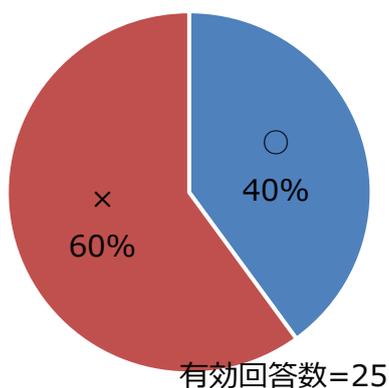
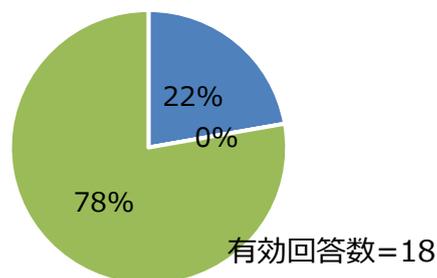


図 18 小売電気事業者と長期契約（5年以上～10年未満）を結ぶニーズがあるか



- a) 電源を特定して、長期契約を結びたい
- b) 電源を特定せず、長期契約を結びたい
- c) 契約の相手先や契約条件（価格、期間等）、電源種によりケースバイケース

図 19 電源を特定するニーズがあるか否か

(3) - 1 - 5 :

小売電気事業者と長期契約（5年以上～10年未満）を結ぶニーズがある場合、その理由については、図 20 のとおりである。

なお、「その他」については、「発電事業のリスク（電源の想定外のトラブルや燃料費変動、一般費用増加等）について、小売電気事業者とシェアする効果を期待している。また、小売電気事業者との間で長期のパートナーシップを築くことにより、長期契約以外の短期契約の条件合意のしやすさに繋がることや、その他の協業に繋がる等の効果を期待している。」といった回答や、「トレーディング原資として。」といった回答があった。

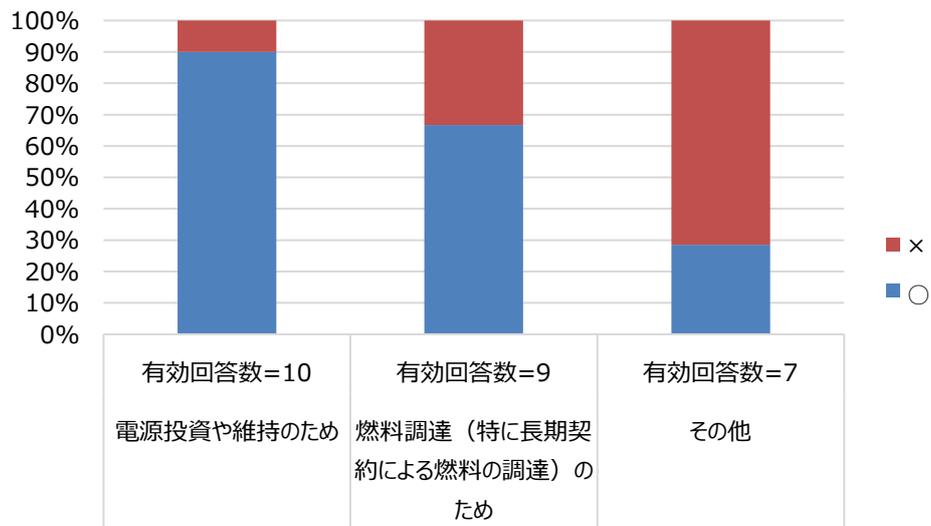


図 20 小売電気事業者と長期契約（5年以上～10年未満）を結ぶニーズがある理由

(3) - 1 - 6 :

小売電気事業者と長期契約（5年以上～10年未満）を結ぶ際の課題については、図 21 のとおりである。

なお、「d) その他の契約条項」については、「燃調フォーミュラ」や、「発電計画の変更（計画外停止、負荷制限、等）の取り扱い」等の回答があった。また、「その他」については、「発電事業者・小売電気事業者双方の制度変更リスク（例として、ベースロード市場、非化石取引市場、個別電源（原子力、石炭など）関連の諸制度、環境規制、等）」や、「災害等の予測困難事象における買い手の受容可否」、「長期的な販売については固定費回収」等の回答があった。

また、本設問に関連して、契約内容や条件によって課題が異なりうる等、留意すべき点については、以下のような回答があった。

- 小売電気事業者が締結している契約と発電事業者の燃料調達のインデックスの差異に起因した収支リスクの発生が課題。
- 確定数量の契約を締結する際には、電源脱落や石炭フェードアウト等による販売可能量の変動リスクが、固定価格の契約を締結する際には予期せぬ規制による追加コストの増加リスクが課題。
- 契約合意後に小売電気事業者からキャンセルの申出を受ける場合があり、確実に長期契約を締結できる取引先を選別する必要。
- 制度変更（カーボンプライシング等）により、電源構成が変わり得る。

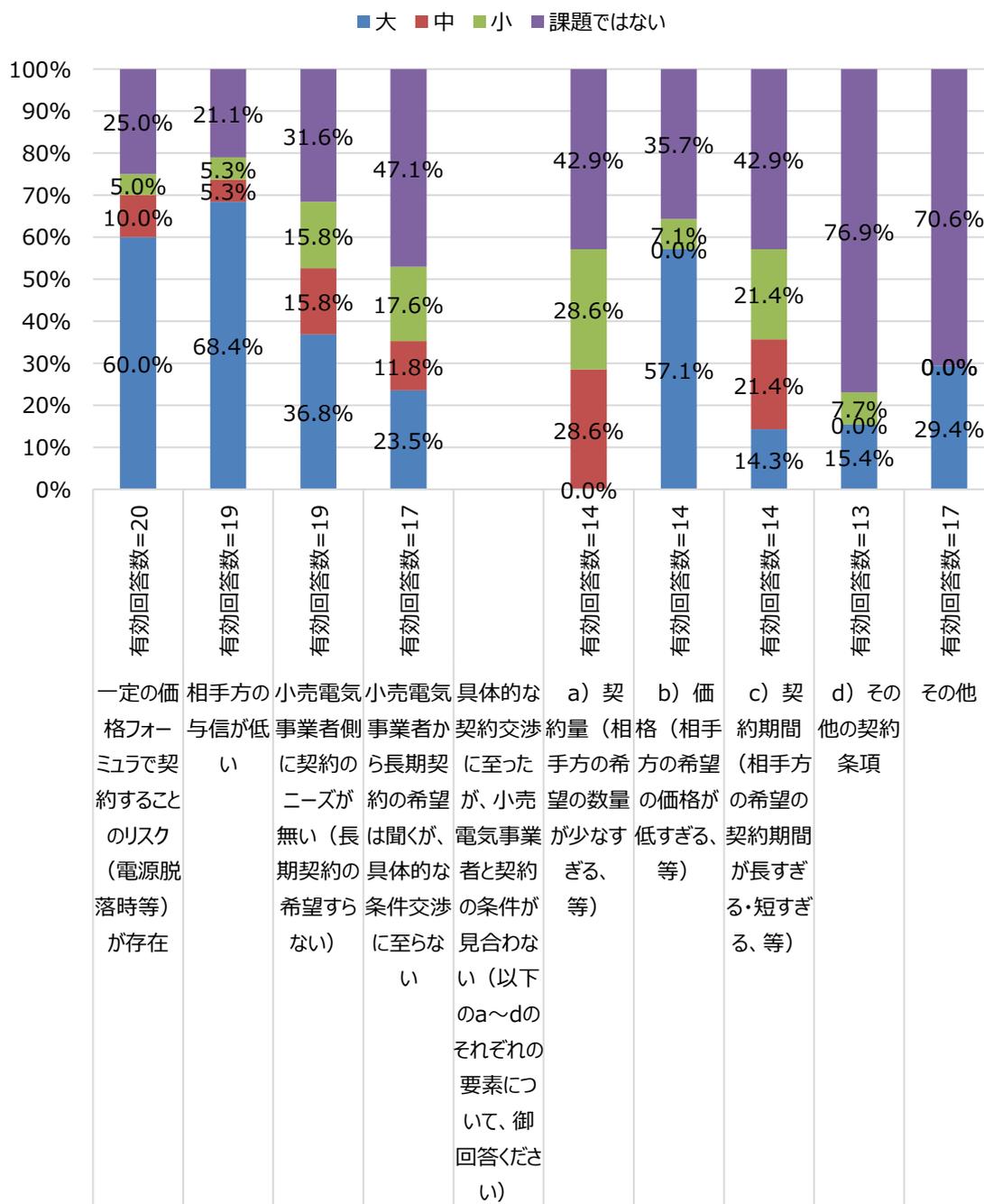


図 21 小売電気事業者と長期契約（5年以上～10年未満）を結ぶ際の課題

(3) —1—7 :

小売電気事業者と長期契約（5年以上～10年未満）を結ぶ際の課題を解決するための手段については、以下のような回答があった。

- 政策の安定化により、発電事業者が長期の予見性を持つことができるようになることが必要。あるいは、国の政策変更に起因するコストは国が負担する等の仕組みを整備する等が考えられる。
- 契約ニーズが無いことについては、契約の転売（セカンダリ市場の活用）を可能とすることが解決策の一つになりうるか。
- 販売先の与信が非常に重要であり、第三者による保険や保証など、電力取引における信用補完の仕組みの整備が望まれる。

(3) — 1 — 8 :

小売電気事業者と長期契約（5年以上～10年未満）を結ぶ際の、その契約ロットの下限（kW ベース）については、設定していない場合もあれば、事業者によって100kW～10,000kWまで様々な設定があった。下限設定の理由については、「取引コストを踏まえた」といった理由や、「契約管理コストの増大の防止」、「安定的な燃料確保の観点」、「他市場の取引最小単位」、「運用権まで販売先に渡す場合の運用上の課題を考慮した設定」、「発電設備の最低出力」といった様々な回答があった。

< 3年以上～5年未満 >

(3) — 1 — 1 :

小売電気事業者と長期契約（3年以上～5年未満）の実績があるか否かについては、図 22 のとおりである。

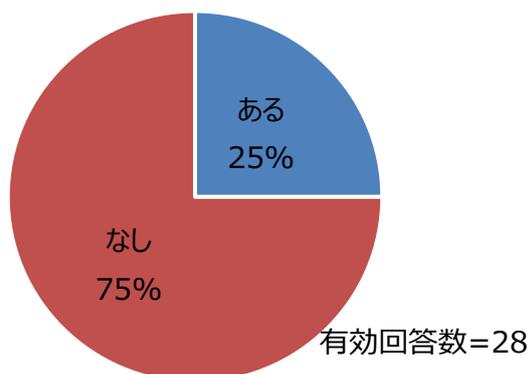


図 22 小売電気事業者との長期契約（3年以上～5年未満）の実績の有無

(3) — 1 — 2 :

取引方法別の取引実績について、回答があった8事業者全てについて、その回答は「個別交渉による相対契約」であった。

それぞれの取引方法について取引実績があるかどうかにかかわらず、今後そ

の取引方法の取引を行いたい、取引量を増やしたいかどうかの希望（今後取引を行いたい・取引量を増やしたいという希望があれば「○」、今後取引を行いたくない・取引量を減らしたいということであれば「×」）については、図 23 のとおりである。

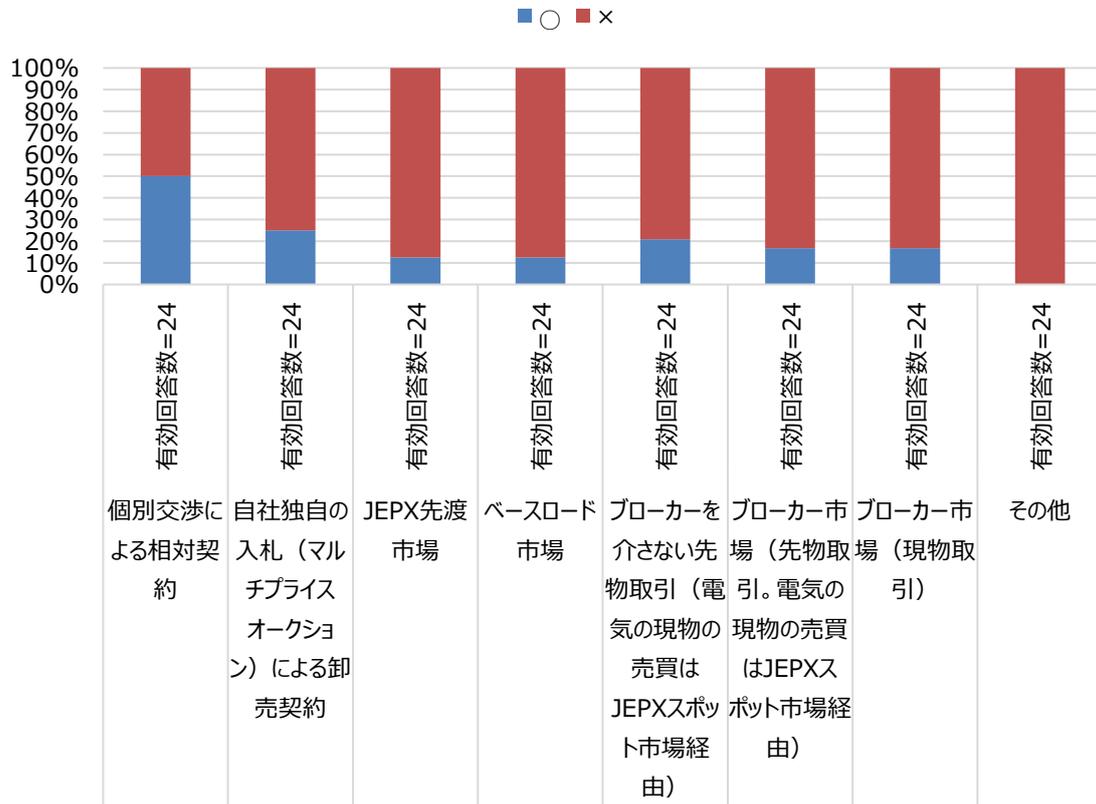


図 23 長期契約（3年以上～5年未満）に関する各取引方法における希望

また、それぞれの取引方法または長期契約（3年以上～5年未満）全般について、特筆すべき課題等については、以下のような回答があった。

- 契約期間が長期になればなるほど、個別の条件（電源の想定外のトラブルや燃料価格等の発電費用の不確実性、通告変更等）について個別に調整して合意しておくことが重要。相対取引が中心となると考えられる。
- 個別交渉による相対契約に加え、リスクヘッジのため先物取引の活用が必要。一方、先物市場の厚みは小さいので、段階的に先渡市場及びベースロード市場を縮小・廃止することで、先物市場に集約化することが考えられるか。
- 小売電気事業者の事業撤退が頻繁に発生する状況下にあっては、取引先が長期間の取引を確実に履行できるかについて、慎重な判断が必要。与信力のある事業者以外との契約は非常に難しい。

- 長期契約は、供給力や燃料調達の観点から中長期的に安定的に供給できるかと、適切な料金設定により確実に固定費を含むコストを回収できるかという観点での判断が必要。一方、長期的な電源ポートフォリオや燃料調達環境の見通しが不透明な現状では、契約条件にどう反映するか、判断が非常に難しい。

(3) — 1 — 3 :

数量や価格の条件別の契約実績について、各社の回答を単純平均した結果は、図 24 のとおりである。

それぞれの条件について取引実績があるかどうかにかかわらず、今後その条件の取引を行いたい、取引量を増やしたいかどうかの希望（今後取引を行いたい・取引量を増やしたいという希望があれば「○」、今後取引を行いたくない・取引量を減らしたいということであれば「×」）については、図 25 のとおりである。

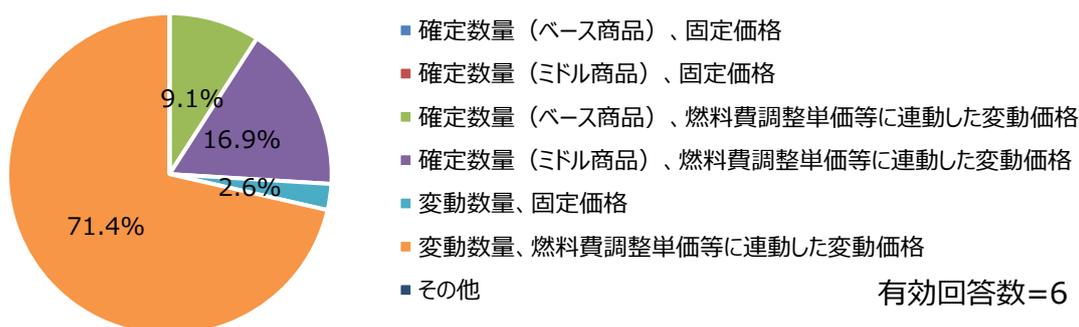


図 24 長期契約（3年以上～5年未満）に関する数量や価格の条件別の契約実績（kWh ベース）

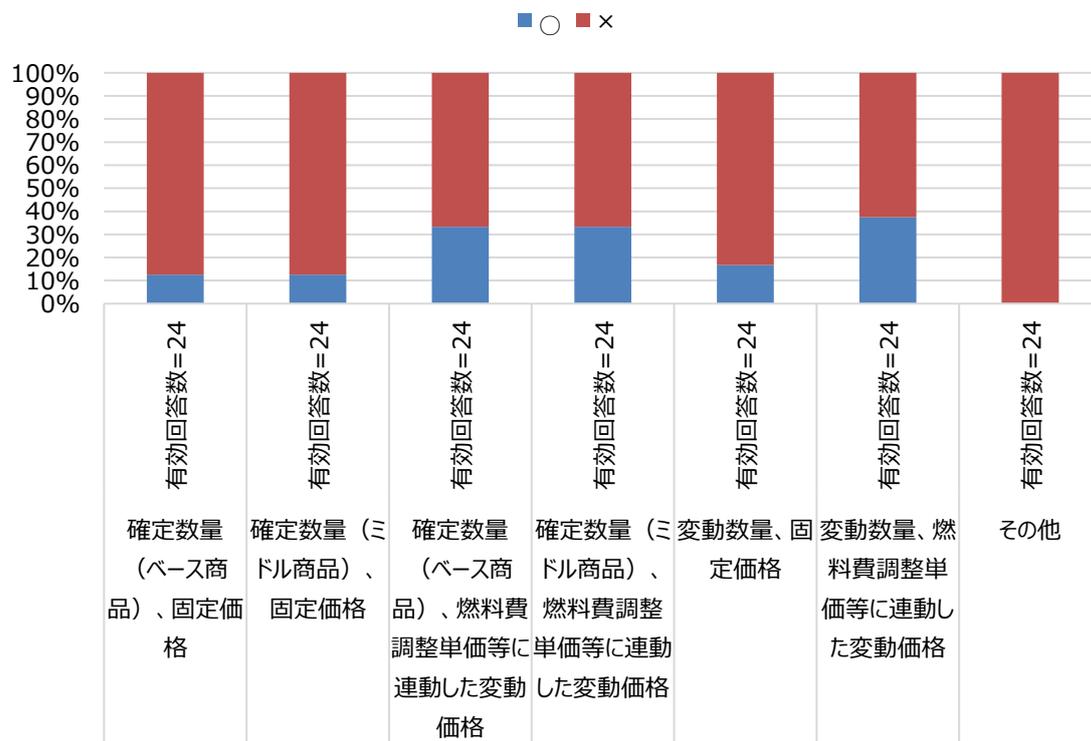


図 25 長期契約（3年以上～5年未満）に関する数量や価格の条件における希望

また、それぞれの取引条件または長期契約（3年以上～5年未満）全般について、特筆すべき課題等については、以下のような回答があった。

- 資源価格の変動リスクがあるため、先物取引でヘッジできない場合は固定価格で契約する受容性は少ない。
- 燃料費変動リスクを織り込む必要があり、固定価格は長期になればなるほど、小売電気事業者と目線が合わず、合意しにくくなる。リスクの低減のためには、燃料価格を長期間ヘッジしやすくなるような環境整備が必要。
- 変動し得る不確定要素（燃料価格、為替、電源構成、物価変動等）を販売価格に反映できる条件を希望。
- 発電計画の変更（計画外停止等）や燃料価格等の不確実性を踏まえ、価格や量を固定化することに一定のリスクがあるため、量や価格に柔軟性のある取引条件が中心になる。
- 変動数量は、契約先の受容性のあるアローアンスの設定が課題。また、燃料の長期契約をしている場合、量の柔軟な変動には限りがあるため、この燃料の長期契約を踏まえた、アローアンスの設定が必要。

- 国際情勢の不安定化は燃料調達の大きなリスクであり、フォースマジュール条項の付帯が必要。
- 制度変更（カーボンプライシング等）により、電源構成が変わり得る。
- 再エネ電源の場合、変動数量での引き渡しが基本。

(3) - 1 - 4 :

小売電気事業者と長期契約（3年以上～5年未満）を結ぶニーズがあるかや、電源を特定するニーズがあるか否かについては、図 26、図 27 のとおりである。

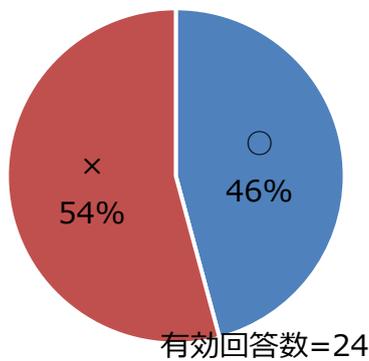


図 26 小売電気事業者と長期契約（3年以上～5年未満）を結ぶニーズがあるか

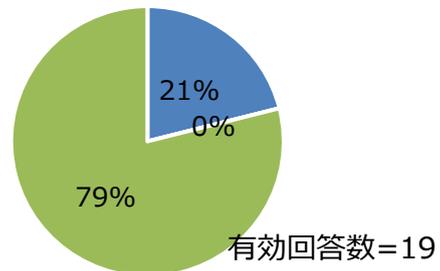


図 27 電源を特定するニーズがあるか否か

- a) 電源を特定して、長期契約を結びたい
- b) 電源を特定せず、長期契約を結びたい
- c) 契約の相手先や契約条件（価格、期間等）、電源種によりケースバイケース

(3) - 1 - 5 :

小売電気事業者と長期契約（3年以上～5年未満）を結ぶニーズがある場合、その理由については、図 28 のとおりである。

なお、「その他」については、「需要家や小売り事業者による再エネメニューへの対応のため。」といった回答や、「トレーディング原資として。」といった回答があった。

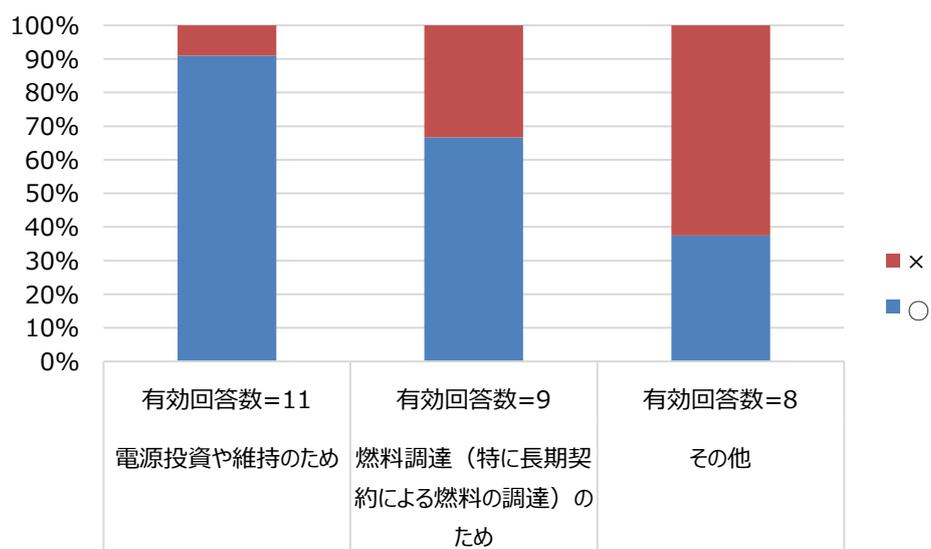


図 28 小売電気事業者と長期契約（3年以上～5年未満）を結ぶニーズがある理由

(3) - 1 - 6 :

小売電気事業者と長期契約（3年以上～5年未満）を結ぶ際の課題については、図 29 のとおりである。

なお、「d) その他の契約条項」については、「燃調フォーミュラ」や、「発電計画の変更（計画外停止、負荷制限、等）の取り扱い」等の回答があった。また、「その他」については、「発電事業者・小売電気事業者双方の制度変更リスク（例として、ベースロード市場、非化石取引市場、個別電源（原子力、石炭など）関連の諸制度、環境規制、等）」や、「災害等の予測困難事象における買い手の受容可否」、「長期的な販売ひいては固定費回収」等の回答があった。

また、本設問に関連して、契約内容や条件によって課題が異なりうる等、留意すべき点については、以下のような回答があった。

- 小売電気事業者が締結している契約と発電事業者の燃料調達のインデックスの差異に起因した収支リスクの発生が課題。
- 確定数量の契約を締結する際には、電源脱落や石炭フェードアウト等による販売可能量の変動リスクが、固定価格の契約を締結する際には予期せぬ規制による追加コストの増加リスクが課題。
- 契約合意後に小売電気事業者からキャンセルの申出を受ける場合があり、確実に長期契約を締結できる取引先を選別する必要。

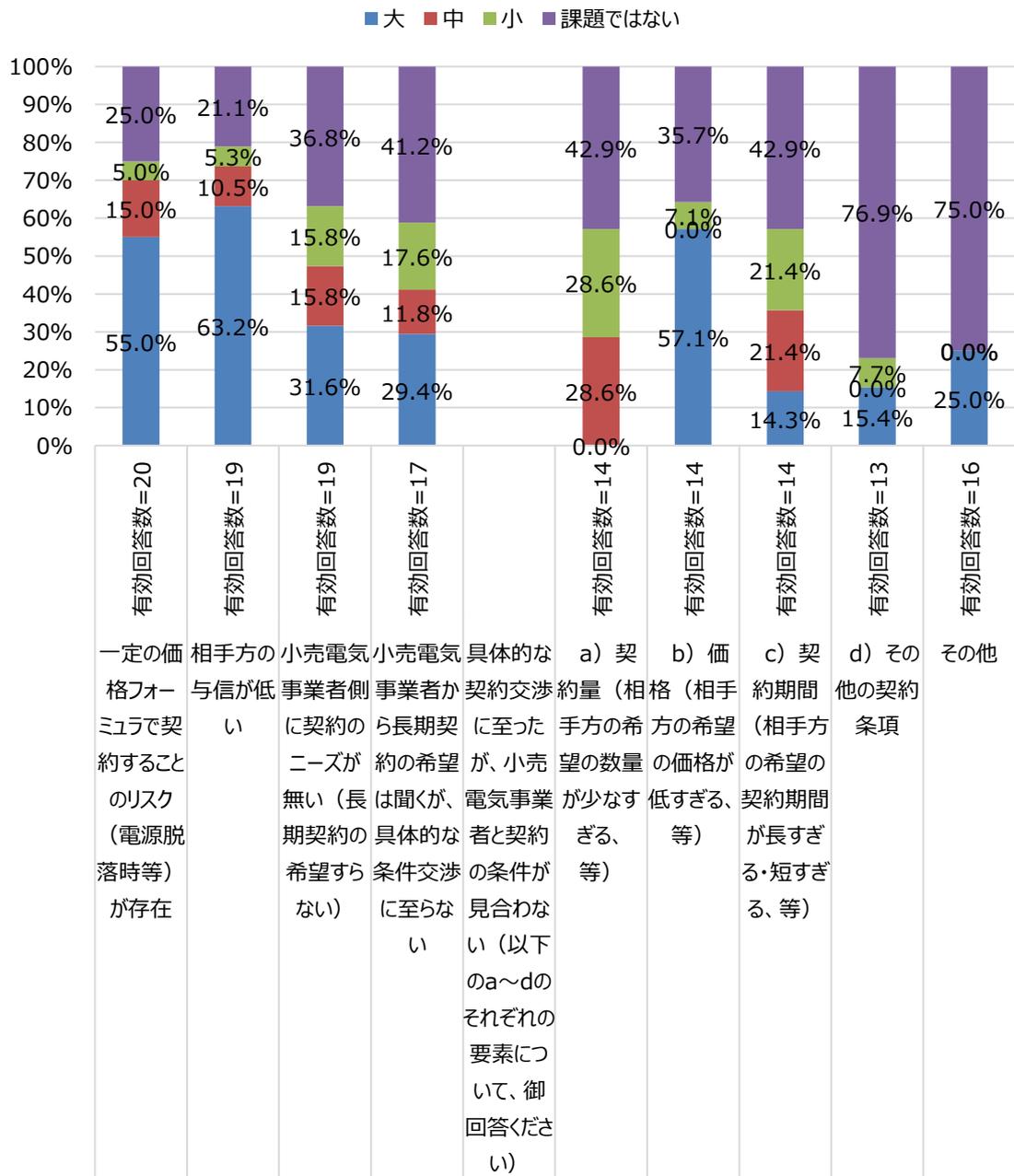


図 29 小売電気事業者と長期契約（3年以上～5年未満）を結ぶ際の課題

(3) —1—7 :

小売電気事業者と長期契約（3年以上～5年未満）を結ぶ際の課題を解決するための手段については、以下のような回答があった。

- 政策の安定化により、発電事業者が長期の予見性を持つことができるようになることが必要。あるいは、国の政策変更に起因するコストは国が負担する

等の仕組みを整備する等が考えられる。

- 契約ニーズが無いことについては、契約の転売（セカンダリ市場の活用）を可能とすることが解決策の一つになりうるか。
- 販売先の与信が非常に重要であり、第三者による保険や保証など、電力取引における信用補完の仕組みの整備が望まれる。

（3）—1—8：

小売電気事業者と長期契約（3年以上～5年未満）を結ぶ際の、その契約ロットの下限（kW ベース）については、設定していない場合もあれば、事業者によって100kW～10,000kWまで様々な設定があった。下限設定の理由については、「取引コストを踏まえた」といった理由や、「契約管理コストの増大の防止」、「安定的な燃料確保の観点」、「他市場の取引最小単位」、「運用権まで販売先に渡す場合の運用上の課題を考慮した設定」、「発電設備の最低出力」といった様々な回答があった。

<1年超～3年未満>

（3）—1—1：

小売電気事業者と長期契約（1年超～3年未満）の実績があるか否かについては、図30のとおりである。

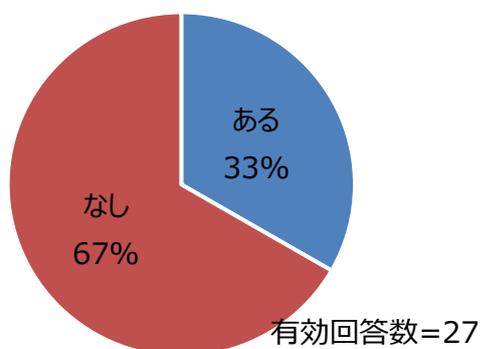


図 30 小売電気事業者との長期契約（1年超～3年未満）の実績の有無

（3）—1—2：

取引方法別の取引実績について、回答があった10事業者全てについて、その回答は「個別交渉による相対契約」であった。

それぞれの取引方法について取引実績があるかどうかにかかわらず、今後その取引方法の取引を行いたい、取引量を増やしたいかどうかの希望（今後取引を行いたい・取引量を増やしたいという希望があれば「○」、今後取引を行いた

くない・取引量を減らしたいということであれば「×」については、図 31 のとおりである。

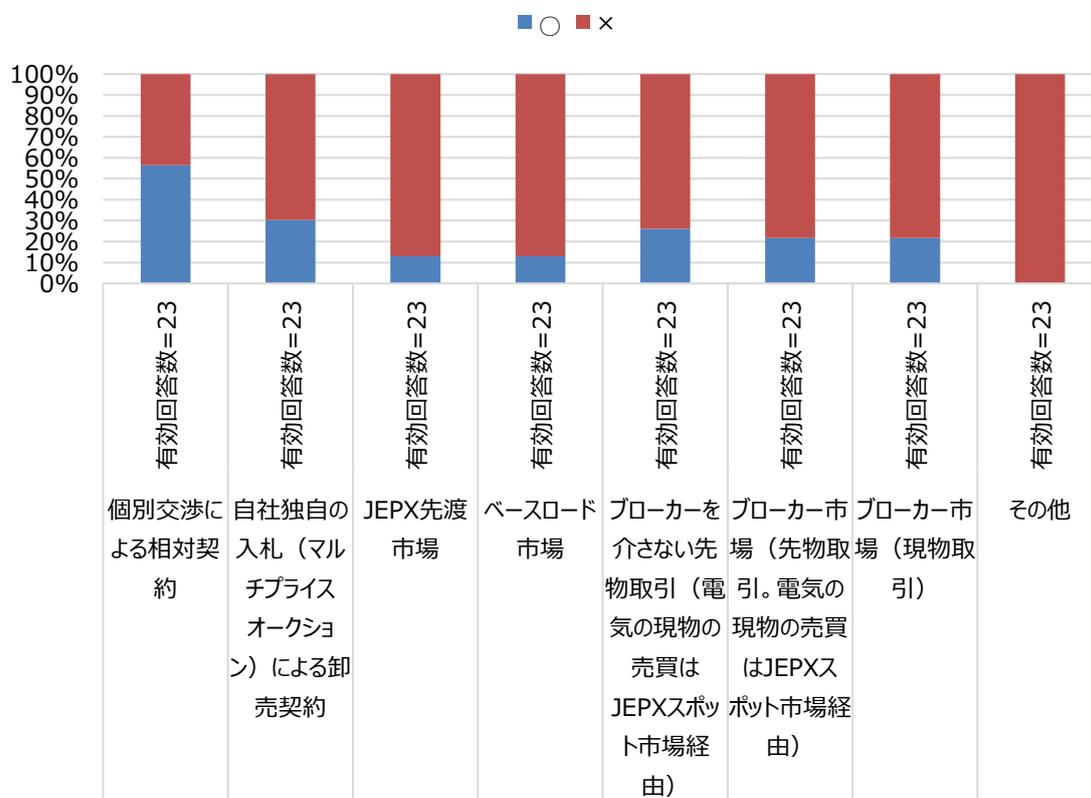


図 31 長期契約（1年超～3年未満）に関する各取引方法における希望

また、それぞれの取引方法または長期契約（1年超～3年未満）全般について、特筆すべき課題等については、以下のような回答があった。

- 個別の条件（電源の計画外停止や燃料価格等の発電費用の不確実性、等）について、条件のすり合わせが可能な相対取引が中心となると考えられる。不確実性が高いため、期間が長いほど条件のすり合わせが難しい。
- 個別交渉による相対契約に加え、リスクヘッジのため先物取引の活用が必要。一方、先物市場の厚みは小さいので、段階的に先渡市場及びベースロード市場を縮小・廃止することで、先物市場に集約化することが考えられるか。
- 販売先の決定において、価格の要素が大きくなる自社独自の入札を行う場合、長期の契約であるほど、与信評価を慎重に行う必要がある。
- 与信力のある事業者以外との契約は非常に難しい。
- 長期契約は、供給力や燃料調達の観点から中長期的に安定的に供給できるかと、適切な料金設定により確実に固定費を含むコストを回収できるかという

観点での判断が必要。一方、長期的な電源ポートフォリオや燃料調達環境の見通しが不透明な現状では、契約条件にどう反映するか、判断が非常に難しい。

- ベースロード市場について、強く希望するわけではないが、2年程度の期間であれば締結可能。

(3) — 1 — 3 :

数量や価格の条件別の契約実績について、各社の回答を単純平均した結果は、図 32 のとおりである。「その他」については、「ベースとミドルを組み合わせたパターンの燃料費調整単価等に連動した変動価格での確定数量取引」、「契約先が希望時間を指定、発電所側が数量を気温予想による変動量として指定、価格は独自の燃料費調整単価連動」といった回答があった。

それぞれの条件について取引実績があるかどうかにかかわらず、今後その条件の取引を行いたい、取引量を増やしたいかどうかの希望（今後取引を行いたい・取引量を増やしたいという希望があれば「○」、今後取引を行いたくない・取引量を減らしたいということであれば「×」）については、図 33 のとおりである。

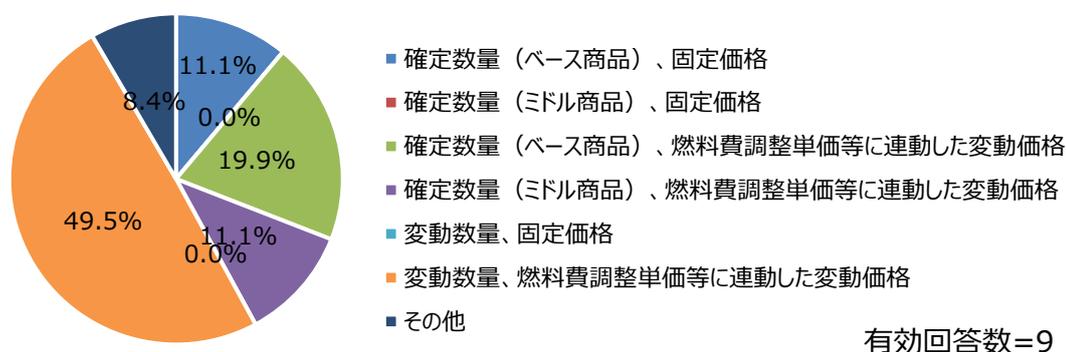


図 32 長期契約（1年超～3年未満）に関する数量や価格の条件別の契約実績（kWh ベース）

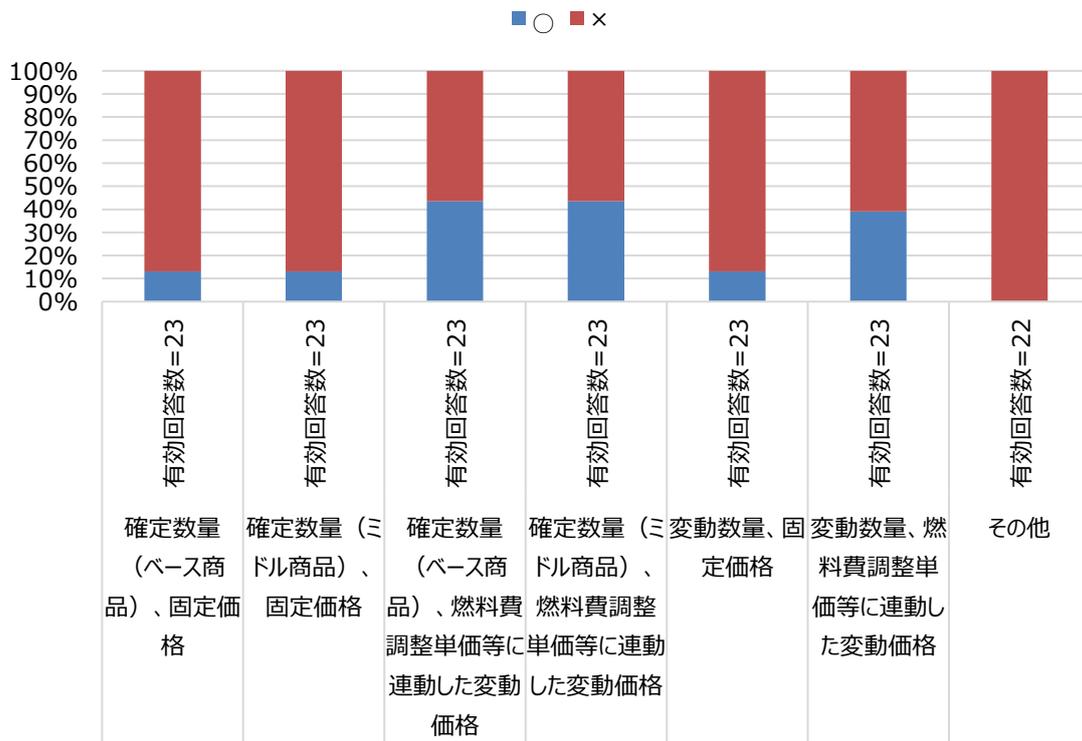


図 33 長期契約（1年超～3年未満）に関する数量や価格の条件における希望

また、それぞれの取引条件または長期契約（1年超～3年未満）全般について、特筆すべき課題等については、以下のような回答があった。

- 資源価格の変動リスクがあるため、先物取引でヘッジできない場合は固定価格で契約する受容性は少ない。
- 燃料費変動リスクを織り込む必要があり、固定価格は長期になればなるほど、小売電気事業者と目線が合わず、合意しにくくなる。リスクの低減のためには、燃料価格を長期間ヘッジしやすくなるような環境整備が必要。
- 発電計画の変更（計画外停止等）や燃料価格等の不確実性を踏まえ、価格や量を固定化することに一定のリスクがあるため、量や価格に柔軟性のある取引条件が中心になる。
- 変動数量は、契約先の受容性のあるアローアンスの設定が課題。また、燃料の長期契約をしている場合、量の柔軟な変動には限りがあるため、この燃料の長期契約を踏まえた、アローアンスの設定が必要。
- 国際情勢の不安定化は燃料調達の大きなリスクであり、フォースマジュール条項の付帯が必要。

(3) - 1 - 4 :

小売電気事業者と長期契約（1年超～3年未満）を結ぶニーズがあるかや、電源を特定するニーズがあるか否かについては、図 34、図 35 のとおりである。

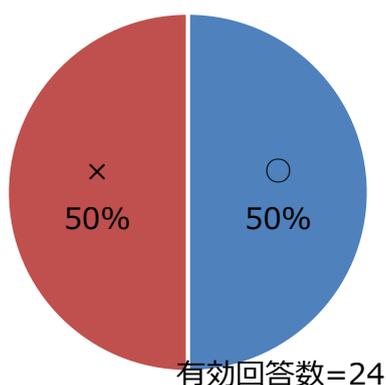


図 34 小売電気事業者と長期契約（1年超～3年未満）を結ぶニーズがあるか

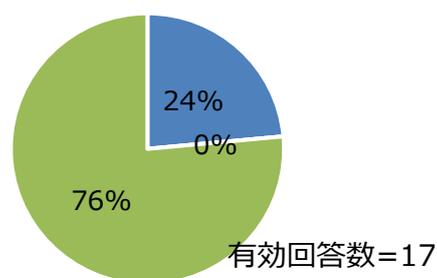


図 35 電源を特定するニーズがあるか否か

(3) - 1 - 5 :

小売電気事業者と長期契約（1年超～3年未満）を結ぶニーズがある場合、その理由については、図 36 のとおりである。

なお、「その他」については、「将来の価格変動が見込まれる状況において、自社の価格想定以上の水準にて契約合意ができ、複数年にわたり売り価格を確定させることができれば、売り手として望ましい。」といった回答や、「トレーディング原資として。」といった回答があった。

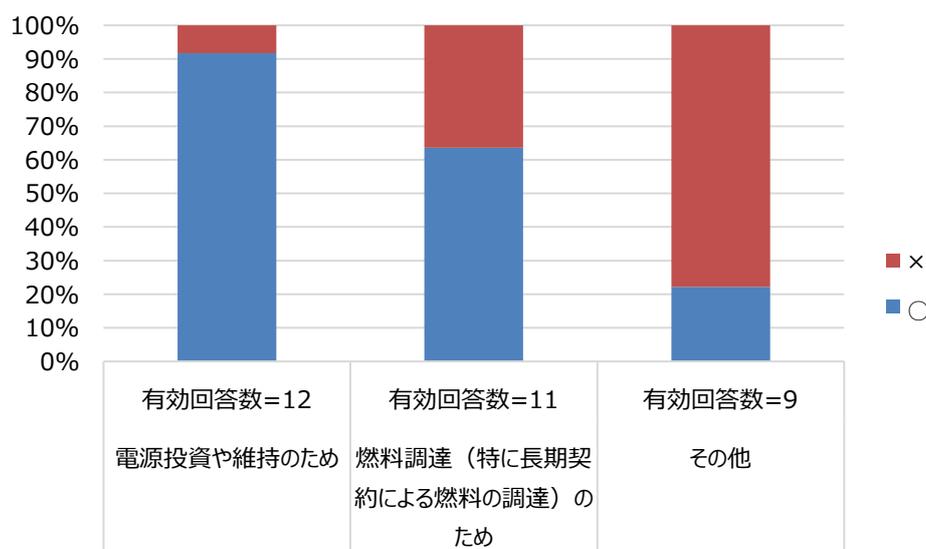


図 36 小売電気事業者と長期契約（1年超～3年未満）を結ぶニーズがある理由

(3) - 1 - 6 :

小売電気事業者と長期契約（1年超～3年未満）を結ぶ際の課題については、図 37 のとおりである。

なお、「d) その他の契約条項」については、「燃調フォーミュラ」や、「発電計画の変更（計画外停止、負荷制限、等）の取り扱い」等の回答があった。また、「その他」については、「制度変更リスク（環境規制等）」といった回答があった。

また、本設問に関連して、契約内容や条件によって課題が異なりうる等、留意すべき点については、以下のような回答があった。

- 小売電気事業者が締結している契約と発電事業者の燃料調達のインデックスの差異に起因した収支リスクの発生が課題。
- 売り手はリスクを価格に乗せたいが、買い手は価格から減じたいので妥協点を見つけるのが難しい。
- 災害等、制御不能な要因による電源の計画外停止が買い手に受容され、かつ、長期的な販売・固定費の回収ができることが重要な条件。一方、その条件を受ける買い手が存在するかが課題。

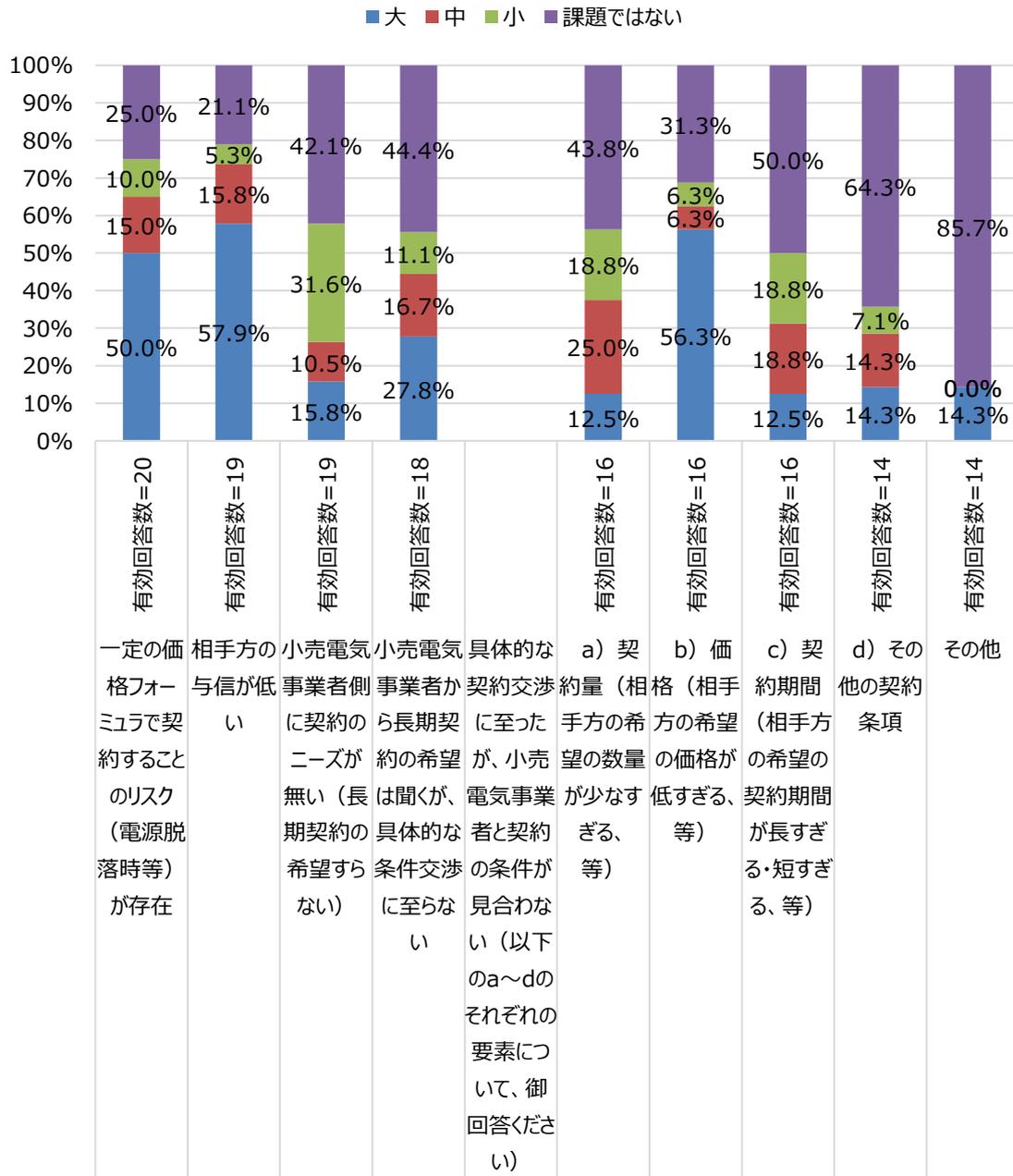


図 37 小売電気事業者と長期契約（1年超～3年未満）を結ぶ際の課題

(3) —1—7 :

小売電気事業者と長期契約（1年超～3年未満）を結ぶ際の課題を解決するための手段については、「販売先の与信が非常に重要であり、第三者による保険や保証など、電力取引における信用補完の仕組みの整備が望まれる。」といった回答があった。

(3) - 1 - 8 :

小売電気事業者と長期契約（1年超～3年未満）を結ぶ際の、その契約ロットの下限（kW ベース）については、設定していない場合もあれば、事業者によって100kW～10,000kW まで様々な設定があった。下限設定の理由については、「取引コストを踏まえた」といった理由や、「契約管理コストの増大の防止」、「安定的な燃料確保の観点」、「他市場の取引最小単位」、「運用権まで販売先に渡す場合の運用上の課題を考慮した設定」、「発電設備の最低出力」といった様々な回答があった。

(3) - 2 : 1年契約

(3) - 2 - 1 :

小売電気事業者と1年契約の実績があるか否かについては、図 38 のとおりである。

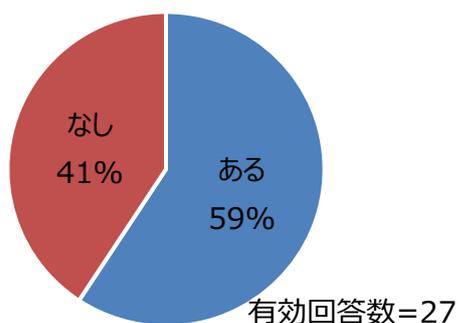


図 38 小売電気事業者との1年契約の実績の有無

(3) - 2 - 2 :

取引方法別の取引実績について、各社の回答を単純平均した結果は、図 39 のとおりである。なお、グラフに出てこない取引方法（自社独自の入札（マルチプライスオークション）による卸売契約、JEPX 先渡市場、ブローカーを介さない先物取引（電気の現物の売買は JEPX スポット市場経由））については、それぞれ0%であった。

それぞれの取引方法について取引実績があるかどうかにかかわらず、今後その取引方法の取引を行いたい、取引量を増やしたいかどうかの希望（今後取引を行いたい・取引量を増やしたいという希望があれば「○」、今後取引を行いたくない・取引量を減らしたいということであれば「×」）については、図 40 のとおりである。

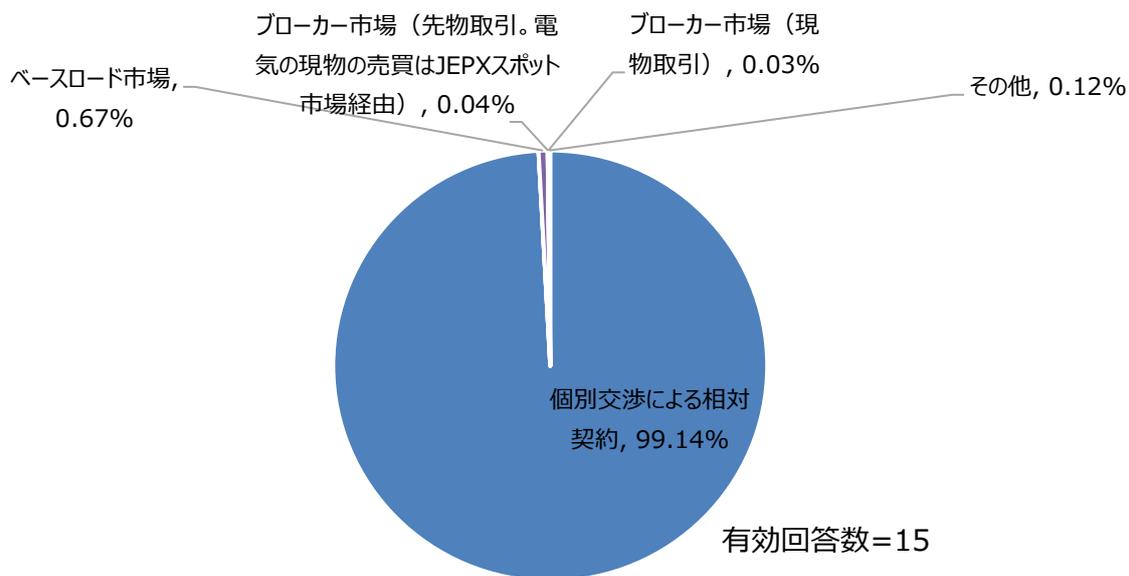


図 39 1年契約に関する取引方法別の契約実績 (kWh ベース)

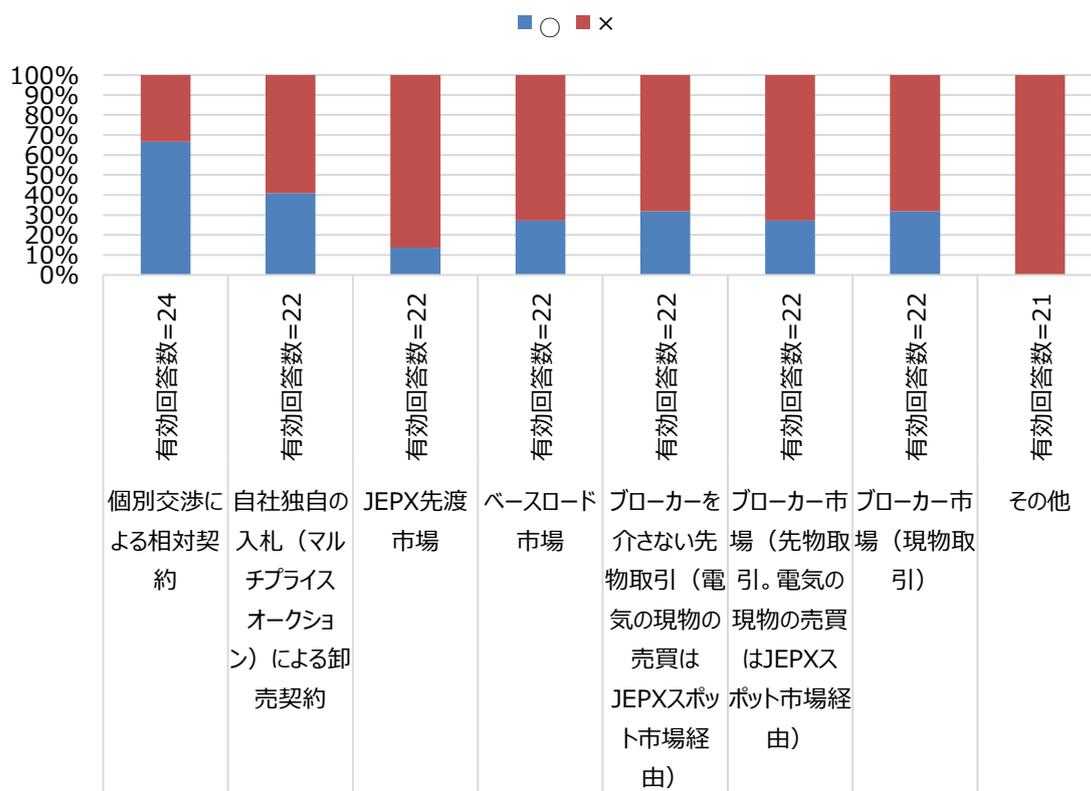


図 40 1年契約に関する各取引方法における希望

また、それぞれの取引方法または1年契約全般について、特筆すべき課題等に

については、以下のような回答があった。

- 個別の条件（電源の計画外停止や燃料価格等の発電費用の不確実性等）について、条件のすり合わせが可能な相対取引が中心となると考えられる。
- 交渉対象を広げると与信が低い相手との取引も増えることになるため、信用補完が必要。
- 契約の自動延長条項があり、かつ、延長が見込まれる案件でなければ、投資予見性が低く、契約は締結しづらい。

（3）—2—3：

数量や価格の条件別の契約実績について、各社の回答を単純平均した結果は、図 41 のとおりである。

それぞれの条件について取引実績があるかどうかにかかわらず、今後その条件の取引を行いたい、取引量を増やしたいかどうかの希望（今後取引を行いたい・取引量を増やしたいという希望があれば「○」、今後取引を行いたくない・取引量を減らしたいということであれば「×」）については、図 42 のとおりである。

なお、図 41 や図 42 における「その他」については、「小売電気事業者のニーズに応じたコマ別に異なるパターンの燃料費調整単価等に連動した変動価格での確定数量取引等」、「発生した電力量を全量受電」といった回答があった。

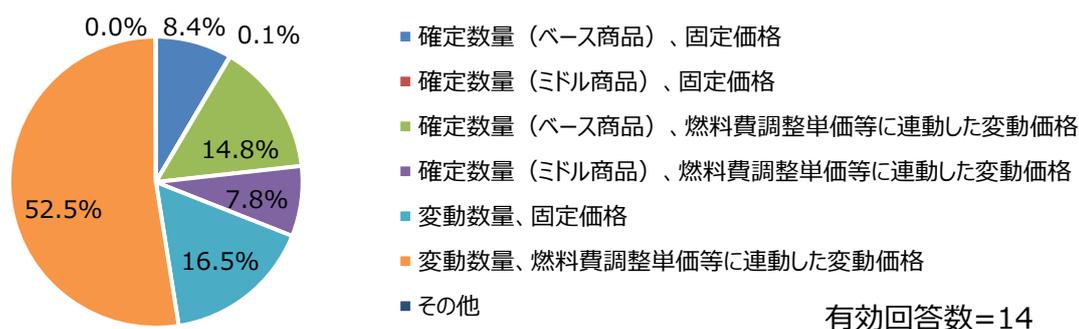


図 41 1年契約に関する数量や価格の条件別の契約実績（kWh ベース）

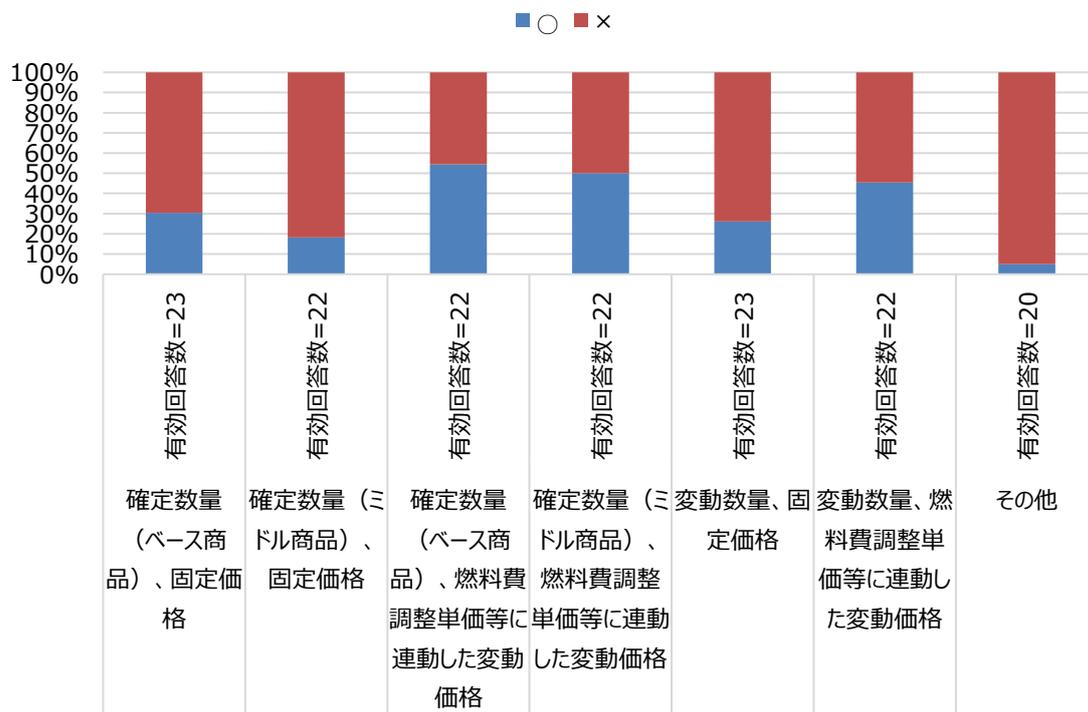


図 42 1年契約に関する数量や価格の条件における希望

また、それぞれの取引条件または1年契約全般について、特筆すべき課題等については、以下のような回答があった。

- 資源価格の変動リスクがあるため、ヘッジ（先物取引等）できない場合は固定価格で契約する受容性は少ない。
- 燃料価格等の不確実性を踏まえ、費用を適切に回収する観点から、燃料費調整単価等に連動した変動価格での販売が中心になる。
- 変動数量は、契約先の受容性のあるアローアンスの設定が課題。
- 再エネ電源の場合、変動数量での引き渡しが基本。

(3) —2—4 :

(3) —2—2に関連して、特に、内外無差別な卸売りの方法として、主流になってきている、①個別交渉による相対契約、②自社独自の入札（マルチプライスオークション）による卸売契約、③ブローカー市場の活用、について、その取引方法を採用しているかや、評価等に関する設問について、まず、それぞれの取引を採用しているかどうかについては、図 43 のとおりである。また、それぞれの取引を実施している場合のその理由や実施していない場合の課題について、回答の概要は表 1 のとおりである。

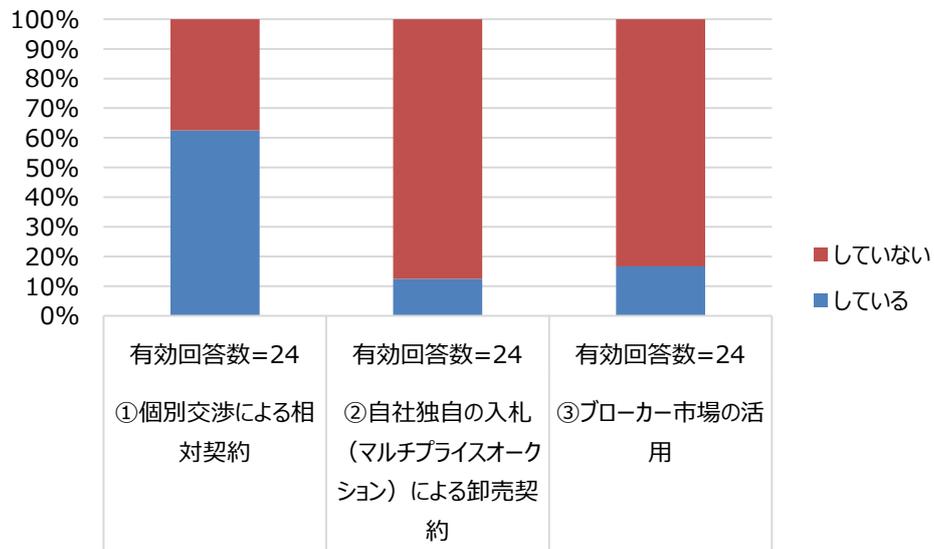


図 43 内外無差別な卸売りの方法として主流となってきた取引の実施有無

表 1 各取引を実施している場合の理由や実施していない場合の課題（概要）

	(している場合) その理由	(していない場合) この契約方法に課題はあるか
① 個別交渉による相対契約	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者の個別ニーズを汲み取れるため。 ● 価格面だけではなく量や継続性、燃料調達等の様々な観点を踏まえて、発電部門の利益最大化を目指すため。 ● 柔軟な契約条件の設定が可能のため。 ● 標準的な受給パターンの商品はブローカー市場を活用し、標準外の商品ニーズがあった場合は個別での交渉とし、使い分けている。 ● 安定的な売電先・契約先の確保による発電設備の安定的な運用が行えるため。 ● グループ会社への売電を優先しているため。(旧一般電気事業者やそのグループ会社以外の事業者の回答) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 卸標準メニューとして全ての小売電気事業者を対象に公表すること及び同条件で交渉することが求められており、多くの労力がかかる。
② 自社独自の入札(マルチプライション)による	<ul style="list-style-type: none"> ● 透明性のある公平な取引であるため。 ● 内外無差別な卸販売を実現しつつ、事業者に対して機会均等を図るため。 ● 内外無差別を確保するとともに発電利潤最大化を図るため。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 価格のみが重要視される場合、販売量の確保、販売の継続性、価格の安定性がないことから、サステナブルな販売手法とは言えず、事業安定性が確保できないため。 ● 過去の事業者間の関係性を考慮できず、相互扶助の関係が構築できないため。 ● 内外無差別の事後検証の煩雑さがあるため。 ● 売り手買い手の双方のニーズを汲み取れない

	(している場合) その理由	(していない場合) この契約方法に課題はあるか
卸売契約		<p>め。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 長年の取引契約のある会社の差別化や属性価値、再エネメニュー作成といった取組が考慮できないため。 ● 入札実施に必要な要員の確保に課題があるため。 ● 入札企業が集まるかどうかは課題。 ● バックエンド費用や規制リスク等に対する原価回収が課題。
③ ブローカー市場の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 透明性のある公平な取引であるため。 ● 効率的な取引ができるため。 ● 取引機会の拡大に資する。 ● 相対交渉と比べて細かい交渉が不要なことから、取引成約までの時間が短いことが利点。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 価格のみが重要視される場合、販売量の確保、販売の継続性、価格の安定性がないことから、サステナブルな販売手法とは言えず、事業安定性が確保できないため。 ● 本来、必要のない手数料を負担する必要があるため。 ● 特殊な契約条件を望む場合にブローカー経由での取引が適切か不明なため。 ● バックエンド費用や規制リスク等に対する原価回収が課題。

(3) - 3 : 短期契約 (1年未満)

(3) - 3 - 1 :

小売電気事業者と短期契約 (1年未満) の実績があるか否かについては、図 44 のとおりである。

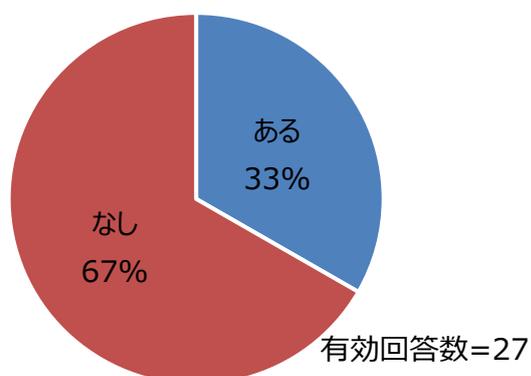


図 44 小売電気事業者との短期契約 (1年未満) の実績の有無

(3) - 3 - 2 :

取引方法別の取引実績について、各社の回答を単純平均した結果は、図 45 のとおりである。なお、グラフに出てこない取引方法 (自社独自の入札 (マルチプライスオークション) による卸売契約、ベースロード市場、その他) については、それぞれ 0%であった。

それぞれの取引方法について取引実績があるかどうかにかかわらず、今後その取引方法の取引を行いたい、取引量を増やしたいかどうかの希望 (今後取引を行いたい・取引量を増やしたいという希望があれば「○」、今後取引を行いたくない・取引量を減らしたいということであれば「×」) については、図 46 のとおりである。

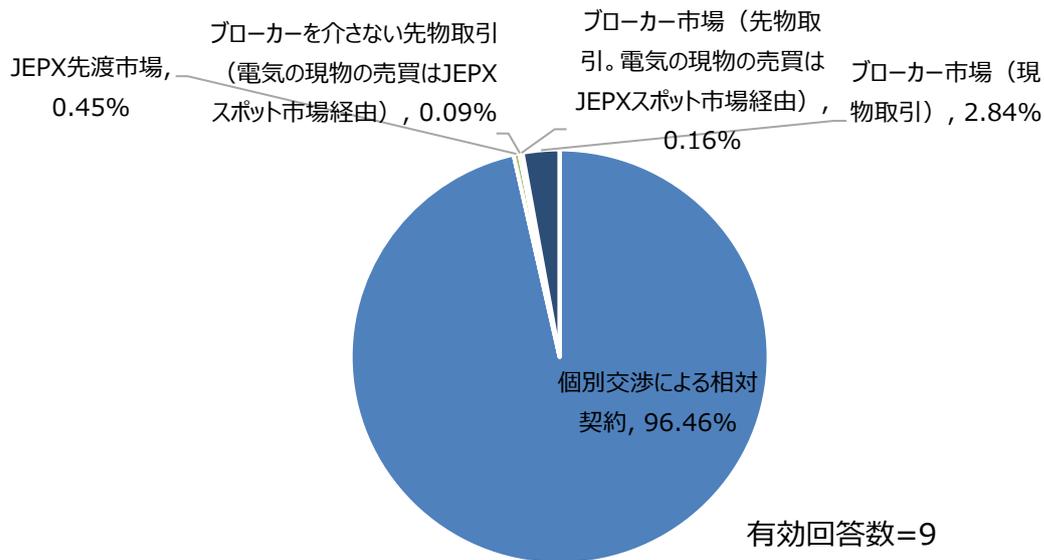


図 45 短期契約（1年未満）に関する取引方法別の契約実績（kWh ベース）

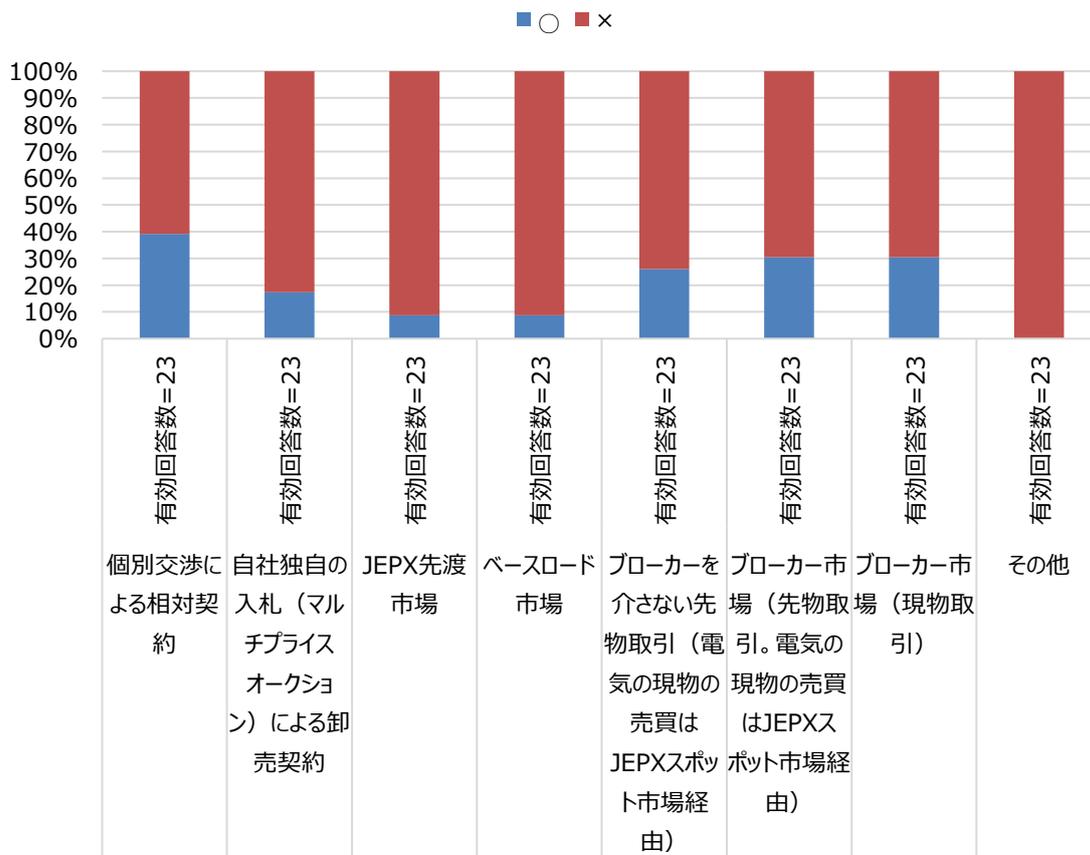


図 46 短期契約（1年未満）に関する各取引方法における希望

また、それぞれの取引方法または短期契約（1年未満）全般について、特筆すべき課題等については、以下のような回答があった。

- 個別の条件（電源の計画外停止や燃料価格等の発電費用の不確実性、等）について、条件のすり合わせが可能な相対取引が中心となると考えられる。
- 契約期間が短期になればなるほど、販売価格は時々の市況に左右されやすくなることから、固定費の回収が不十分となるリスクについて留意が必要。
- 短期の取引では、協議から電力受渡開始まで時間的な余裕がないことも多いため、スムーズに取引成立に至るブローカー市場の有用性が高まる。
- 再エネ電源は季節変動があり、年間を通じて出力に変化があることから、1年未満での契約は考えていない。
- 保有する電源（太宗がベースロード電源）の性質上、短期契約に馴染まない。

（3）－3－3：

数量や価格の条件別の契約実績について、各社の回答を単純平均した結果は、図 47 のとおりである。

それぞれの条件について取引実績があるかどうかにかかわらず、今後その条件の取引を行いたい、取引量を増やしたいかどうかの希望（今後取引を行いたい・取引量を増やしたいという希望があれば「○」、今後取引を行いたくない・取引量を減らしたいということであれば「×」）については、図 48 のとおりである。

なお、図 47 や図 48 における「その他」については、「小売電気事業者のニーズに応じたコマ別に異なるパターンの燃料費調整単価等に連動した変動価格での確定数量取引等」、「発生した電力量を全量受電」といった回答があった。

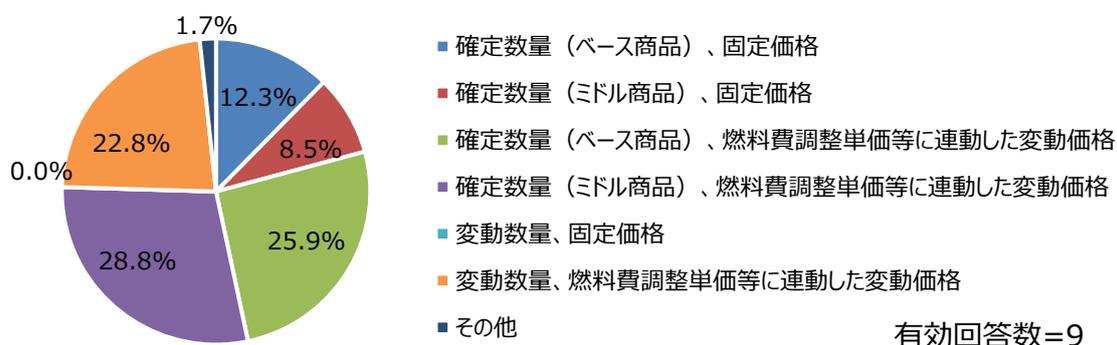


図 47 短期契約（1年未満）に関する数量や価格の条件別の契約実績（kWhベース）

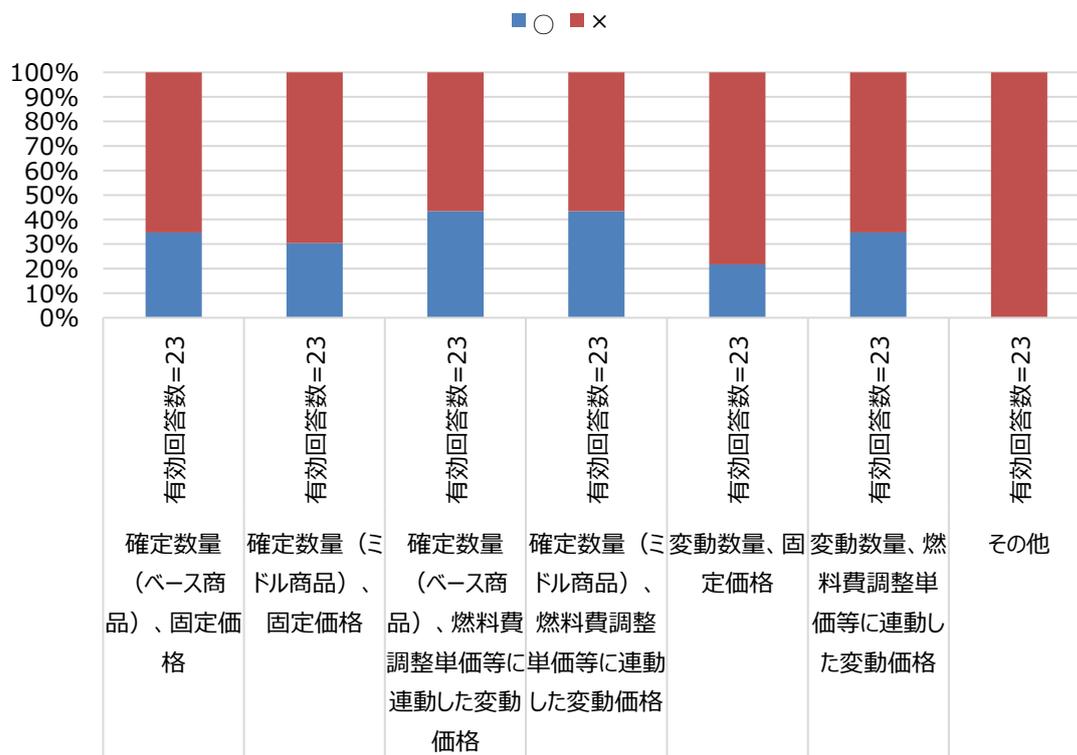


図 48 短期契約（1年未満）に関する数量や価格の条件における希望

また、それぞれの取引条件または短期契約（1年未満）全般について、特筆すべき課題等については、以下のような回答があった。

- 資源価格の変動リスクがあるため、先物取引でヘッジできない場合は固定価格で契約する受容性は少ない。
- 燃料価格等の不確実性を踏まえ、費用を適切に回収する観点から、燃料費調整単価等に連動した変動価格での販売が中心になる。
- 変動数量は、契約先の受容性のあるアローアンスの設定が課題。
- 短期取引は、ブローカー取引に向いており、固定価格の方が取引成立に至りやすい。

（3）—3—4：

特に燃調調達の最終的な意思決定のタイミングである実需給の3か月程度前のタイミングにおいて、電力の取引を活性化することが重要と考えられる。そのため、①ブローカー市場（現物取引、先物取引両方）、②JEPX先渡市場、③先物市場（ブローカーを介さないものに限る。電気の現物の売買はJEPXスポット市場経由。）の3つについて、それぞれどのような課題や改善策があると考え

るか、という設問を用意した。

まず、①ブローカー市場（現物取引、先物取引両方）について、各課題の大きさは図 49 のとおりである。また、解決策については、表 2 のような回答があった。

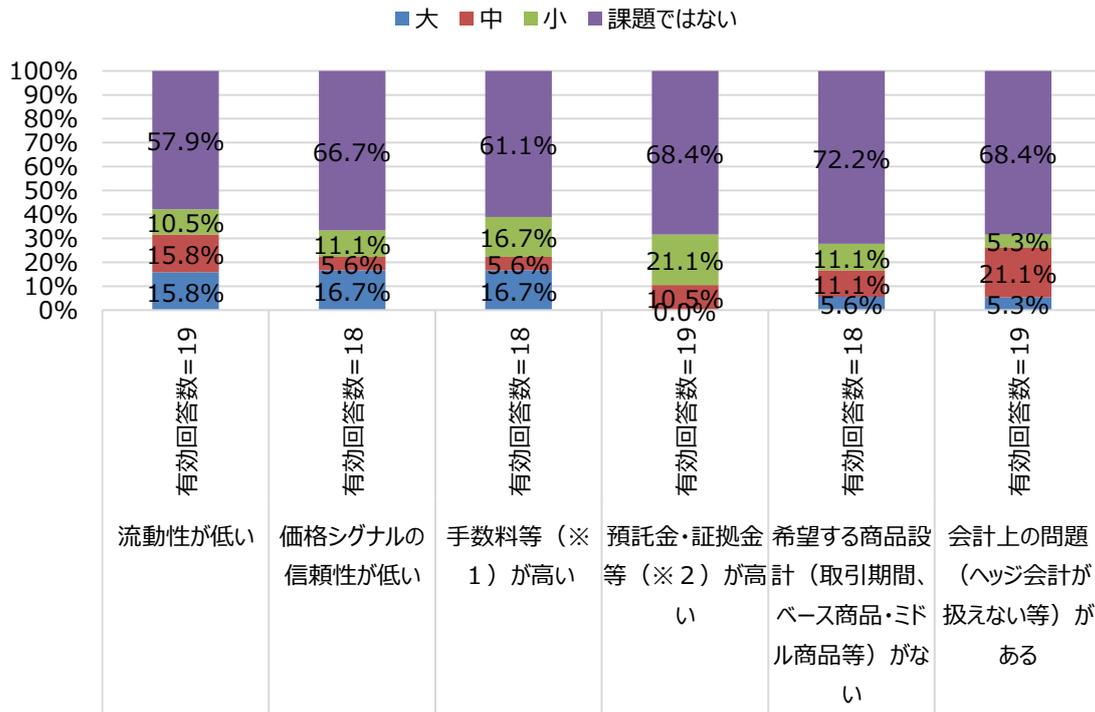


図 49 ①ブローカー市場（現物取引、先物取引両方）の課題

表 2 ①ブローカー市場（現物取引、先物取引両方）の課題の解決策（概要）

課題	解決策
流動性が低い	<ul style="list-style-type: none"> ● 大手の会社が積極的に参加する。 ● 個社のリスク管理の取り組みの発達。
価格シグナルの信頼性が低い	(回答無し)
手数料等（※1）が高い	<ul style="list-style-type: none"> ● 小ロットであれば妥当な水準だと思われるが、大量の取引となると多額となってしまう。取引量が大きくなるほど手数料が逓減すると利用しやすい。 ● 競争政策の実施。
預託金・証	(回答無し)

課題	解決策
抛金等（※2）が高い	
希望する商品設計（取引期間、ベース商品・ミドル商品等）がない	（回答無し）
会計上の問題（ヘッジ会計が扱えない等）がある	<ul style="list-style-type: none"> ● ヘッジ会計の扱いの明確化や、会計制度の在り方の見直し。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 特に、短期取引を活発に行うにあたっては、ブローカーを活用することは有用だが、相手先の与信評価のプロセスは必要。価格条件は合致するものの与信評価の結果、取引できない事例もある。 ● 原子力発電事業を推進していくためには長期契約が不可欠と考えており、短期間での取引が中心となる市場での取引は馴染まない。また、原子力は稼働後、一定出力で運転を続けることから、約定（非約定）のリスクが出力変化可能な電源と比較して高くなる。

次に、②JEPX 先渡市場の課題について、各課題の大きさは図 50 のとおりである。また、解決策については、表 3 のような回答があった。

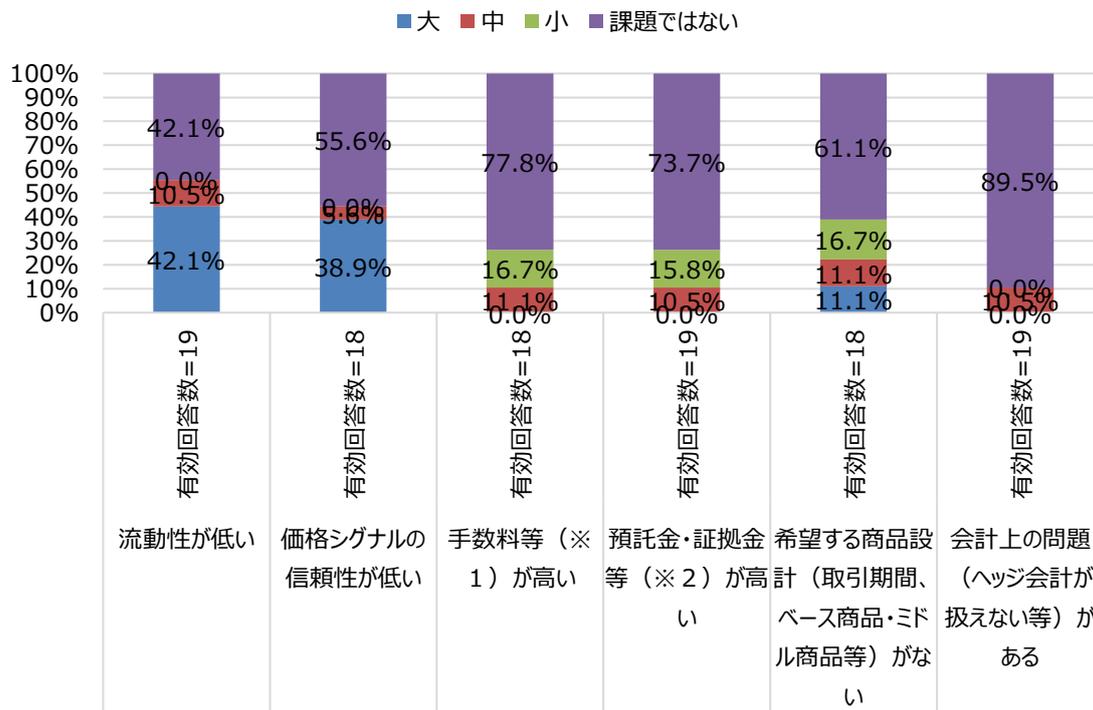


図 50 ②JEPX 先渡市場の課題

表 3 ②JEPX 先渡市場の課題の解決策（概要）

課題	解決策
流動性が低い	<ul style="list-style-type: none"> ● 先物市場との統合（先渡市場の廃止）。 ● 相対卸や先物取引で商品性はカバーできているため、改善の必要は特に無い。
価格シグナルの信頼性が低い	(回答無し)
手数料等（※1）が高い	(回答無し)
預託金・証拠金等（※2）が高い	<ul style="list-style-type: none"> ● ベースロード市場と同様に預託金水準を1%等にする。
希望する商品設計（取引期	<ul style="list-style-type: none"> ● 昼間商品の時間帯を先物市場などに合わせ8時～20時としてはどうか。

課題	解決策
間、ベース商品・ミドル商品等)がない	
会計上の問題(ヘッジ会計が扱えない等)がある	(回答無し)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● その他の大きな課題として、「取引量は固定化できるものの、取引価格は市場分断によりエリア間値差が生じると変動してしまう」ことがあり、「間接送電権の設定等、取引価格についてヘッジできる仕組みを構築する」ことが解決策。 ● 他の商品で代替可能なので、先渡市場の発展的廃止も選択肢の一つ。 ● 原子力発電事業を推進していくためには長期契約が不可欠と考えており、短期間での取引が中心となる市場での取引は馴染まない。また、原子力は稼働後、一定出力で運転を続けることから、約定(非約定)のリスクが出力変化可能な電源と比較して高くなる。

最後に、③先物市場(ブローカーを介さないものに限る。電気の現物の売買はJEPX スポット市場経由。)の課題について、各課題の大きさは図 51 のとおりである。また、解決策については、表 4 のような回答があった。

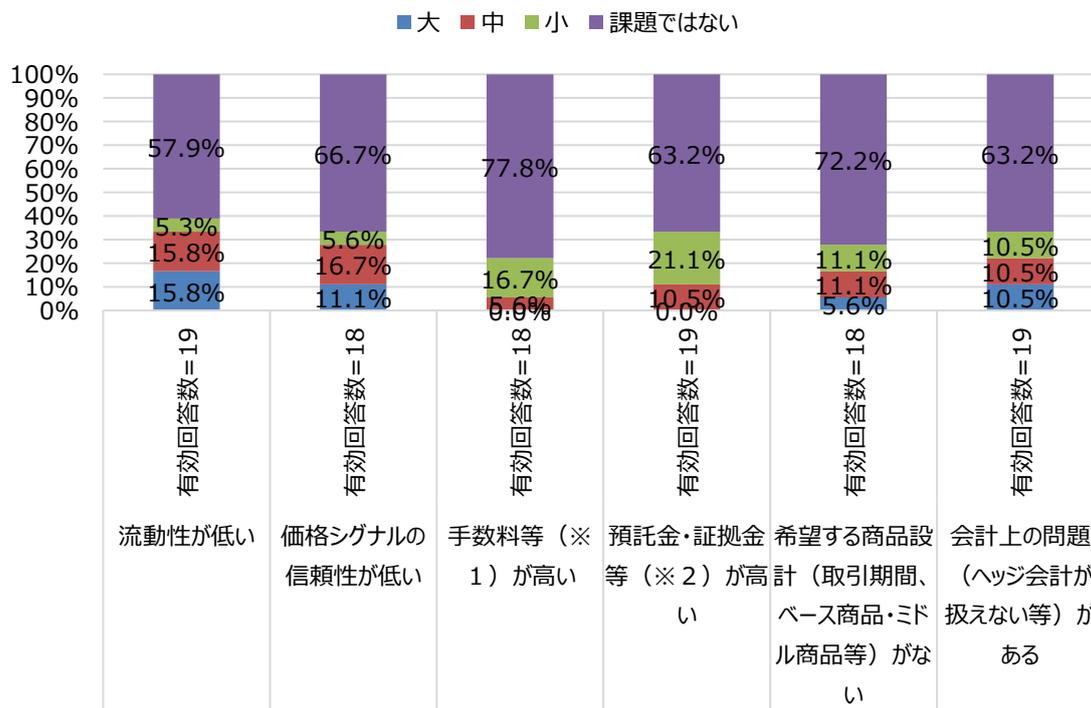


図 51 ③先物市場（ブローカーを介さないものに限る。電気の現物の売買は JEPX スポット市場経由。）の課題

表 4 ③先物市場（ブローカーを介さないものに限る。電気の現物の売買は JEPX スポット市場経由。）の課題の解決策（概要）

課題	解決策
流動性が低い	<ul style="list-style-type: none"> ● 証拠金の管理やデリバティブを扱うための社内体制・リスク管理体制の構築が必要であり、事業者によっては参加のハードルが高い。デリバティブの取引を代行し、電力現物に変換するサービスが広まれば、先物市場の流動性が増すのではないか。 ● 個社のリスク管理の取り組みの発達。
価格シグナルの信頼性が低い	(回答無し)
手数料等(※1)が高い	(回答無し)
預託金・証	<ul style="list-style-type: none"> ● 追証を含む、預け金関連の負担が重い。取引所の信頼性を損

課題	解決策
抛金等（※2）が高い	なわない範囲で、このレートを軽減するといった施策が活性化につながるのではないか。
希望する商品設計（取引期間、ベース商品・ミドル商品等）がない	（回答無し）
会計上の問題（ヘッジ会計が扱えない等）がある	<ul style="list-style-type: none"> ● ヘッジ会計の扱いの明確化や、会計制度の在り方の見直し。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 相対取引と比べ、クリアリング機能を活用することで取引における与信リスクを低減できることから、先物市場の活性化には大いに期待。 ● TOCOM でのクリアリングメンバーの資本規模が市場参加者の企業規模と比較して相対的に小さい。海外でクリアリングしている EEX と TOCOM の組み合わせを検討してはどうか。 ● 価格が安く、採算が出ない。 ● 原子力発電事業を推進していくためには長期契約が不可欠と考えており、短期間での取引が中心となる市場での取引は馴染まない。また、原子力は稼働後、一定出力で運転を続けることから、約定（非約定）のリスクが出力変化可能な電源と比較して高くなる。

（3）－4： その他

個別交渉による相対契約や自社独自の入札（マルチプライスオークション）による卸売契約の個別の契約条項について、転売禁止条項等を入れているかについては、図 52 のとおりであり、入れている場合、その理由は表 5 のとおりである。

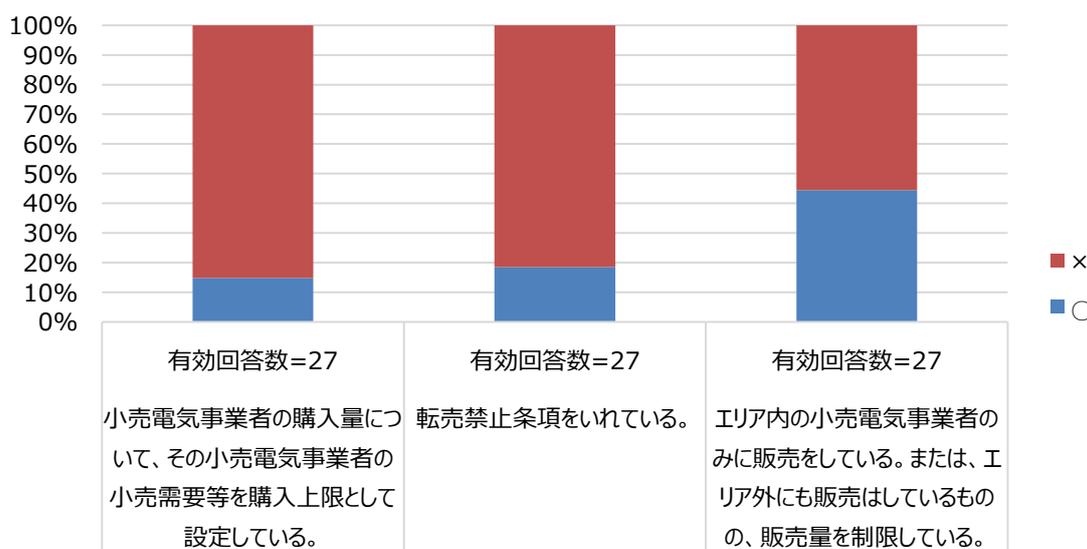


図 52 契約における転売禁止条項等の有無

表 5 転売禁止条項等を入れている理由（概要）

	理由
小売電気事業者の購入量について、その小売電気事業者の小売需要等を購入上限として設定している。	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数年契約の交渉では、燃料の長期に亘る引取を確約するにあたり、引取の蓋然性が非常に重要と認識しており、その裏付けとなる小売需要を契約前の事前審査項目として設定している。 ● 卸販売向けの供給力に限りがある中、小売需要に供する電気を広く供給することを目的に、小売需要計画の範囲内で卸売りをしている。 ● 自社の電気が他エリアに大量に流出する一方で、他エリアから自社のエリアへの卸売りが無い場合は、自社エリアで「調達先未定」が多く発生することを懸念し、実需を伴わない大量の購入を防止する目的で購入上限を設定した。 ● 真に小売電気事業者の小売供給に要する量を供給することが望ましいと考えているため。なお、小売需要がない事業者であっても、需給管理等の付加価値をつけて、小売電気事業者へ卸販売する事業者については、個別に相談があれば、販売を実施。
転売禁止条項をいれている。	<ul style="list-style-type: none"> ● 小売需要への販売の実効性を高めるため（既に電源を保有している事業者や、転売目的の事業者には遠慮いただいた）。ただし、需給変動によるやむを得ない転売は禁止条項の対象外。

	理由
	<ul style="list-style-type: none"> ● 健全な事業環境の観点から、転売は一定程度に限定することが必要と考えた。 ● ある小売電気事業者が転売を目的に買い占めを行うことで、他の小売電気事業者の調達価格上昇につながり、結果として最終需要家の電気料金が高騰することを危惧して転売禁止条項を設定した（ただし、需要の変動により発生する余剰分について転売することは許容。）。一方で、転売を行っていることの把握は困難であり、購入数量の上限設定は維持する前提で、今後の契約においては実効性の乏しい転売禁止は規定を削除する予定。 ● 真に小売電気事業者の小売供給に要する量を供給することが望ましいと考えているため。 ● ベースロード市場の転売規制に合わせた。 ● 変動数量契約の通告変更オプションにおいて、需要変動見合いの通告変更は認めているものの、経済性目的の裁定取引は逸失利益が甚大になるため、認めていない。
<p>エリア内の小売電気事業者のみに販売をしている。または、エリア外にも販売はしているものの、販売量を制限している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 連系線分断リスクがあるため、自社発電設備と同じエリアのBG渡しを契約条件としている。 ● 既存契約の範囲に加え、供給力を踏まえつつ、より門戸を広げる観点から、まずはエリア内の新規の小売電気事業者を対象を拡大。なお、売れ残った販売余力については、制限を設けず、幅広く対応する考えであり、エリア外の新規事業者も含めて販売することを検討。 ● 既契約に基づき全量を特定の事業者（グループ会社等）に販売しているため。 ● 特に限定はしていないが、結果、エリア内だけの販売となっている。 ● FIT電源のため。

(4) 自由記載欄

その他、以下のような意見があった。

- 余剰リスクがあり、燃料の長期契約が難しくなっているため、国の関与が必須。日本全体の燃料需給が均衡しているかの把握や、各種リスクが追加的に

発生した場合でも十分な燃料が確保されるかどうか等、包括的な管理機能をもった責任主体の設定の検討が必要。余剰リスクについて、誰が、どのように担保するのか、検討が必要。

- 長期相対卸は電源投資や燃料確保において重要。しかし、制度変更等のリスクがある中、確実に固定費・可変費を回収できる形で、発電・小売間で価格が折り合わない懸念や、与信や信用力に課題がある。
- 中長期契約の取引活性化のためには、中小規模の小売電気事業者の信用力を補完するような政策措置により、より制約なく自由に取引できる環境を整えることが有効。

※その他、kWの確保（予備電源の確保等）やカーボンニュートラルに向けた既存電源の燃料転換に関する支援などの意見があった。

2 小売電気事業者向けアンケート結果

(1) 基本情報に関する質問

(1) - 1 : 会社概要

BGの形態については、図53の通りである。なお、その他の会社概要に関する設問については、個社情報に関わるため、詳細な内容は記載しない。

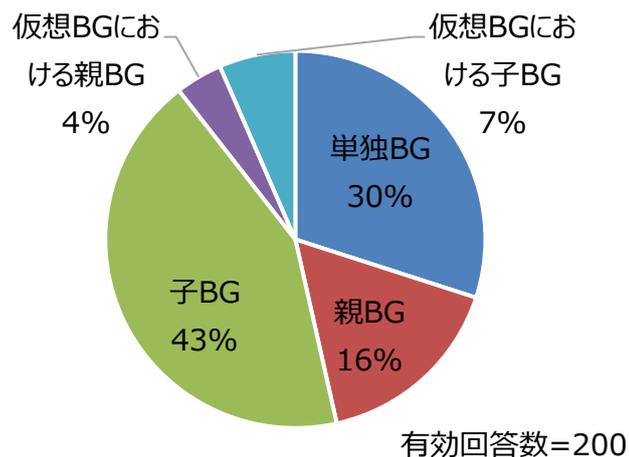


図 53 BGの形態

(1) - 2 : 経営状況

2022年度収支見込（純利益・損失）については、図54のとおりである。

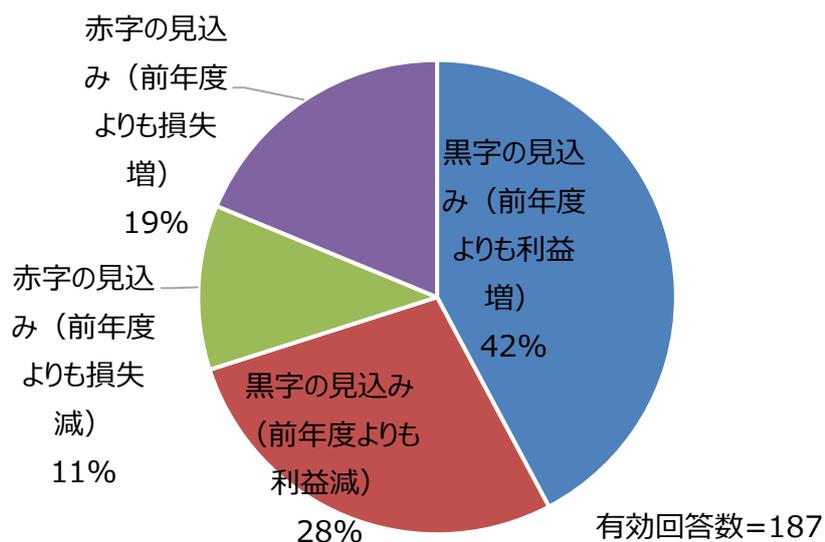


図 54 2022年度収支見込（純利益・損失）

(2) 電気の調達に関する全体像

(2) - 1 : 電気の調達先

2021 年度契約期間別契約実績 (kWh ベース) について、各社の回答を単純平均した結果及び各社の回答を各社の 2021 年度の需要実績 (kWh ベース) で加重平均した結果は、表 6 のとおりである。また、表 6 の結果を調達先別に集約し、図示した結果が図 55、図 56 である。

表 6 2021 年度契約期間別契約実績 (kWh ベース) (単純平均・加重平均)

	10 年以上				5 年以上～10 年未満			
	発電事業者 (FIT・FIP 事業者を除く)	FIT・FIP 事業者	親 BG	その他 (他の小売電気事業者、トレーダー等)	発電事業者 (FIT・FIP 事業者を除く)	FIT・FIP 事業者	親 BG	その他 (他の小売電気事業者、トレーダー等)
単純平均	2.2%	1.4%	0.0%	0.1%	1.2%	0.5%	2.1%	0.3%
加重平均	21.0%	6.8%	0.0%	0.1%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%

	3 年以上～5 年未満				1 年超～3 年未満			
	発電事業者 (FIT・FIP 事業者を除く)	FIT・FIP 事業者	親 BG	その他 (他の小売電気事業者、トレーダー等)	発電事業者 (FIT・FIP 事業者を除く)	FIT・FIP 事業者	親 BG	その他 (他の小売電気事業者、トレーダー等)
単純平均	1.3%	0.6%	7.4%	0.6%	1.1%	0.3%	1.0%	0.6%
加重平均	1.3%	0.0%	0.7%	0.1%	2.2%	0.0%	0.0%	0.1%

	1 年				3 か月超～1 年未満			
	発電事業者 (FIT・FIP 事業者を除く)	FIT・FIP 事業者	親 BG	その他 (他の小売電気事業者、トレーダー等)	発電事業者 (FIT・FIP 事業者を除く)	FIT・FIP 事業者	親 BG	その他 (他の小売電気事業者、トレーダー等)
単純平均	12.5%	3.1%	18.6%	14.0%	0.7%	0.0%	1.0%	0.9%
加重平均	35.9%	0.3%	4.0%	3.3%	0.4%	0.0%	0.0%	0.4%

	前々日～3か月以内				スポット市場、時間前市場	
	発電事業者 (FIT・FIP事業者を除く)	FIT・FIP事業者	親BG	その他(他の小売電気事業者、トレーダー等)	グロスビディング	その他(グロスビディング以外の通常の取引)
単純平均	0.2%	0.0%	0.8%	2.3%	1.7%	17.2%
加重平均	0.1%	0.0%	0.2%	0.3%	5.0%	6.2%

	契約期間が決まっていない				合計
	発電事業者 (FIT・FIP事業者を除く)	FIT・FIP事業者	親BG	その他(他の小売電気事業者、トレーダー等)	
単純平均	1.2%	0.6%	2.8%	1.6%	100.0%
加重平均	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

有効回答数=188

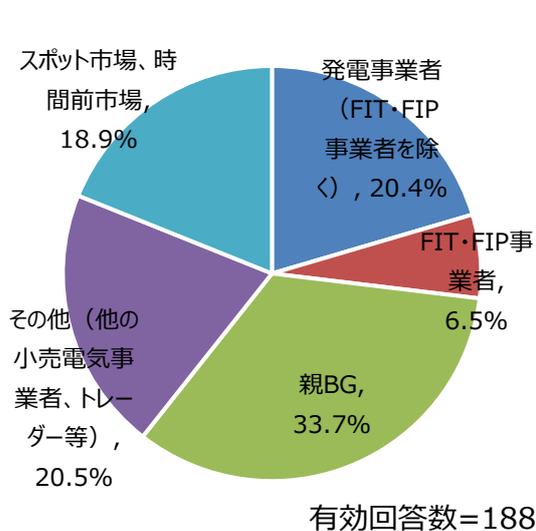


図 55 2021 年度調達先別契約実績 (kWh ベース) (単純平均)

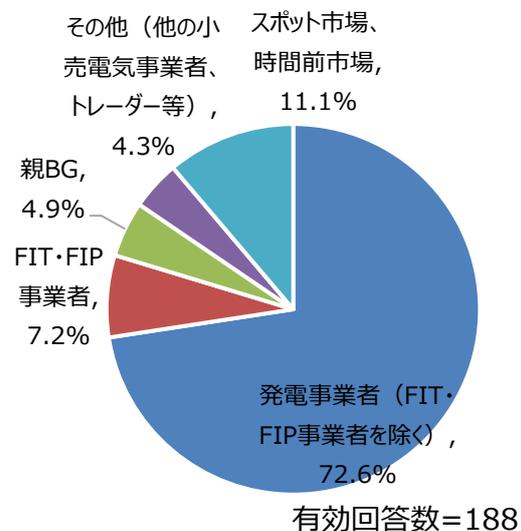


図 56 2021 年度調達先別契約実績 (kWh ベース) (加重平均)

また、2021 年度契約期間別契約実績 (kWh ベース) と希望のポートフォリオの比較について、各社の回答を単純平均した結果は、図 57 のとおりである。また、2021 年度契約期間別契約実績 (kWh ベース) と希望のポートフォリオの比較について、各社の回答を各社の 2021 年度の発電実績 (kWh ベース) で加重平均した結果は、図 58 のとおりである。

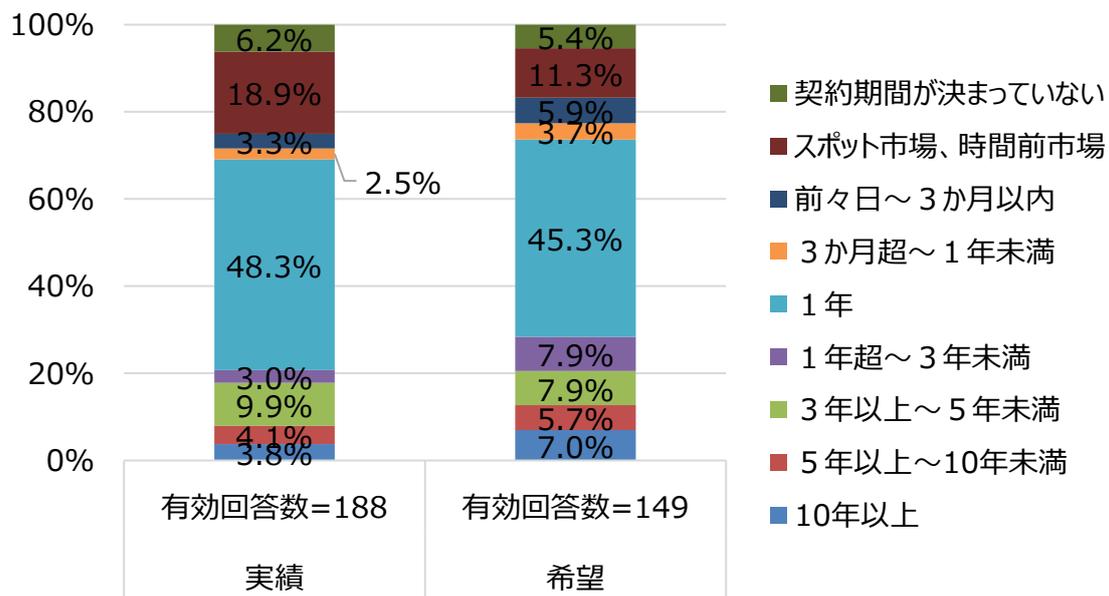


図 57 2021 年度契約期間別契約実績 (kWh ベース) と希望のポートフォリオの比較 (単純平均)

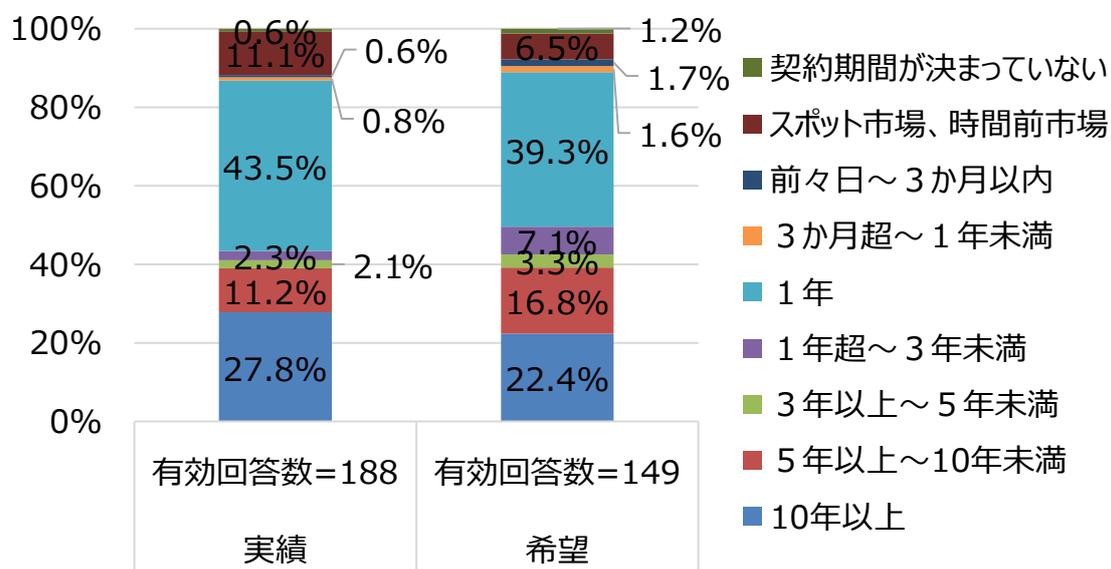


図 58 2021 年度契約期間別契約実績 (kWh ベース) と希望のポートフォリオの比較 (加重平均)

(2) - 2 : 親 BG との関係

BG 関連設問の集計結果については、図 59 から図 62 のとおりである。

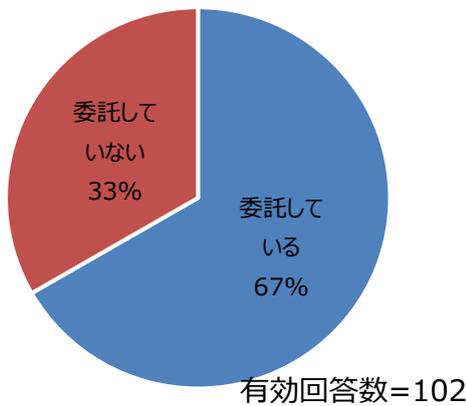


図 59 親 BG（仮想 BG 含む）に電気の調達を全てもしくは一部を委託しているか

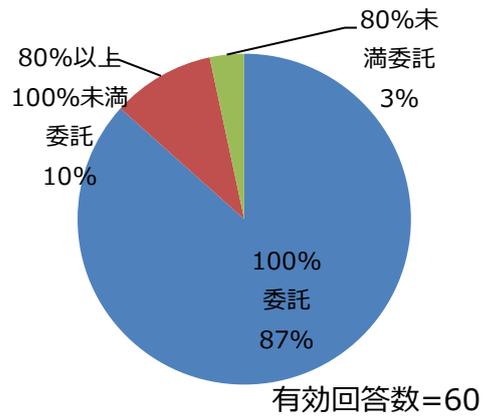


図 60 電気の調達において、どの程度の割合を親 BG（仮想 BG 含む）に委託しているか（kWh ベース）

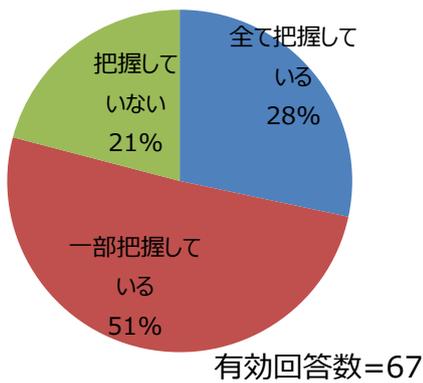


図 61 親 BG（仮想 BG 含む）がどこから電気の調達をしているのか把握しているか

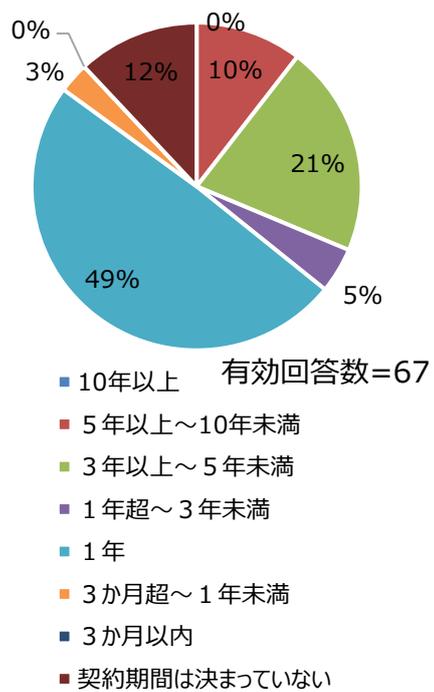


図 62 親 BG（仮想 BG 含む）との契約期間はどの程度か

(2) - 3 : 自社電源の保有等

自社電源の保有等³の実績と新たに／追加的に保有等を行う意思があるかどうか

³ 自社電源を単独で保有するだけでなく、特別目的会社（SPC）を設立し、出資を行ったり、発電事業者と

かについては、図 63、図 64 のとおりである。

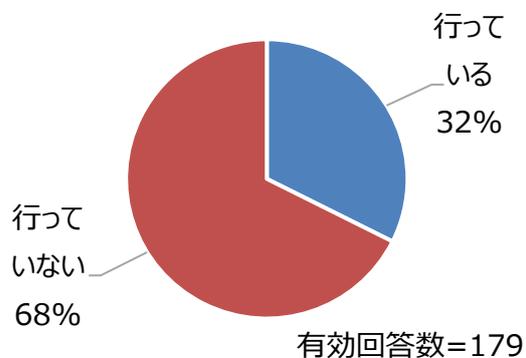


図 63 自社電源の保有等を行っていないか

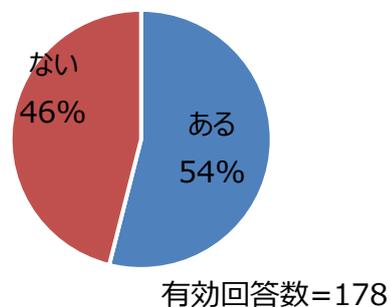


図 64 今後、自社電源の保有等を新たに／追加的に、行う意思があるか

また、自社電源の保有等を新たに／追加的にする場合、保有等をしたい電源種については、図 65 のとおりである。

長期的なオフテイク契約を締結することにより、発電事業の投資回収のリスクを一部負う契約についても含む。

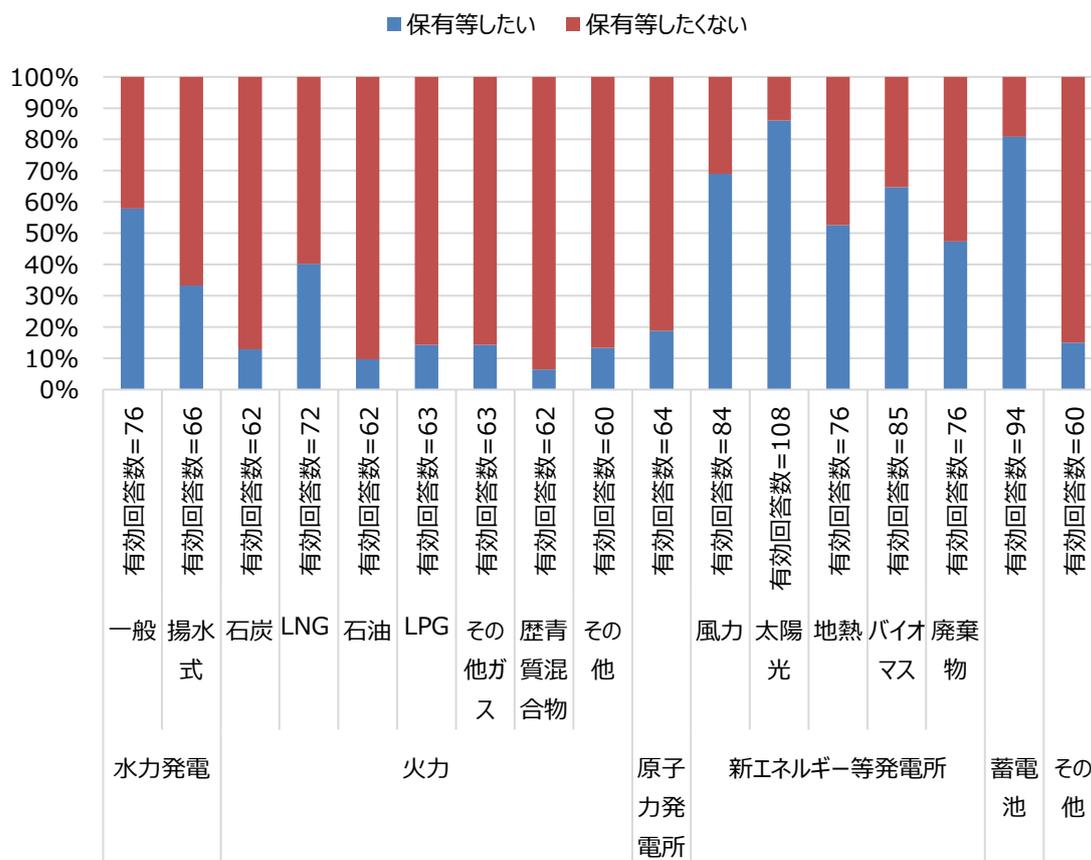


図 65 自社電源の保有等を新たに／追加的にする場合、保有等をしたい電源種

また、自社電源の保有等の意思決定の阻害となる要因と自社電源の保有等を行うつもりがない理由については、それぞれ図 66 及び図 67 のとおりである。なお、自社電源の保有等を行うつもりがない理由の「その他」については以下のような回答があった。

- グループ内、社内の発電部門が保有するため（小売部門では保有しない）。
- 条件の良い長期相対契約の方が、経済合理性が高いため。
- 投資額と長期契約のリスクが大きいため。
- 現状、小売需要がない、小売事業から撤退、もしくは撤退の検討をしている。
- 24 時間安定供給可能な発電設備を保有することは中小小売電気事業者にとっては困難。
- 財政的余裕がないため。
- 調達をすべて親 BG に委託しているため。

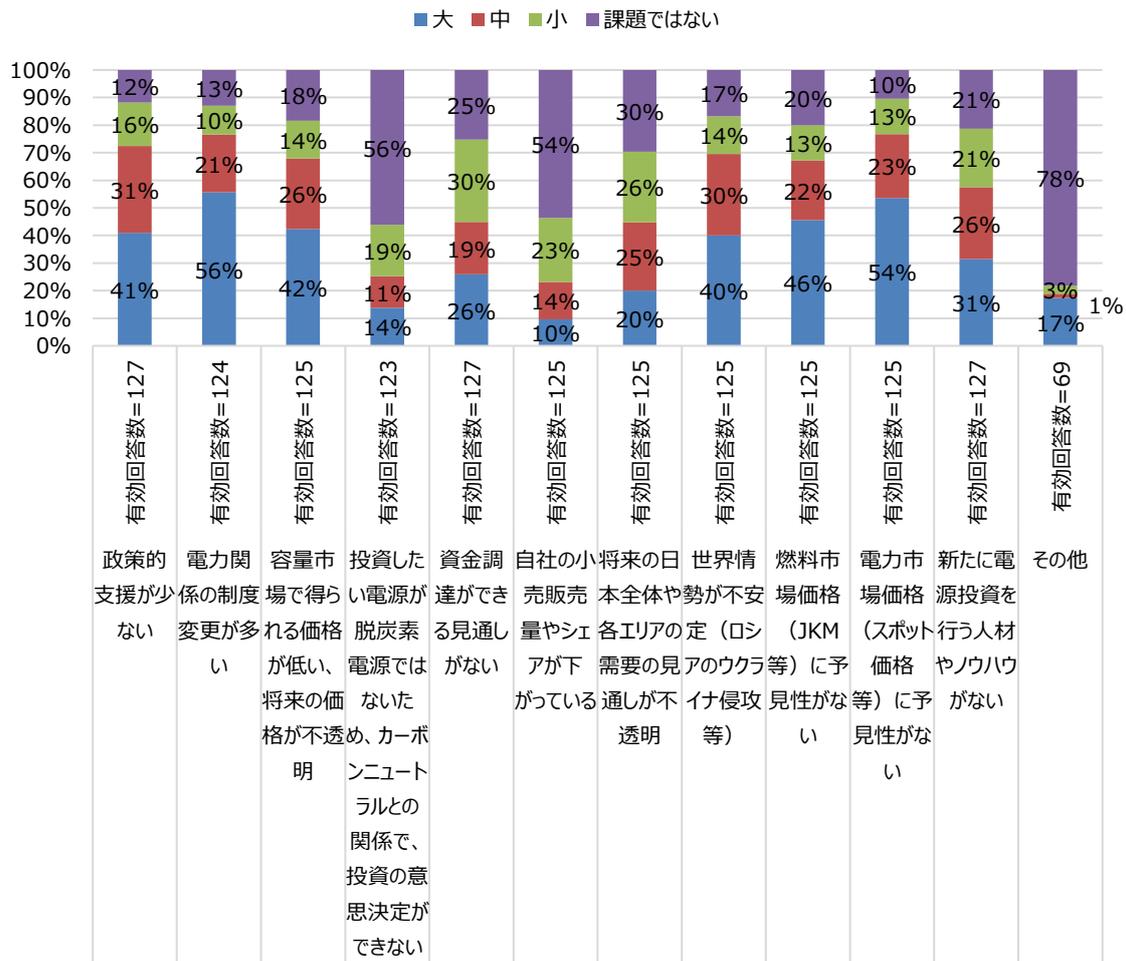


図 66 自社電源の保有等の意思決定の阻害となる要因

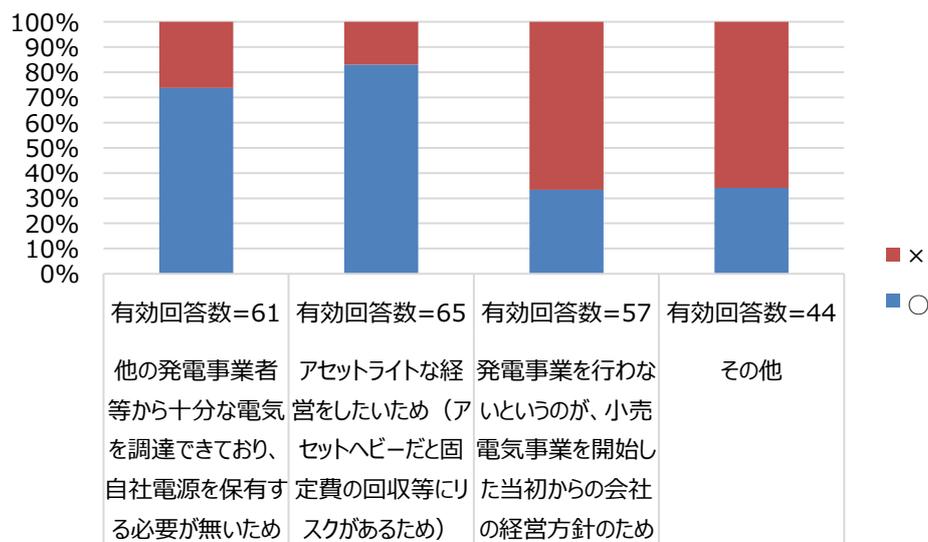


図 67 自社電源の保有等を行うつもりがない理由

(3) 電気の調達に関する詳細

(3) - 1 : 長期契約

<10年以上>

(3) - 1 - 1 :

発電事業者等と長期契約（10年以上）の実績があるか否かについては、図 68 のとおりである。

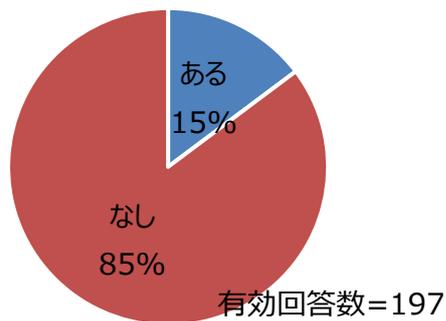


図 68 発電事業者等との長期契約（10年以上）の実績の有無

(3) - 1 - 2 :

取引方法別の取引実績について、各社の回答を単純平均した結果は、図 69 のとおりである。

それぞれの取引方法について取引実績があるかどうかにかかわらず、今後その取引方法の取引を行いたいか、取引量を増やしたいかどうかの希望（今後取引を行いたい・取引量を増やしたいという希望があれば「○」、今後取引を行いたくない・取引量を減らしたいということであれば「×」）については、図 70 のとおりである。

なお、図 69 や図 70 における「その他」については、「FIT 買取」や「オフサイト PPA」、「オンサイト PPA」等の回答があった。

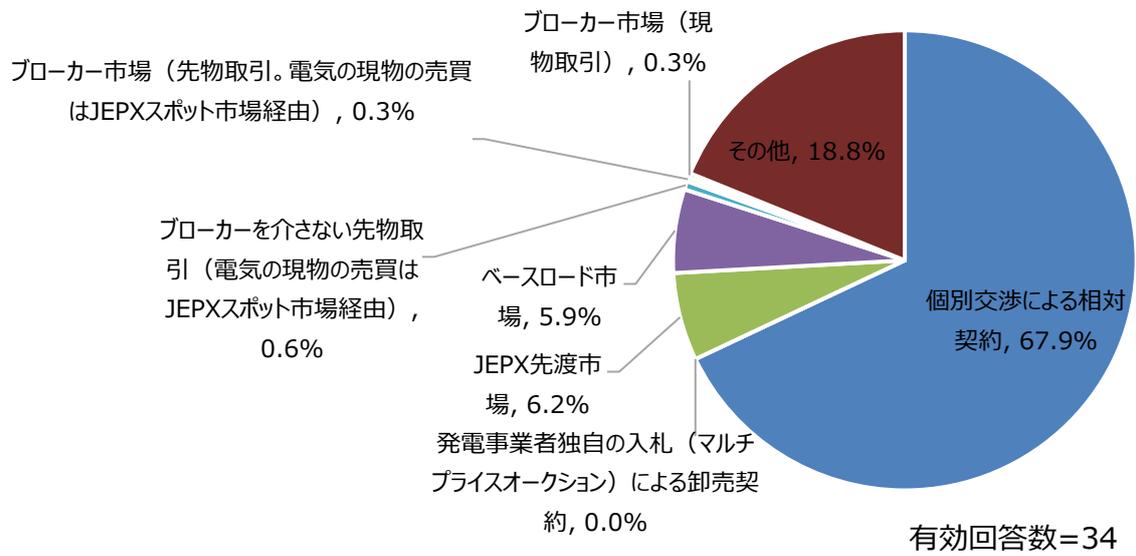


図 69 長期契約 (10 年以上) に関する取引方法別の契約実績 (kWh ベース) ⁴

⁴ アンケート (別紙) においては、JEPX 先渡市場や先物市場は 1 年超～3 年未満の契約期間の商品は存在していないが、複数の商品を同時に売買して、実質的に複数年契約の取引をしていたり (例: 2023 年度年間物の商品と 2024 年度年間物の商品を同時に購入して、実質的に 2 年間の電力の卸売りを確約する取引を行っている、等)、こういった取引にニーズがあれば、回答可能としており、そのため、先渡市場等についても 0% よりも大きな値となっていると考えられる。もしくは、単に回答ミスの可能性も存在している。いずれにしても相対契約が契約量の太宗を占めていることについては、確からしい。

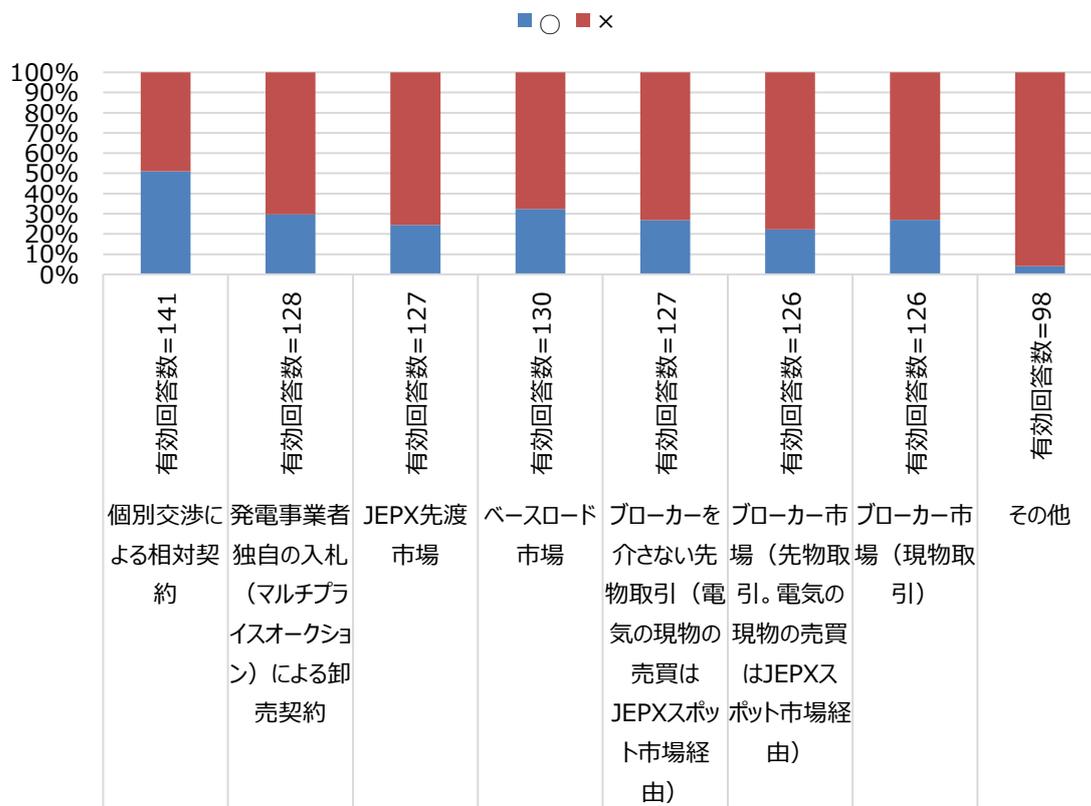


図 70 長期契約（10年以上）に関する各取引方法における希望

また、それぞれの取引方法または長期契約（10年以上）全般について、特筆すべき課題等については、以下のような回答があった。

- 長期契約においては発電事業者と小売電気事業者との間でリスクの取り方に係る交渉が必須であり、一律に条件を定めるオークション形式等による取引は難しい。
- カーボンニュートラルによる火力退場の動きを受け、火力発電については、長期契約に踏み出しづらくなっている。
- 他エリアでの販売禁止など、取引条件や与信の面に課題があると感じる。
- 法制度や市場設計の変更が読めないことが、予想外の損につながるのではないかという懸念につながる。
- 将来的な事業環境や小売供給契約が基本的に1年契約であることを踏まえると自社需要の変化が読み切れず、不透明感がある。
- 取引希望量が少ないので、最小取引数量を下げしてほしい。

(3) — 1 — 3 :

数量や価格の条件別の契約実績について、各社の回答を単純平均した結果は、図 71 のとおりである。

それぞれの条件について取引実績があるかどうかにかかわらず、今後その条件の取引を行いたい、取引量を増やしたいかどうかの希望（今後取引を行いたい・取引量を増やしたいという希望があれば「○」、今後取引を行いたくない・取引量を減らしたいということであれば「×」）については、図 72 のとおりである。

なお、図 71 や図 72 における「その他」については、「FIT」や「揚水発電を活用した電力預かりサービス」、「再エネの JEPX 市場連動」等の回答があった。

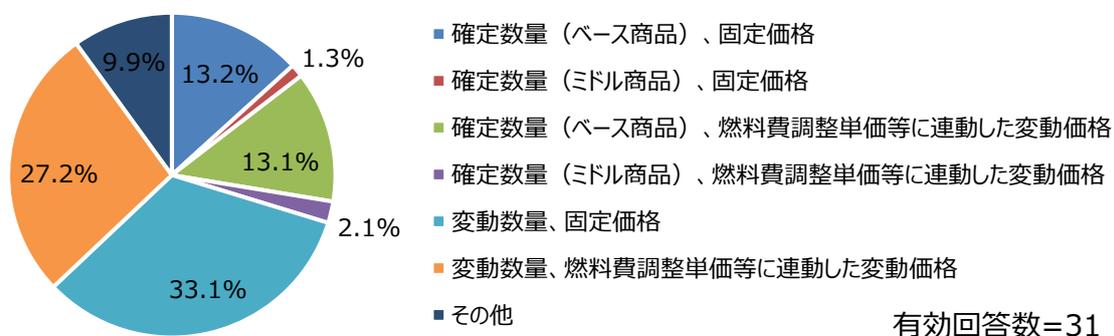


図 71 長期契約（10 年以上）に関する数量や価格の条件別の契約実績（kWh ベース）

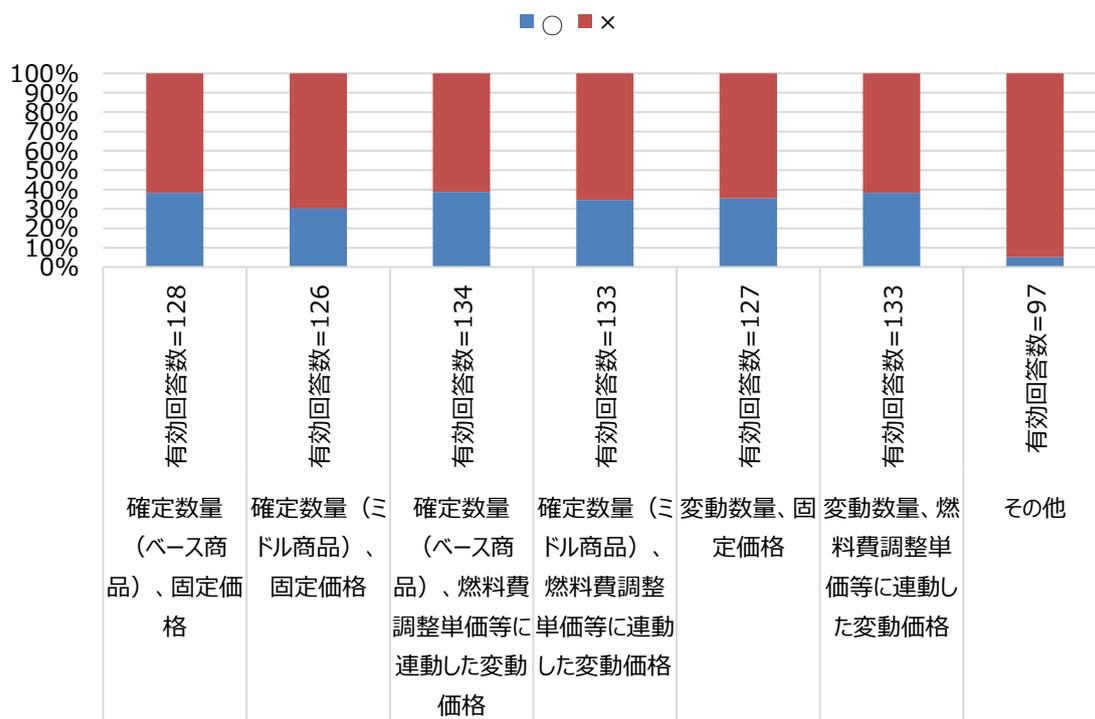


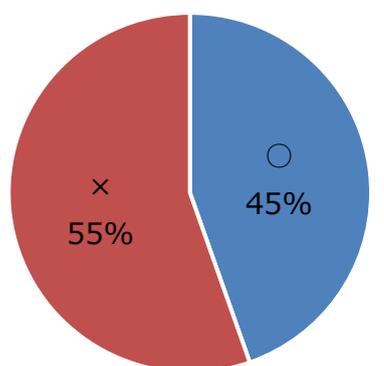
図 72 長期契約（10年以上）に関する数量や価格の条件における希望

また、それぞれの取引条件または長期契約（10年以上）全般について、特筆すべき課題等については、以下のような回答があった。

- 小売供給契約は1年が基本なので、需要が読みづらい。
- 長期取引を行う際のリスクヘッジの方法が限定的である。
- 法制度や市場設計の変更が読めないことが、予想外の損につながるのではないかと懸念につながる。
- 市場分断による値差は年々大きくなっているため、長期契約の場合には、エリアを跨いだ電気の取引に大きなリスクを感じている。
- 定期点検の時期に融通が利かず、運転パターンが限られている。
- 固定価格で長期契約するのはリスクが高すぎる。燃料価格に応じて調整を行うなど価格を見直しできる契約だとありがたい。
- JKM 連動ではなく、JLC 連動の商品がほしい。
- 国際的な情勢による燃料価格や為替の状況を考えると、足元契約することは、結果として割高になる可能性がある。
- 与信の面に課題があると感じる。
- 取引希望量が少ないので、最小取引数量を下げしてほしい。
- 長期の先物市場がないことから適正価格の判断が難しい。

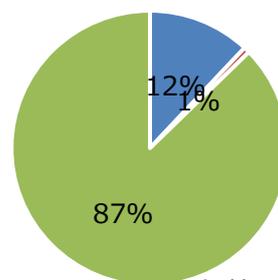
(3) - 1 - 4 :

発電事業者等と長期契約（10年以上）を結ぶニーズがあるかや、電源を特定するニーズがあるか否かについては、図 73、図 74 のとおりである。



有効回答数=168

図 73 発電事業者等と長期契約（10年以上）を結ぶニーズがあるか



有効回答数=142

- a) 電源を特定して、長期契約を結びたい
- b) 電源を特定せず、長期契約を結びたい
- c) 契約の相手先や契約条件（価格、期間等）、電源種によりケースバイケース

図 74 電源を特定するニーズがあるか否か

(3) - 1 - 5 :

発電事業者等と長期契約（10年以上）を結ぶニーズがある場合、その理由については、図 75 のとおりである。

なお、「その他」については、以下のような回答（概要）があった。

- 需要家に対して長期・安定的に電気を卸すため。
- 安定的に小売事業を継続するため。
- 長期契約により、調達コスト面でメリットがあるのであれば、長期契約を志向。
- カーボンニュートラルに向けて、再エネ電源を長期で契約できるようにするため。
- FIT 制度終了までの契約として。
- コーポレート PPA のため。
- 発電事業者に希望があるため。

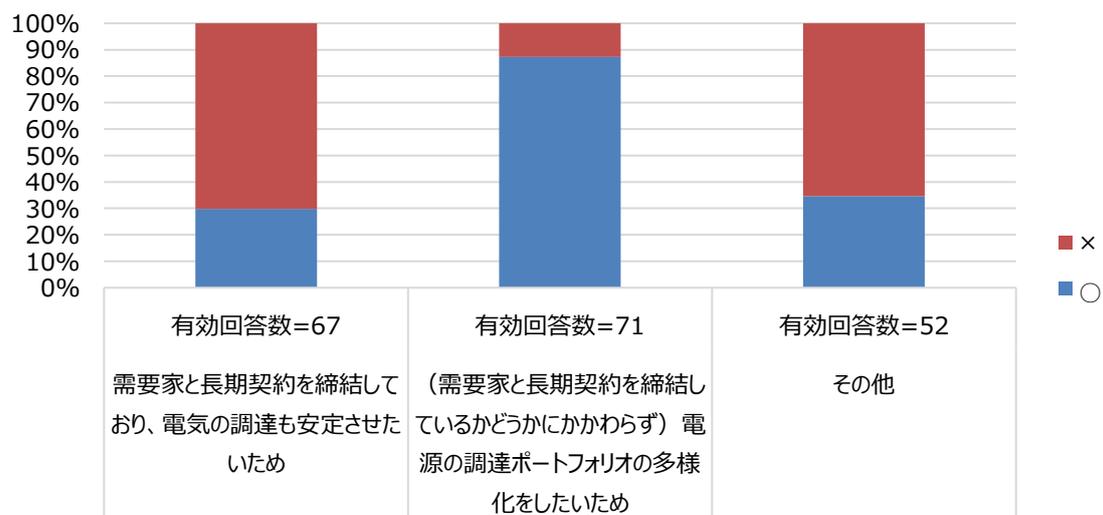


図 75 発電事業者等と長期契約（10年以上）を結ぶニーズがある理由

(3) - 1 - 6 :

発電事業者等と長期契約（10年以上）を結ぶ際の課題については、図 76 のとおりである。

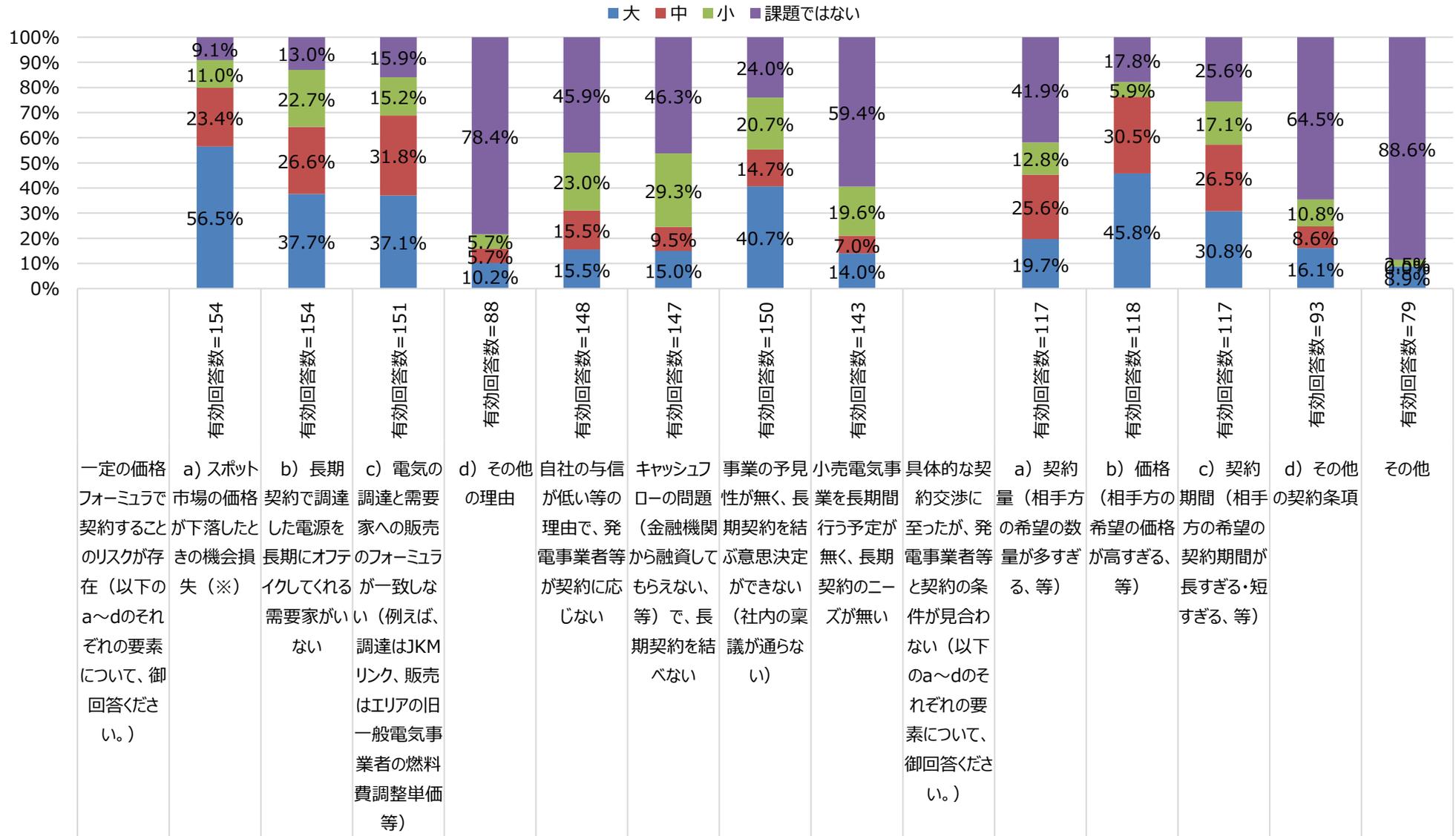


図 76 小売電気事業者と長期契約 (10 年以上) を結ぶ際の課題

なお、「d) その他の理由」や「d) その他の契約条項」については、具体的には表 7 のような回答があった。

表 7 「d) その他の理由」及び「d) その他の契約条項」に関する具体的内容

d) その他の理由	<ul style="list-style-type: none"> ● 発電事業者のデフォルトリスク。 ● 多額の保証金を求められる。 ● 制度変更リスク。 ● 取引条件や契約解除の要件が厳しい。 ● 過去の取引実績がない。
d) その他の契約条項	<ul style="list-style-type: none"> ● 火力電源指定の場合、カーボンニュートラルの観点からは選択しづらい。 ● 電源価格に組み込まれている変動フォーミュラ（物価指数等）の判断が難しい。 ● 取引条件（発電所停止時の電力供給等）や契約解除が厳しい。 ● 燃料費調整単価が JLC 連動ではなく、JKM 連動になっている。 ● 与信の問題。

また、本設問に関連して、契約内容や条件によって課題が異なりうる等、留意すべき点については、以下のような回答があった。

- 需要家の契約形態に変化（長期契約の増加等）があった場合には、契約内容や条件に大きな影響を与える可能性がある。
- 規制料金が最も競争力のある価格となる環境は、長期契約の障壁となる。
- 小売電気事業は価格競争の面が大きいいため、長期契約にメリットを感じにくい。結局、スポット市場のほうが安い。
- 電源の老朽化。
- 中途解約時のペナルティが大きすぎる。

(3) — 1 — 7 :

発電事業者等と長期契約（10 年以上）を結ぶ際の課題を解決するための手段については、以下のような回答があった。

- 発電事業者・小売電気事業者間の契約において、リスクが片務的にならないようにすること。
- 小売供給契約において、需要家に長期的なコミットを求める料金メニューを設定する。

- 事後精算の仕組みや契約量変更オプション等の導入により、制度や事業環境の変化に対応できるようにすること。
- 信用保証。
- 全ての電源を市場集中し、電源のメリットオーダーを全小売電気事業者と需要家が享受可能となる制度設計の導入。
- 長期契約に対応できる先物取引などの価格固定手段を設ける。
- 機会損失を補償するための保険商品の開発。
- 共同調達を行うためのプラットフォームの開設。
- 発販分離及び大手電力のシェア低下。

(3) — 1 — 8 :

発電事業者が産油国と燃料の長期契約を締結し、燃料を長期・安定的に輸入することを促すためには、発電事業者と小売電気事業者の間でも電気の売買の長期契約を締結することが必要となる⁵。小売電気事業者にとって、火力発電が特定された形で売買契約を締結することの可否については、図 77 のとおりであり、不可能な場合、その理由が「自社の調達における CO₂ 排出係数が長期にわたって高まるため」であるか否かは、図 78 のとおりである。

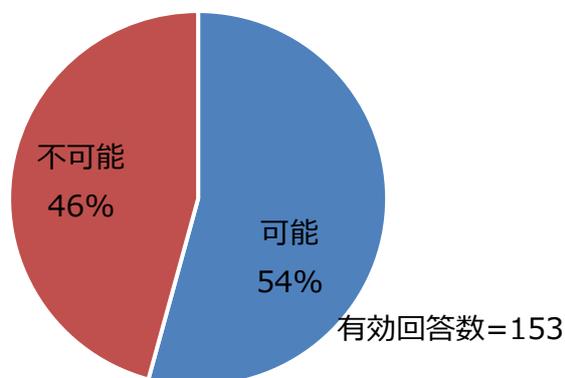


図 77 火力発電が特定された形で売買契約を締結することの可否

⁵ 発電事業者が小売電気事業者と電気の売買の長期契約を締結していなかった場合、調達する燃料の費用以下に電力市場や短期の電力相対契約等の価格が下落した場合、発電事業者にとっては損失を出すリスクとなるため。

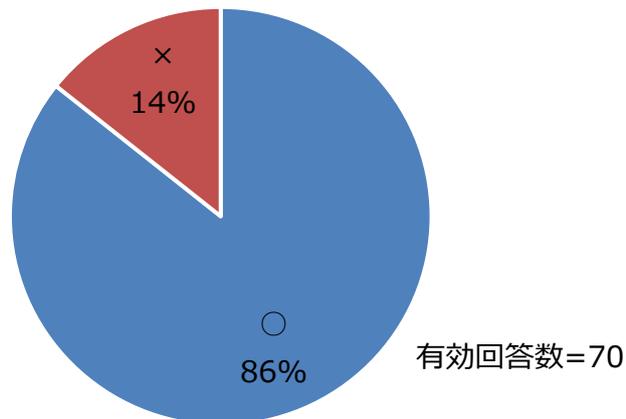


図 78 火力発電が特定された形で売買契約を締結することが不可能な場合、その理由が「自社の調達における CO₂ 排出係数が長期にわたって高まるため」であるか否か

また、不可能な場合のその他の理由については、以下のようなものがあった。

- 再エネ由来電源 100%供給等を目指しているため、火力電源から調達すること自体が会社理念に沿わない。
- カーボンニュートラルに反している。
- 電源を特定することにより（不可抗力条項により）、受給停止となるケースを避けるため。
- 契約量により判断を行うことになる。
- 事業環境に関する予見性が低いため、そもそも長期契約を締結することは難しい。
- 親 BG からの調達のみを念頭においているため。
- 自社所有の発電所を増やしていく予定であるため、他社から調達を行う予定がない。

また、発電事業者との契約価格を変動価格とした場合、エリアの旧一般電気事業者の燃料費調整単価以外で変動する価格⁶での契約締結可否については、図 79 のとおりであり、不可能な場合、その理由が「調達価格の変動をヘッジする手段を持たないため」であるか否かは、図 80 のとおりである。

⁶ 例えば、原油価格リンクやヘンリーハブ等の変動にリンクした形での契約が考えられる。

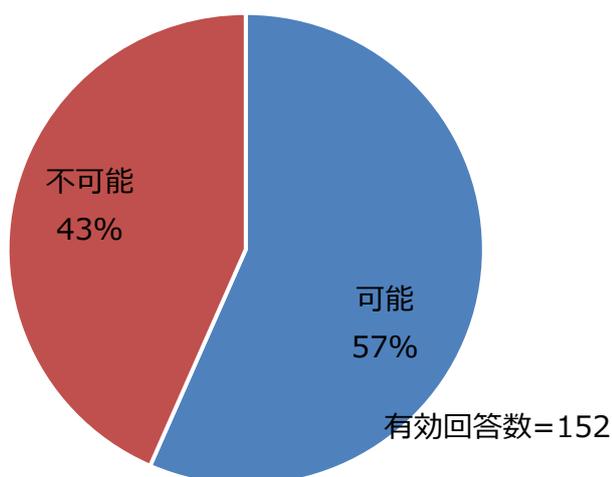


図 79 エリアの旧一般電気事業者の燃料費調整単価以外で変動する価格での契約締結可否

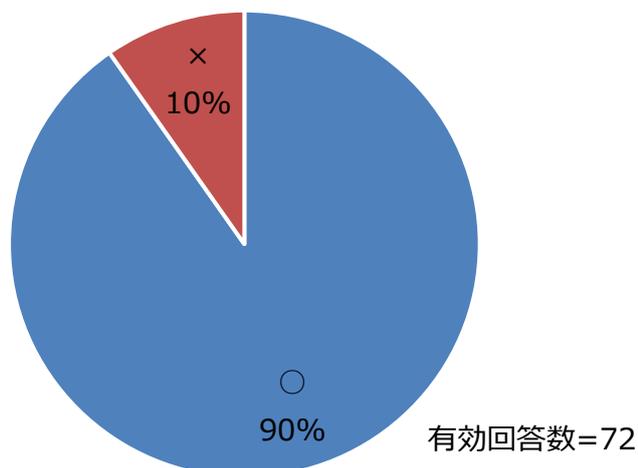


図 80 エリアの旧一般電気事業者の燃料費調整単価以外で変動する価格での契約締結が不可能な場合、その理由が「調達価格の変動をヘッジする手段を持たないため」であるか否か

また、不可能な場合のその他の理由については「需要家に理解を得られないと考えているため」という回答があった。

< 5年以上～10年未満 >

(3) ー1ー1 :

発電事業者等と長期契約（5年以上～10年未満）の実績があるか否かについては、図 81 のとおりである。

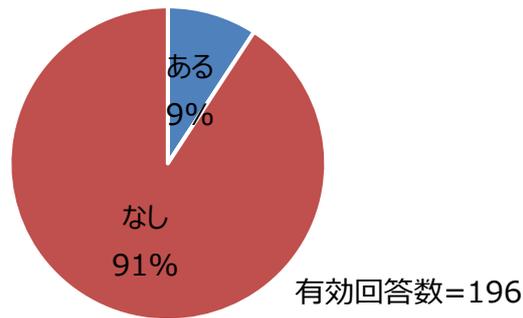


図 81 発電事業者等との長期契約（5年以上～10年未満）の実績の有無

(3) — 1 — 2 :

取引方法別の取引実績について、各社の回答を単純平均した結果は、図 82 のとおりである。なお、グラフに出てこない取引方法（ブローカーを介さない先物取引（電気の現物の売買は JEPX スポット市場経由）、ブローカー市場（先物取引。電気の現物の売買は JEPX スポット市場経由）、ブローカー市場（現物取引））については、それぞれ 0%であった。

それぞれの取引方法について取引実績があるかどうかにかかわらず、今後その取引方法の取引を行いたい、取引量を増やしたいかどうかの希望（今後取引を行いたい・取引量を増やしたいという希望があれば「○」、今後取引を行いたくない・取引量を減らしたいということであれば「×」）については、図 83 のとおりである。

なお、図 82 や図 83 における「その他」については、「FIT 特定卸」や「自社出資電源」、「屋根置き太陽光発電からの調達」、「自治体の企画提案入札における需給契約と紐づいた調達契約」等の回答があった。

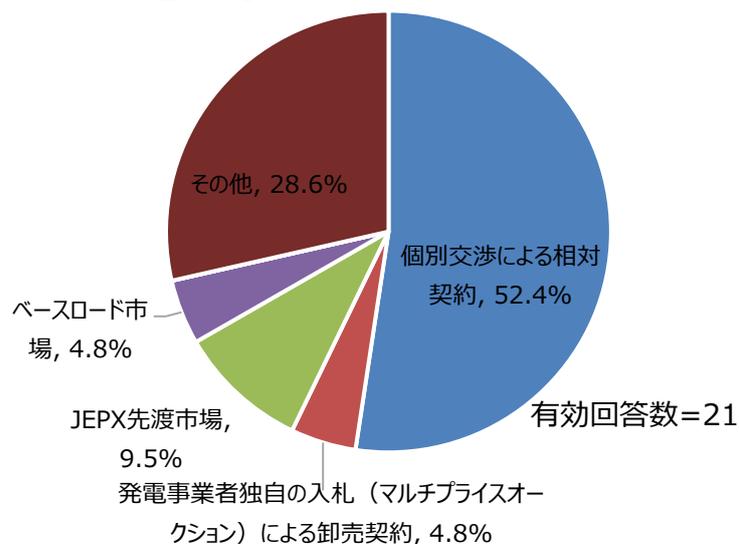


図 82 長期契約（5年以上～10年未満）に関する取引方法別の契約実績

(kWh ベース) 7

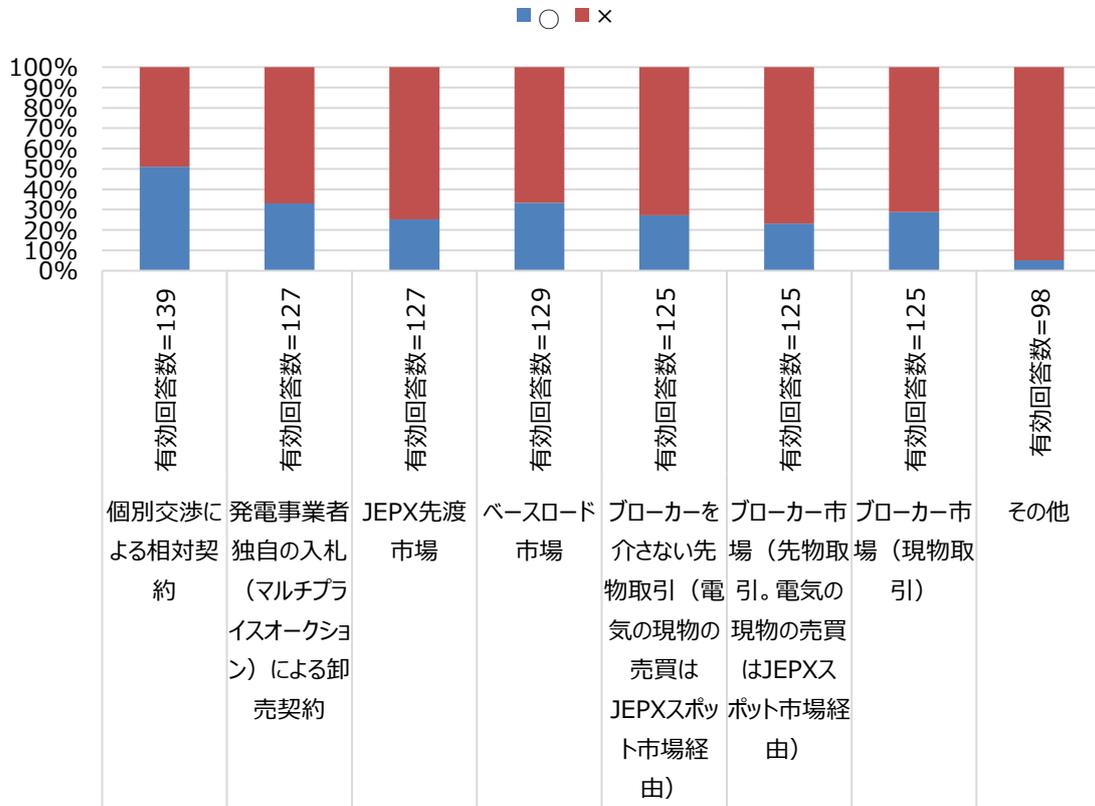


図 83 長期契約（5年以上～10年未満）に関する各取引方法における希望

また、それぞれの取引方法または長期契約（5年以上～10年未満）全般について、特筆すべき課題等については、以下のような回答があった。

- 長期契約においては発電事業者と小売電気事業者との間でリスクの取り方に係る交渉が必須であり、一律に条件を定めるオークション形式等による取引は難しい。
- カーボンニュートラルによる火力退場の動きを受け、火力発電については、長期契約に踏み出しづらくなっている。
- 他エリアでの販売禁止など、その取引条件や与信の面に課題があると感じる。

7 アンケート（別紙）においては、JEPX 先渡市場や先物市場は1年超～3年未満の契約期間の商品は存在していないが、複数の商品を同時に売買して、実質的に複数年契約の取引をしていたり（例：2023年度年間物の商品と2024年度年間物の商品を同時に購入して、実質的に2年間の電力の卸売りを確約する取引を行っている、等）、こういった取引にニーズがあれば、回答可能としており、そのため、先渡市場等についても0%よりも大きな値となっていると考えられる。もしくは、単に回答ミスの可能性も存在している。いずれにしても相対契約が契約量の太宗を占めていることについては、確からしい。

- 法制度や市場設計の変更が読めないことが、予想外の損につながるのではないかと懸念につながる。
- 将来的な事業環境や小売供給契約が基本的に1年契約であることを踏まえると自社需要の変化が読み切れず、不透明感がある。
- 取引希望量が少ないので、最小取引数量を下げしてほしい。

(3) — 1 — 3 :

数量や価格の条件別の契約実績について、各社の回答を単純平均した結果は、図 84 のとおりである。

それぞれの条件について取引実績があるかどうかにかかわらず、今後その条件の取引を行いたい、取引量を増やしたいかどうかの希望（今後取引を行いたい・取引量を増やしたいという希望があれば「○」、今後取引を行いたくない・取引量を減らしたいということであれば「×」）については、図 85 のとおりである。

なお、図 84 や図 85 における「その他」については、「FIT」や「揚水発電を活用した電力預かりサービス」等の回答があった。

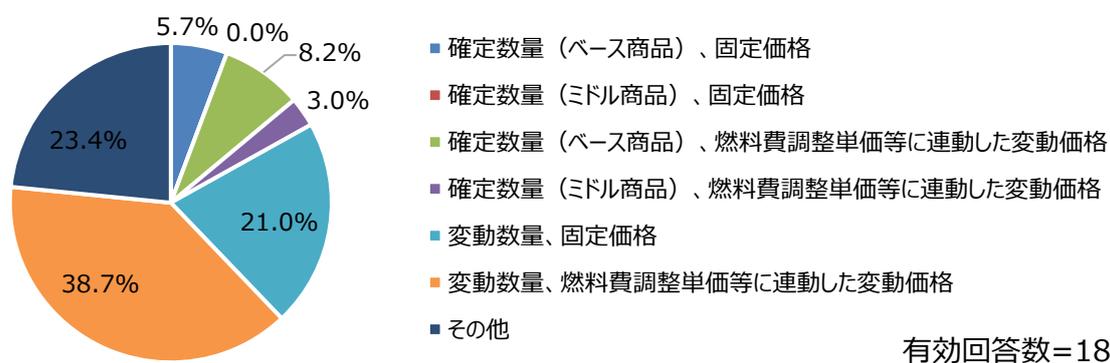


図 84 長期契約（5年以上～10年未満）に関する数量や価格の条件別の契約実績（kWh ベース）

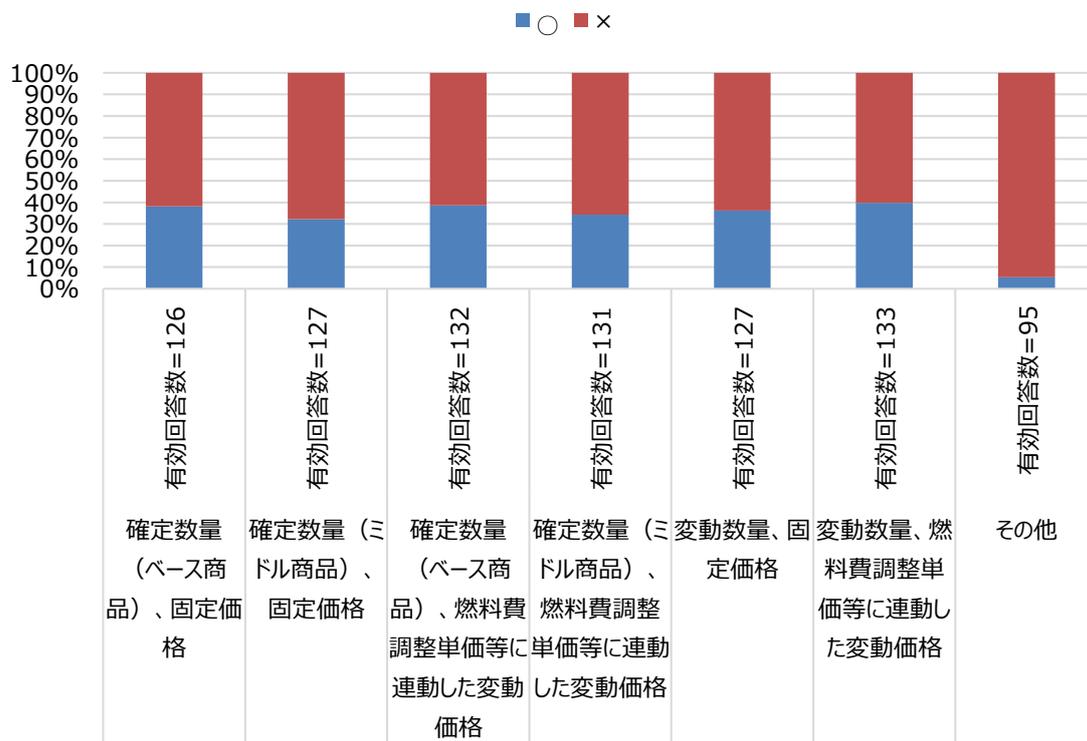


図 85 長期契約（5年以上～10年未満）に関する数量や価格の条件における希望

また、それぞれの取引条件または長期契約（5年以上～10年未満）全般について、特筆すべき課題等については、以下のような回答があった。

- 小売供給契約は1年が基本なので、需要が読みづらい。
- 長期取引を行う際のリスクヘッジの方法が限定的である。
- 法制度や市場設計の変更が読めないことが、予想外の損につながるのではないかと懸念につながる。
- 定期点検の時期に融通が利かず、運転パターンが限られている。
- 固定価格で長期契約するのはリスクが高すぎる。燃料価格に応じて調整を行うなど価格を見直しできる契約だとありがたい。
- JKM 連動ではなく、JLC 連動の商品がほしい。
- 国際的な情勢による燃料価格や為替の状況を考えると、足元契約することは、結果として割高になる可能性がある。
- 与信の面に課題があると感じる。
- 取引希望量が少ないので、最小取引数量を下げしてほしい。
- 長期の先物市場がないことから適正価格の判断が難しい。

(3) - 1 - 4 :

発電事業者等と長期契約（5年以上～10年未満）を結ぶニーズがあるかや、電源を特定するニーズがあるか否かについては、図 86、図 87 のとおりである。

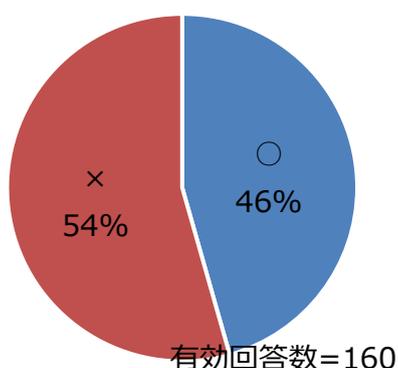


図 86 発電事業者等と長期契約（5年以上～10年未満）を結ぶニーズがあるか



- a) 電源を特定して、長期契約を結びたい
- b) 電源を特定せず、長期契約を結びたい
- c) 契約の相手先や契約条件（価格、期間等）、電源種によりケースバイケース

図 87 電源を特定するニーズがあるか否か

(3) - 1 - 5 :

発電事業者等と長期契約（5年以上～10年未満）を結ぶニーズがある場合、その理由については、図 88 のとおりである。

なお、「その他」については、以下のような回答（概要）があった。

- 需要家に対して長期・安定的に電気を卸すため。
- 安定的に小売事業を継続するため。
- 長期契約により、調達コスト面でメリットがあるのであれば、長期契約を志向。
- カーボンニュートラルに向けて、再エネ電源を長期で契約できるようにするため。
- コーポレート PPA のため。
- 容量市場の負担金の予見性が低いため、容量市場の払い戻しがある契約を希望。

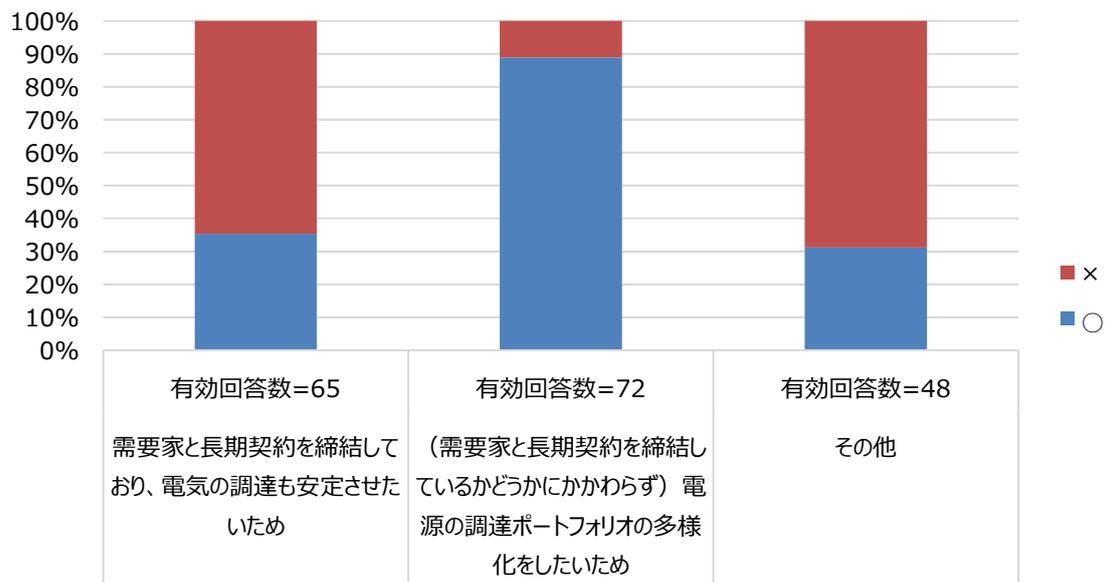


図 88 発電事業者等と長期契約（5年以上～10年未満）を結ぶニーズがある理由

(3) - 1 - 6 :

発電事業者等と長期契約（5年以上～10年未満）を結ぶ際の課題については、図 89 のとおりである。

■大 ■中 ■小 ■課題ではない

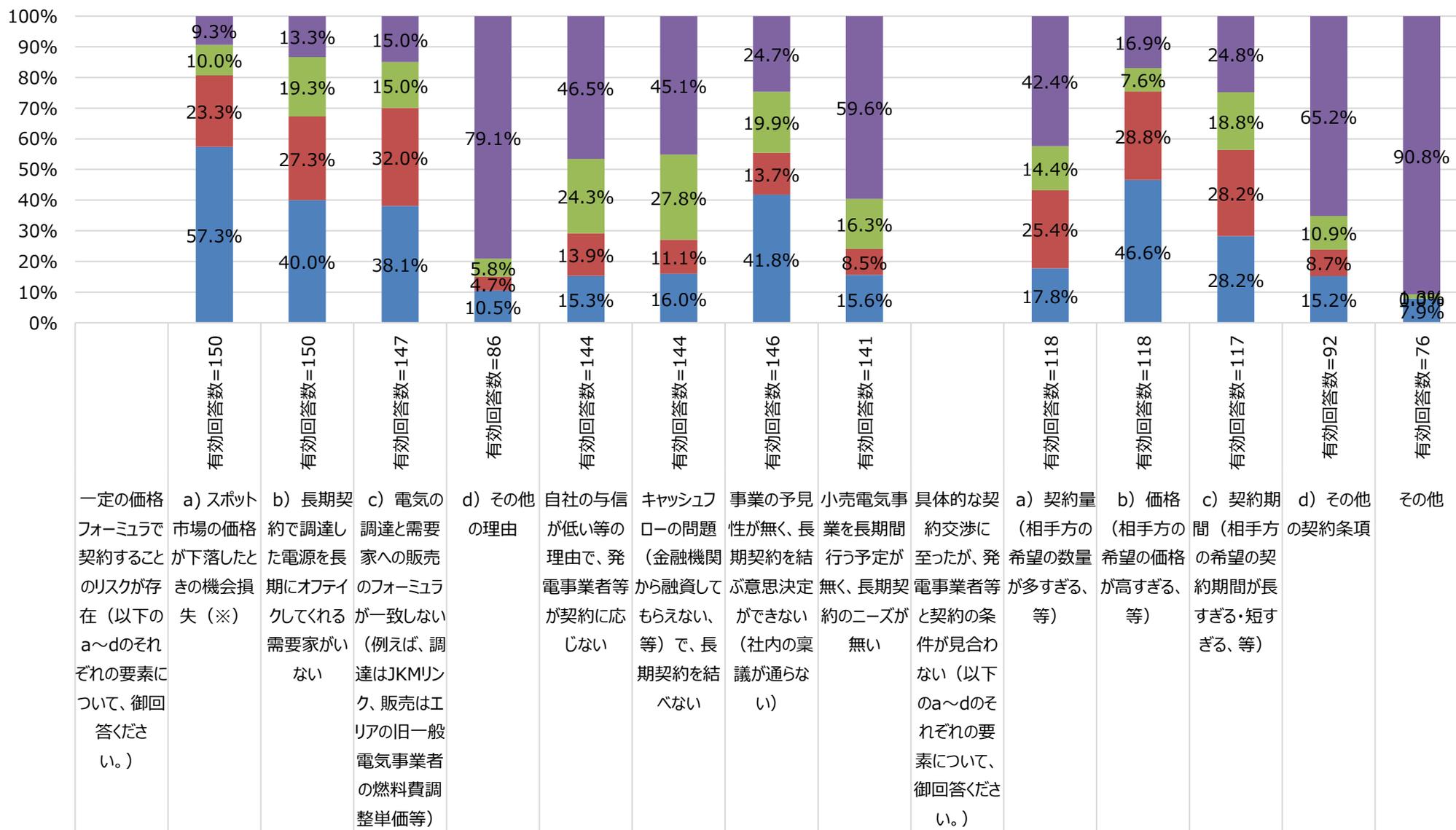


図 89 小売電気事業者と長期契約（5年以上～10年未満）を結ぶ際の課題

なお、「d) その他の理由」や「d) その他の契約条項」については、具体的には表 8 のような回答があった。

表 8 「d) その他の理由」及び「d) その他の契約条項」に関する具体的内容

d) その他の理由	<ul style="list-style-type: none"> ● 発電事業者のデフォルトリスク。 ● 制度変更リスク。 ● 取引条件や契約解除が厳しい。 ● 過去の取引実績がない。
d) その他の契約条項	<ul style="list-style-type: none"> ● 火力電源指定の場合、カーボンニュートラルの観点からは選択しづらい。 ● 取引条件（発電所停止時の電力供給等）や契約解除が厳しい。 ● 燃料費調整が JLC 連動ではなく、JKM 連動になっている。 ● 与信の問題や料金が前払いになっている場合、支払が難しい。

また、本設問に関連して、契約内容や条件によって課題が異なりうる等、留意すべき点については、以下のような回答があった。

- 需要家の契約形態に変化（長期契約の増加等）があった場合には、契約内容や条件に大きな影響を与える可能性がある。
- 規制料金が最も競争力のある価格となる環境は、長期契約の障壁となる。
- 小売電気事業は価格競争の面が大きいため、長期契約にメリットを感じにくい。結局、スポット市場のほうが安い。
- 電源の老朽化。
- 与信リスクや取引実行リスクを見積もることが難しい。

(3) — 1 — 7 :

発電事業者等と長期契約（5年以上～10年未満）を結ぶ際の課題を解決するための手段については、以下のような回答があった。

- 発電事業者・小売電気事業者間の契約において、リスクが片務的にならないようにすること。
- 小売供給契約において、需要家に長期的なコミットを求める料金メニューを設定する。
- 事後精算の仕組みや契約量変更オプション等の導入により、制度や事業環境の変化に対応できるようにすること。
- 信用保証。

- 全ての電源を市場集中し、電源のメリットオーダーを全小売電気事業者と需要家が享受可能となる制度設計の導入。
- 長期契約に対応できる先物取引などの価格固定手段を設ける。
- 機会損失を補償するための保険商品の開発。
- 共同調達を行うためのプラットフォームの開設。
- 発電分離及び大手電力のシェア低下。

(3) — 1 — 8 :

発電事業者が産油国と燃料の長期契約を締結し、燃料を長期・安定的に輸入することを促すためには、発電事業者と小売電気事業者の間でも電気の売買の長期契約を締結することが必要となる⁸。小売電気事業者にとって、火力発電が特定された形で売買契約を締結することの可否については、図 90 のとおりであり、不可能な場合、その理由が「自社の調達における CO₂ 排出係数が長期にわたって高まるため」であるか否かは、図 91 のとおりである。

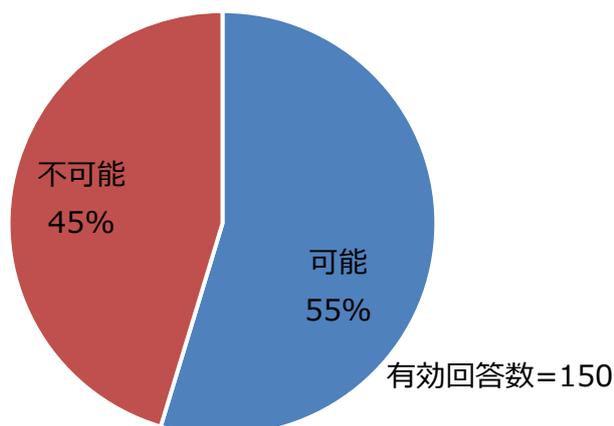


図 90 火力発電が特定された形で売買契約を締結することの可否

⁸ 発電事業者が小売電気事業者と電気の売買の長期契約を締結していなかった場合、調達する燃料の費用以下に電力市場や短期の電力相対契約等の価格が下落した場合、発電事業者にとっては損失を出すリスクとなるため。

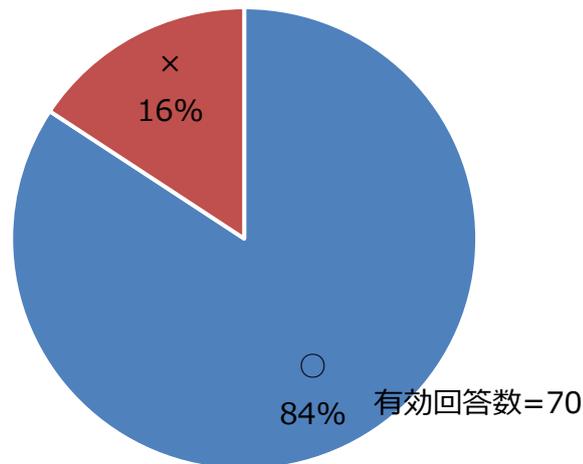


図 91 火力発電が特定された形で売買契約を締結することが不可能な場合、その理由が「自社の調達における CO₂ 排出係数が長期にわたって高まるため」であるか否か

また、不可能な場合のその他の理由については、以下のようなものがあった。

- 再エネ由来電源 100%供給等を目指しているため、火力電源から調達すること自体が会社理念に沿わない。
- カーボンニュートラルに反している。
- 電源を特定することにより（不可抗力条項により）、受給停止となるケースを避けるため。
- 契約量により判断を行うことになる。実電源との紐づけを行うメリットが本設問の期間だとない。
- 事業環境に関する予見性が低いため、そもそも長期契約を締結することは難しい。
- 親 BG からの調達のみを念頭においているため。
- 自社所有の発電所を増やしていく予定であるため、他社から調達を行う予定がない。

また、発電事業者との契約価格を変動価格とした場合、エリアの旧一般電気事業者の燃料費調整単価以外で変動する価格⁹での契約締結可否については、図 92 のとおりであり、不可能な場合、その理由が「調達価格の変動をヘッジする手段を持たないため」であるか否かは、図 93 のとおりである。

⁹ 例えば、原油価格リンクやヘンリーハブ等の変動にリンクした形での契約が考えられる。

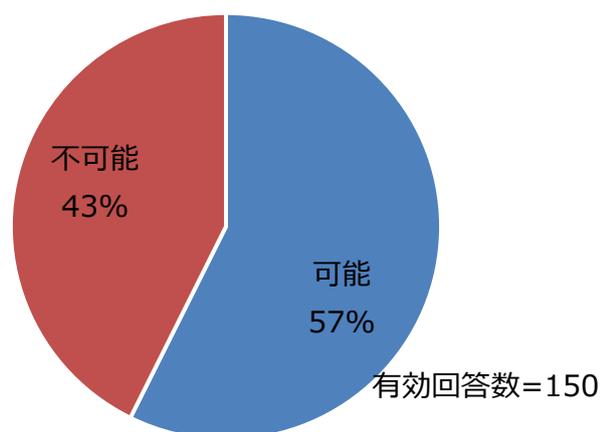


図 92 エリアの旧一般電気事業者の燃料費調整単価以外で変動する価格での契約締結可否

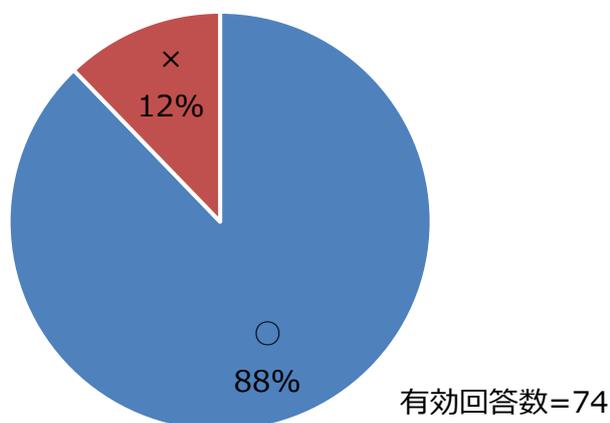


図 93 エリアの旧一般電気事業者の燃料費調整単価以外で変動する価格での契約締結が不可能な場合、その理由が「調達価格の変動をヘッジする手段を持たないため」であるか否か

また、不可能な場合のその他の理由については、以下のようなものがあった。

- 需要家の理解が得られない。
- 小売価格を燃料費調整単価等に連動させることができない。
- 再エネ電源との長期相対契約のみを念頭においている。

< 3年以上～5年未満 >

(3) —1—1 :

発電事業者等と長期契約(3年以上～5年未満)の実績があるか否かについては、図 94 のとおりである。

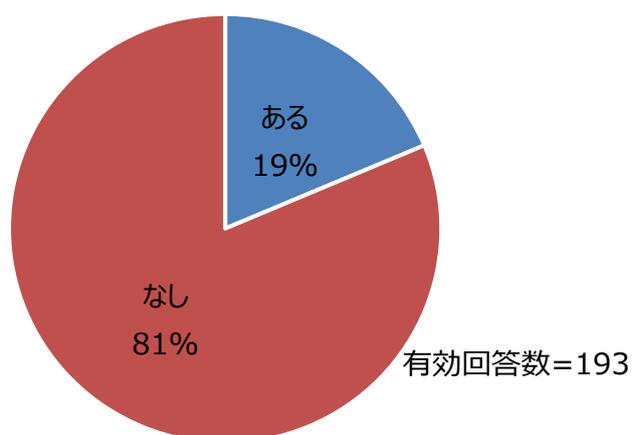


図 94 発電事業者等との長期契約（3年以上～5年未満）の実績の有無

(3) — 1 — 2 :

取引方法別の取引実績について、各社の回答を単純平均した結果は、図 95 のとおりである。なお、グラフに出てこない取引方法（ブローカーを介さない先物取引（電気の現物の売買は JEPX スポット市場経由）、ブローカー市場（先物取引。電気の現物の売買は JEPX スポット市場経由）、ブローカー市場（現物取引））については、それぞれ 0%であった。

それぞれの取引方法について取引実績があるかどうかにかかわらず、今後その取引方法の取引を行いたい、取引量を増やしたいかどうかの希望（今後取引を行いたい・取引量を増やしたいという希望があれば「○」、今後取引を行いたくない・取引量を減らしたいということであれば「×」）については、図 96 のとおりである。

なお、図 95 や図 96 における「その他」については、「公営水力発電所の公募型提案」や「公営入札の落札」、「自治体の企画提案入札における需給契約と紐づいた調達契約」等の回答があった。

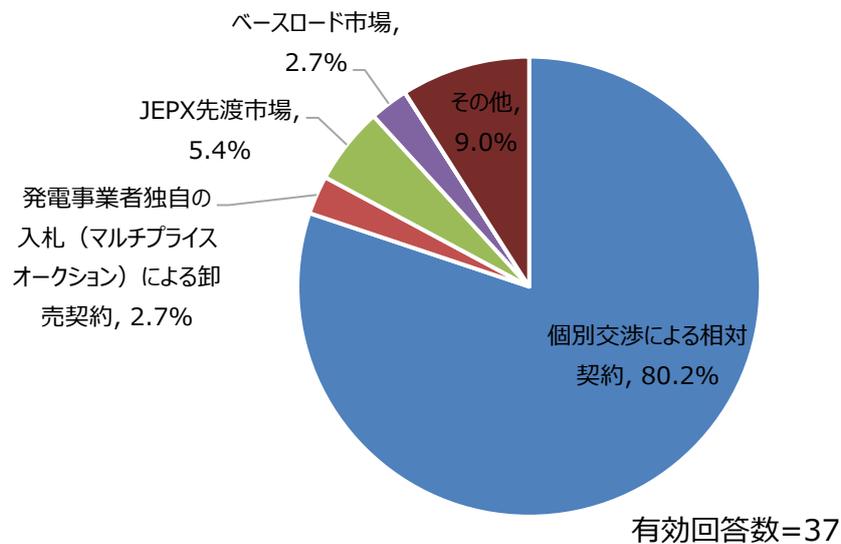


図 95 長期契約（3年以上～5年未満）に関する取引方法別の契約実績（kWh ベース）¹⁰

¹⁰ アンケート（別紙）においては、JEPX 先渡市場や先物市場は1年超～3年未満の契約期間の商品は存在していないが、複数の商品を同時に売買して、実質的に複数年契約の取引をしていたり（例：2023年度年間物の商品と2024年度年間物の商品を同時に購入して、実質的に2年間の電力の卸売りを確約する取引を行っている、等）、こういった取引にニーズがあれば、回答可能としており、そのため、先渡市場等についても0%よりも大きな値となっていると考えられる。もしくは、単に回答ミスの可能性も存在している。

いずれにしても相対契約が契約量の太宗を占めていることについては、確からしい。

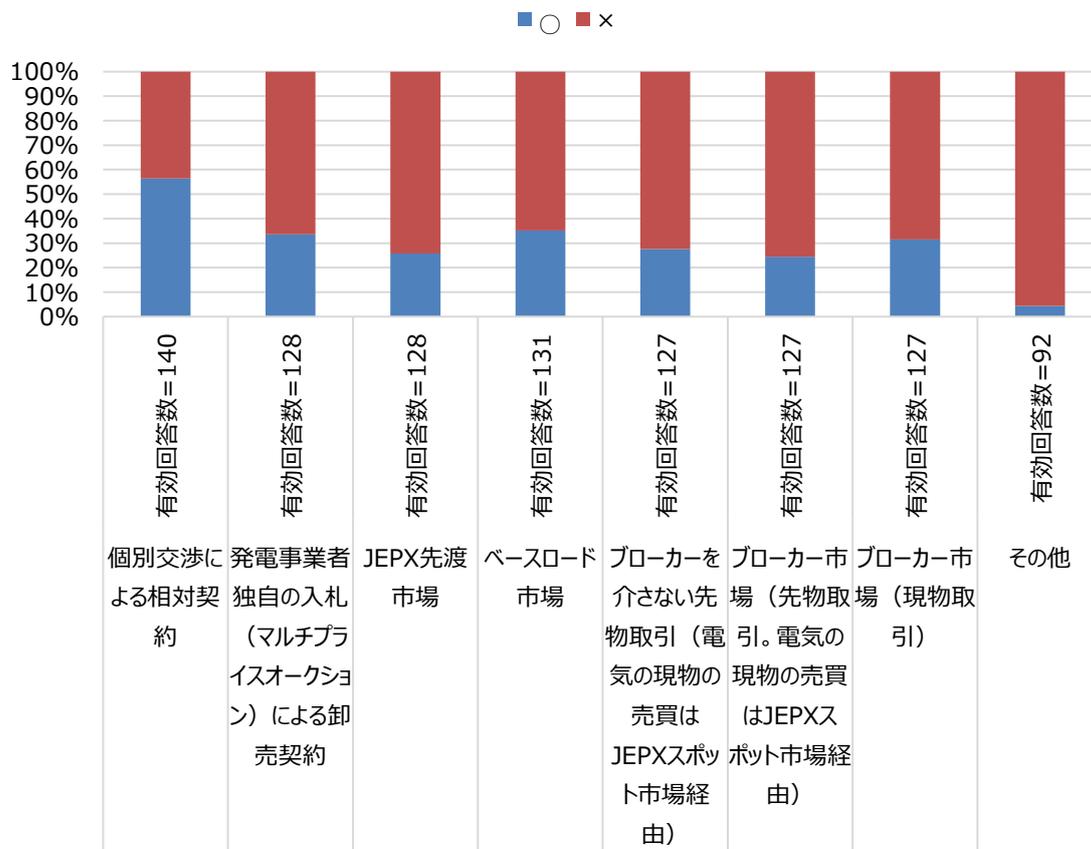


図 96 長期契約（3年以上～5年未満）に関する各取引方法における希望

また、それぞれの取引方法または長期契約（3年以上～5年未満）全般について、特筆すべき課題等については、以下のような回答があった。

- 量や価格を固定化することにリスクがあるため、条件のすり合わせが重要であり、相対契約が望ましい。
- 取引方法が少ないため、検討が難しい。先物取引の場合には、証拠金負担が重くなる。
- 法制度や市場設計の変更があることや、将来的な事業や需給の状況が不透明であり、必要量を見込めない。特に、規制料金が最安値となる環境だと、需要の見込みを立てづらいため、長期契約の障壁となる。
- 小規模な小売電気事業者も取引が行えるよう、最小の契約単位の見直し。
- 小売価格の燃料費調整単価に類似した調整項を設ける。
- 需要家が長期契約の必要性を理解していないため、意識変革の啓蒙が必要。
- 小売供給契約が1年を基本としているため、長期契約に踏み出しにくい。
- 転売禁止条項の存在。

- 長期契約であっても JKM 連動となっている。JLC 連動とするべき。

(3) — 1 — 3 :

数量や価格の条件別の契約実績について、各社の回答を単純平均した結果は、図 97 のとおりである。

それぞれの条件について取引実績があるかどうかにかかわらず、今後その条件の取引を行いたい、取引量を増やしたいかどうかの希望（今後取引を行いたい・取引量を増やしたいという希望があれば「○」、今後取引を行いたくない・取引量を減らしたいということであれば「×」）については、図 98 のとおりである。

なお、図 97 や図 98 における「その他」については、揚水発電を活用した電力預かりサービス等の回答があった。

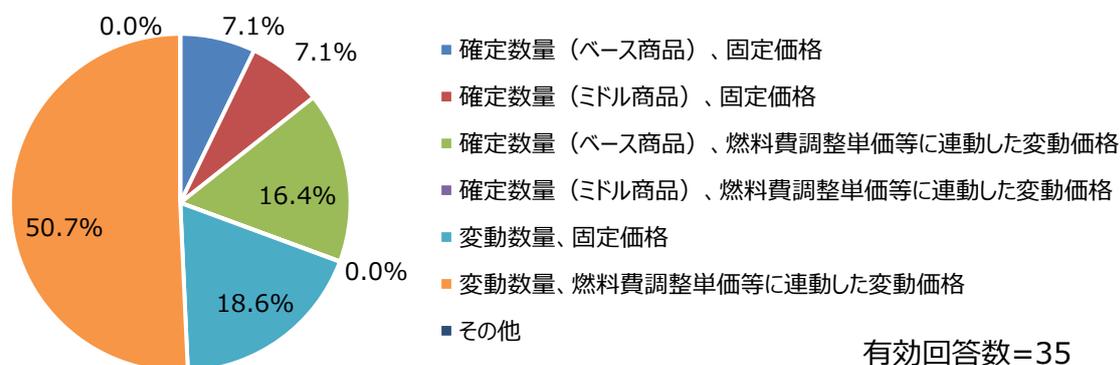


図 97 長期契約（3年以上～5年未満）に関する数量や価格の条件別の契約実績（kWh ベース）

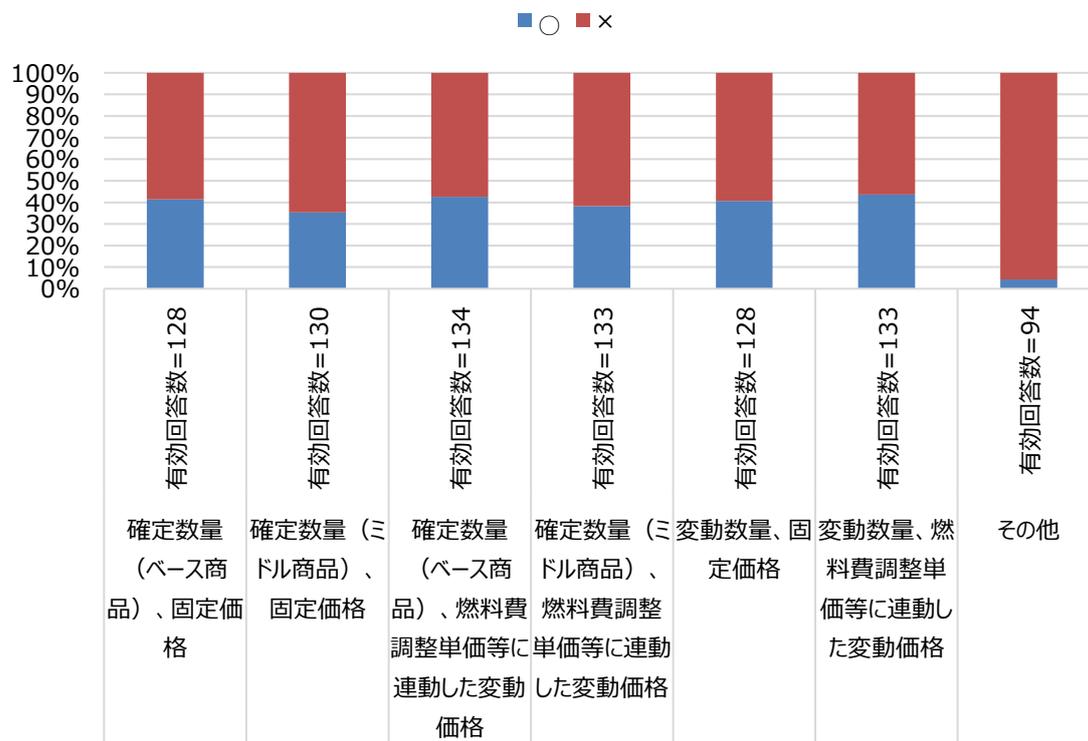


図 98 長期契約（3年以上～5年未満）に関する数量や価格の条件における希望

また、それぞれの取引条件または長期契約（3年以上～5年未満）全般について、特筆すべき課題等については、以下のような回答があった。

- 現市況では燃料変動リスクが過大に評価され、コストが結果として高くなる可能性がある。
- 契約量に応じた価格設定ができない。
- 信用保証条件の見直しやそれに係る費用の増加を抑制できる仕組みの構築。
- 法改正や制度変更により、先が見通せない。
- 将来的な経営状況や需要が見込めない。
- 変動数量型や固定型、燃料費調整付といった卸メニューが多様化することが望ましいが、現状は限られている。
- ヘッジ手法が乏しい。

(3) —1—4 :

発電事業者等と長期契約（3年以上～5年未満）を結ぶニーズがあるかや、電源を特定するニーズがあるか否かについては、図 99、図 100 のとおりである。

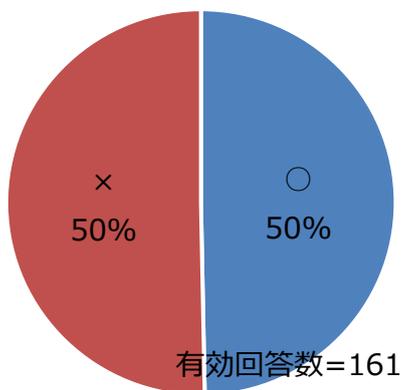


図 99 発電事業者等と長期契約（3年以上～5年未満）を結ぶニーズがあるか

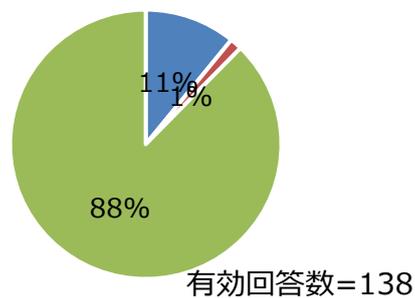


図 100 電源を特定するニーズがあるか
否か

(3) - 1 - 5 :

発電事業者等と長期契約（3年以上～5年未満）を結ぶニーズがある場合、その理由については、図 101 のとおりである。

なお、「その他」については、以下のような回答（概要）があった。

- 需要家に対して長期・安定的に電気を卸すため。
- 安定的に小売事業を継続するため。
- 再エネ電源の安定的な確保のため。
- 卒 FIT の買取は、3年から5年の契約が多い。
- 容量市場の負担金の予見性が低いため、容量市場の払い戻しがある契約を希望。

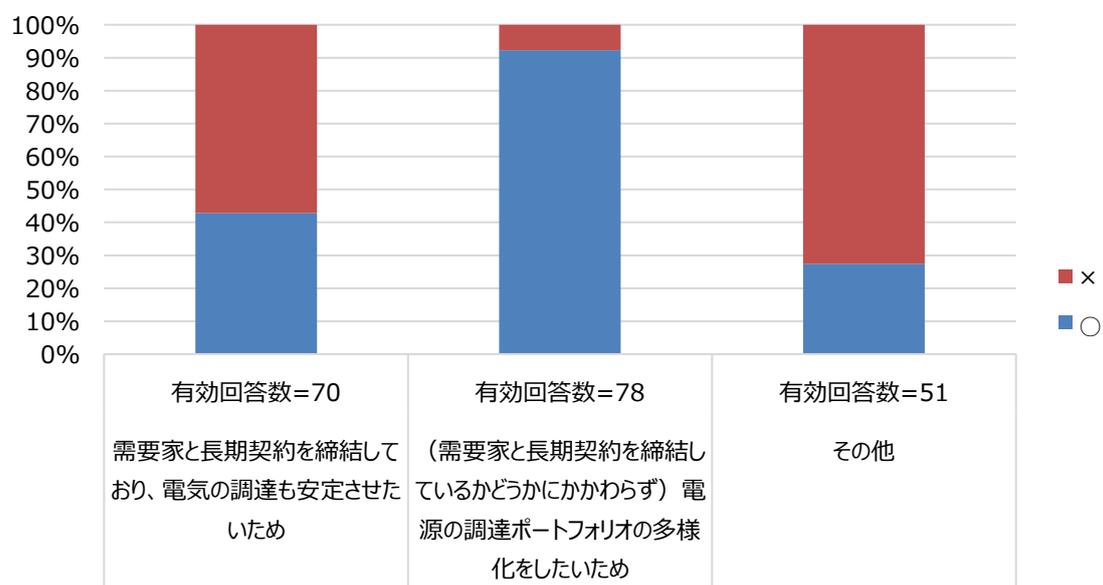


図 101 発電事業者等と長期契約（3年以上～5年未満）を結ぶニーズがある理由

(3) - 1 - 6 :

発電事業者等と長期契約（3年以上～5年未満）を結ぶ際の課題については、図 102 のとおりである。

■大 ■中 ■小 ■課題ではない

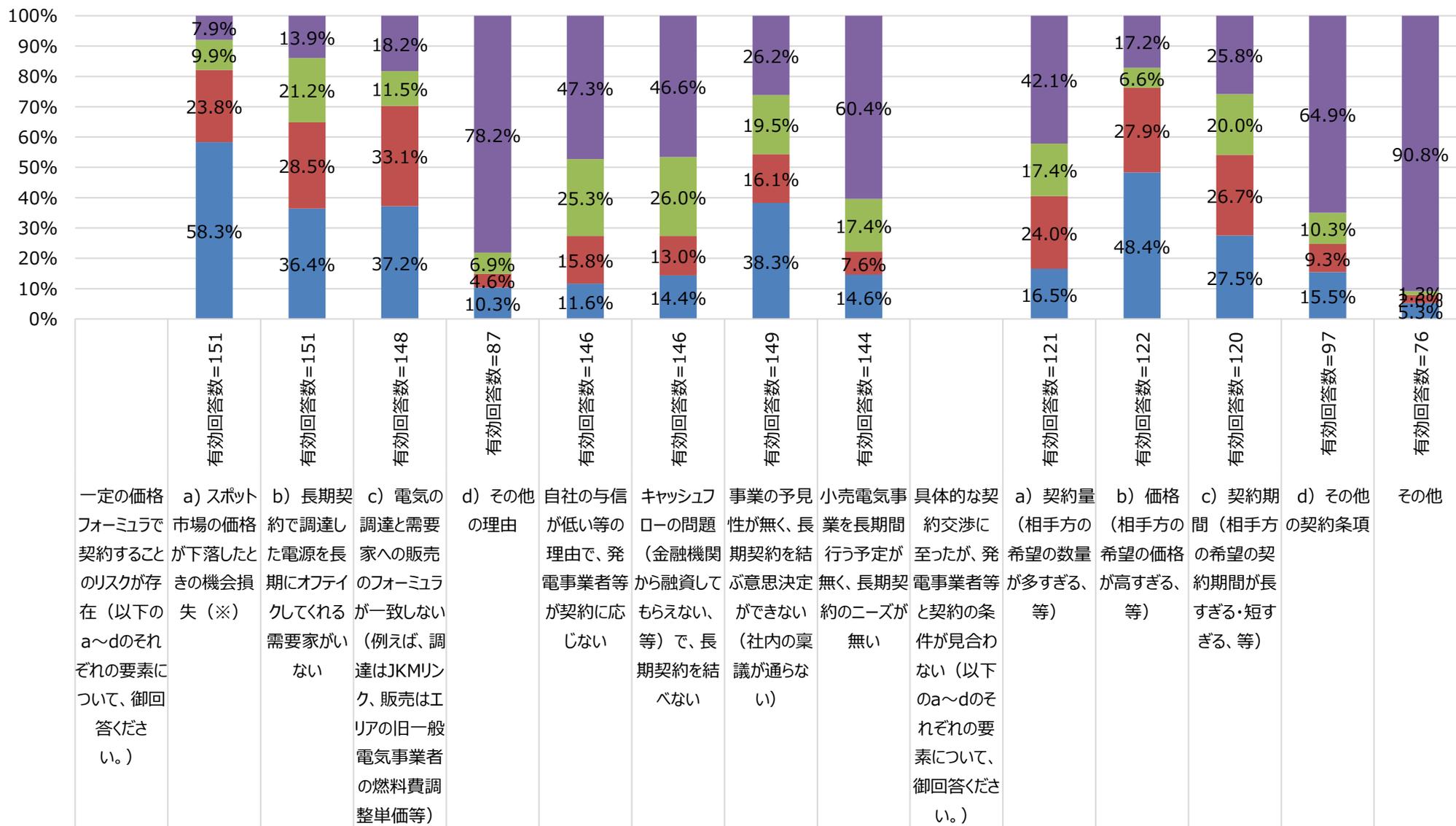


図 102 小売電気事業者と長期契約（3年以上～5年未満）を結ぶ際の課題

なお、「d) その他の理由」や「d) その他の契約条項」については、具体的には表 9 のような回答があった。

表 9 「d) その他の理由」及び「d) その他の契約条項」に関する具体的内容

d) その他の理由	<ul style="list-style-type: none"> ● 発電事業者のデフォルトリスク。 ● 制度変更が多い。 ● 契約条件、契約解除条件が厳しい。 ● 価格妥当性が判断できない。
d) その他の契約条項	<ul style="list-style-type: none"> ● 火力電源指定の場合、カーボンニュートラルの観点。 ● 制度変更時や燃料価格の変動に応じて柔軟に契約内容を見直すことができない。 ● 発電事業者に有利なオプション条項（発電設備の事情により供給停止できる等）。 ● JLC 連動ではなく、JKM 連動になっているため、長期契約のメリットを感じにくい。 ● 信用保証。

また、本設問に関連して、契約内容や条件によって課題が異なりうる等、留意すべき点については、以下のような回答があった。

- 制度の変更は、経営方針や収益に影響を与えるため、変動リスクとなる。
- 規制料金が最安値となるような競争環境では、将来の需要の予見性が低くなるため、長期契約の障壁となる。
- 契約期間が3年以上の場合は、個社ごとに事情が異なるので、一様に同じ条件で取引を行うことは適当ではなく、個別協議により定められるべき。
- 電源の老朽化により新規の長期契約という地合ではない。
- 契約条件設定（供給途絶の要件等）が曖昧若しくは定められていないため、リスクの計測が難しい。
- 親 BG 以外からの調達はそもそも検討していない。
- 与信リスクの見積もりが難しい。

(3) — 1 — 7 :

発電事業者等と長期契約（3年以上～5年未満）を結ぶ際の課題を解決するための手段については、以下のような回答があった。

- リスクの取り方が片務的にならないような工夫が必要。

- 燃料費調整単価を置くなど、事後調整できる仕組みを導入する。
- 信用保証制度の導入。
- 事業環境の変化に対応できるよう解約条項や見直し条項を設ける。
- アセットを発電事業者以外で支える仕組みの導入。
- 小売電気事業者が需要家に適切に転嫁できる料金設定の仕組みなどが整備されること。
- 小売供給契約を長期契約に移行する。
- 価格ヘッジのため、先物取引の長期商品を開発することや、リスクを低減するための保険商品の開発。
- JLC 連動商品（≠JKM 連動商品）の出現。
- 共同調達プラットフォームの開設。
- 発販分離及び大手電力のシェア低下。

(3) — 1 — 8 :

発電事業者が産油国と燃料の長期契約を締結し、燃料を長期・安定的に輸入することを促すためには、発電事業者と小売電気事業者の間でも電気の売買の長期契約を締結することが必要となる¹¹。小売電気事業者にとって、火力発電が特定された形で売買契約を締結することの可否については、図 103 のとおりであり、不可能な場合、その理由が「自社の調達における CO₂ 排出係数が長期にわたって高まるため」であるか否かは、図 104 のとおりである。

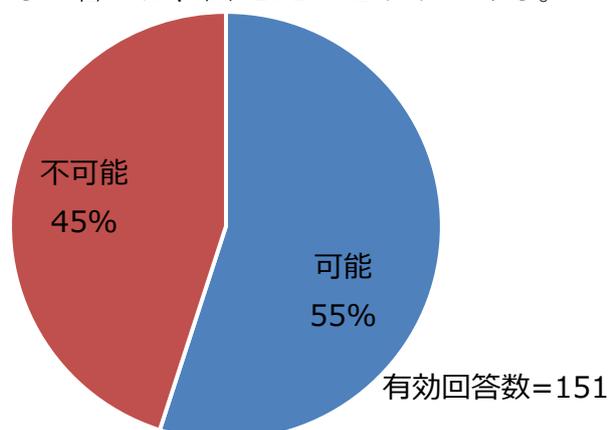


図 103 火力発電が特定された形で売買契約を締結することの可否

¹¹ 発電事業者が小売電気事業者と電気の売買の長期契約を締結していなかった場合、調達する燃料の費用以下に電力市場や短期の電力相対契約等の価格が下落した場合、発電事業者にとっては損失を出すリスクとなるため。

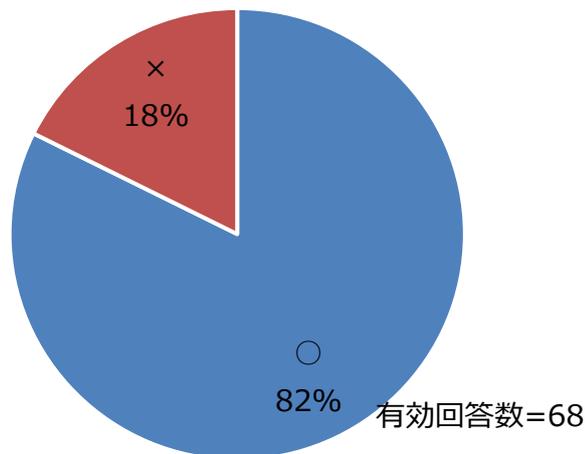


図 104 火力発電が特定された形で売買契約を締結することが不可能な場合、その理由が「自社の調達における CO₂ 排出係数が長期にわたって高まるため」であるか否か

また、不可能な場合のその他の理由については、以下のようなものがあった。

- 再エネ 100%供給を目指しているなど、経営理念に沿わない。
- 燃料制約など、一方的に供給制約を受けるリスクがあるため。
- 将来の需要が見込めないため。
- 本設問の期間だと、実電源と紐付けることのメリットが得られない。
- 契約量によるため、判断がつかない。
- 親 BG からの調達以外は検討していない。
- 自社電源の保有を検討しているため、他社調達は検討していない。

また、発電事業者との契約価格を変動価格とした場合、エリアの旧一般電気事業者の燃料費調整単価以外で変動する価格¹²での契約締結可否については、図 105 のとおりであり、不可能な場合、その理由が「調達価格の変動をヘッジする手段を持たないため」であるか否かは、図 106 のとおりである。

¹² 例えば、原油価格リンクやヘンリーハブ等の変動にリンクした形での契約が考えられる。

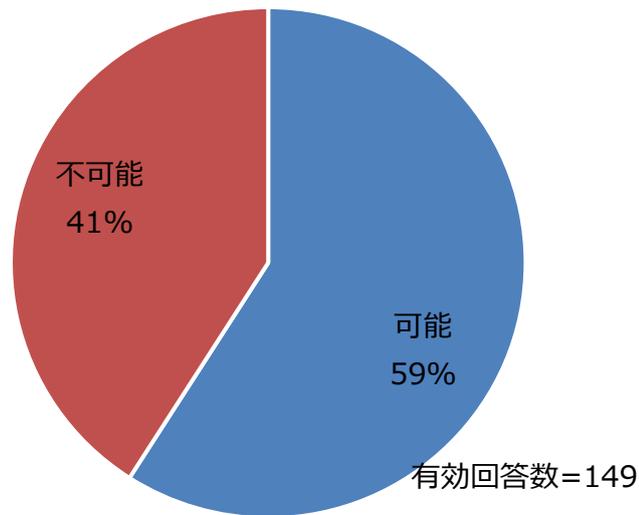


図 105 エリアの旧一般電気事業者の燃料費調整単価以外で変動する価格での契約締結可否

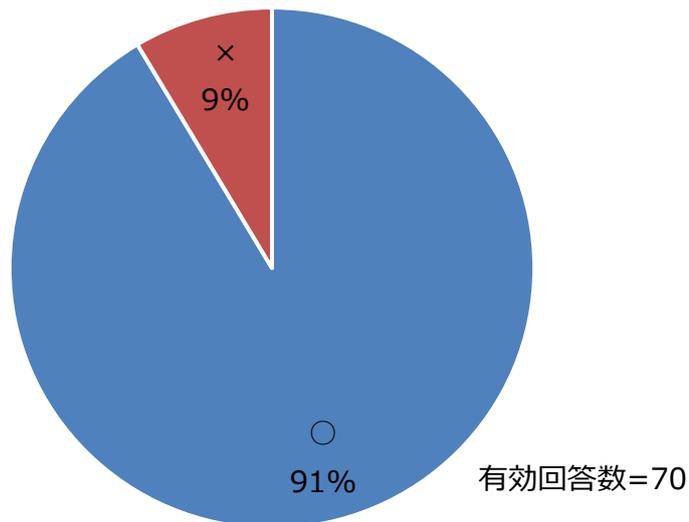


図 106 エリアの旧一般電気事業者の燃料費調整単価以外で変動する価格での契約締結が不可能な場合、その理由が「調達価格の変動をヘッジする手段を持たないため」であるか否か

また、不可能な場合のその他の理由については、以下のようなものがあった。

- JKM 連動商品の価格変動をヘッジしきれない。
- 需要家の理解を得ることができない。
- 小売価格を調達コストに合わせて柔軟に見直すことができない。
- 再エネ電源以外の長期契約は検討していない。
- 親 BG 以外の調達を検討していない。

- 将来の需要量を見込むことが困難なので、長期契約の締結が難しい。
- 価格変動により、取引量を変更できるのであれば検討の余地がある。

< 1 年超～3 年未満 >

(3) — 1 — 1 :

発電事業者等と長期契約（1 年超～3 年未満）の実績があるか否かについては、図 107 のとおりである。

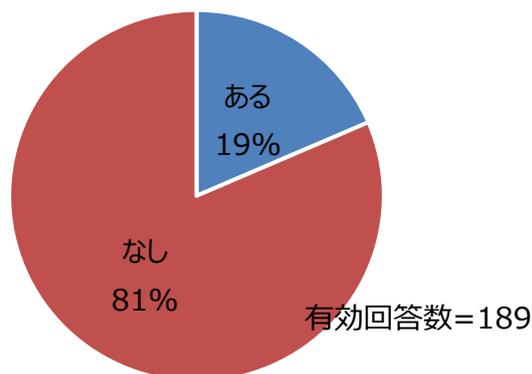


図 107 発電事業者等との長期契約（1 年超～3 年未満）の実績の有無

(3) — 1 — 2 :

取引方法別の取引実績について、各社の回答を単純平均した結果は、図 108 のとおりである。

それぞれの取引方法について取引実績があるかどうかにかかわらず、今後その取引方法の取引を行いたい、取引量を増やしたいかどうかの希望（今後取引を行いたい・取引量を増やしたいという希望があれば「○」、今後取引を行いたくない・取引量を減らしたいということであれば「×」）については、図 109 のとおりである。

なお、図 108 や図 109 における「その他」については、「公営水力発電所の公募型提案」、「公営入札の落札」、「FIT 特定卸」、「官公庁による余剰電力売り払い入札」、「固定単価での負荷追従型の卸売り」等の回答があった。

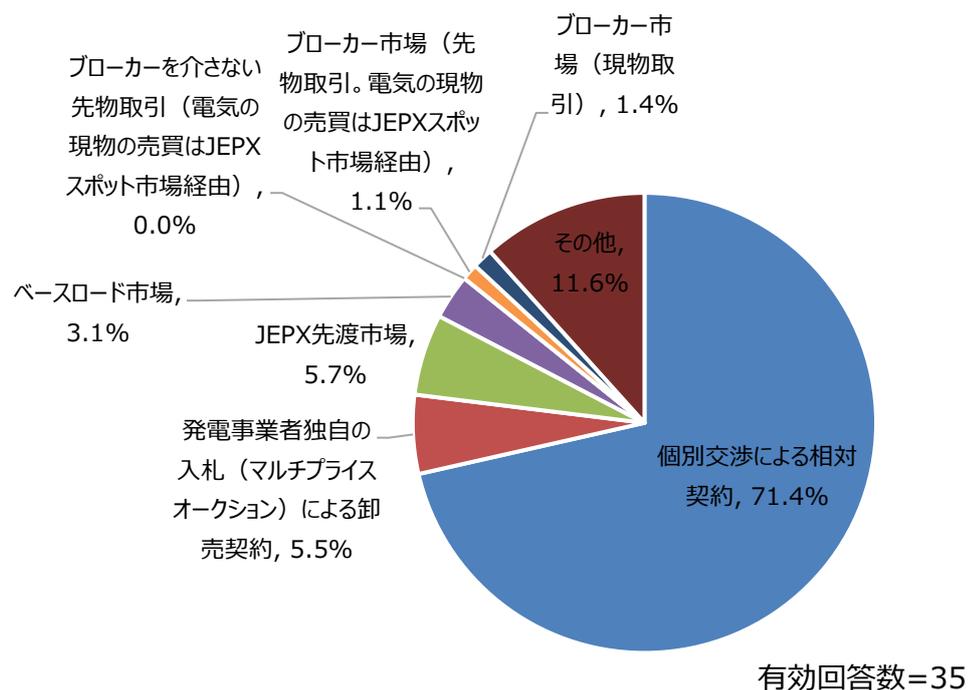


図 108 長期契約（1年超～3年未満）に関する取引方法別の契約実績 (kWh ベース) ¹³

¹³ アンケート（別紙）においては、JEPX 先渡市場や先物市場は1年超～3年未満の契約期間の商品は存在していないが、複数の商品を同時に売買して、実質的に複数年契約の取引をしていたり（例：2023年度年間物の商品と2024年度年間物の商品を同時に購入して、実質的に2年間の電力の卸売りを確約する取引を行っている、等）、こういった取引にニーズがあれば、回答可能としており、そのため、先渡市場等についても0%よりも大きな値となっていると考えられる。もしくは、単に回答ミスの可能性も存在している。

いずれにしても相対契約が契約量の太宗を占めていることについては、確からしい。

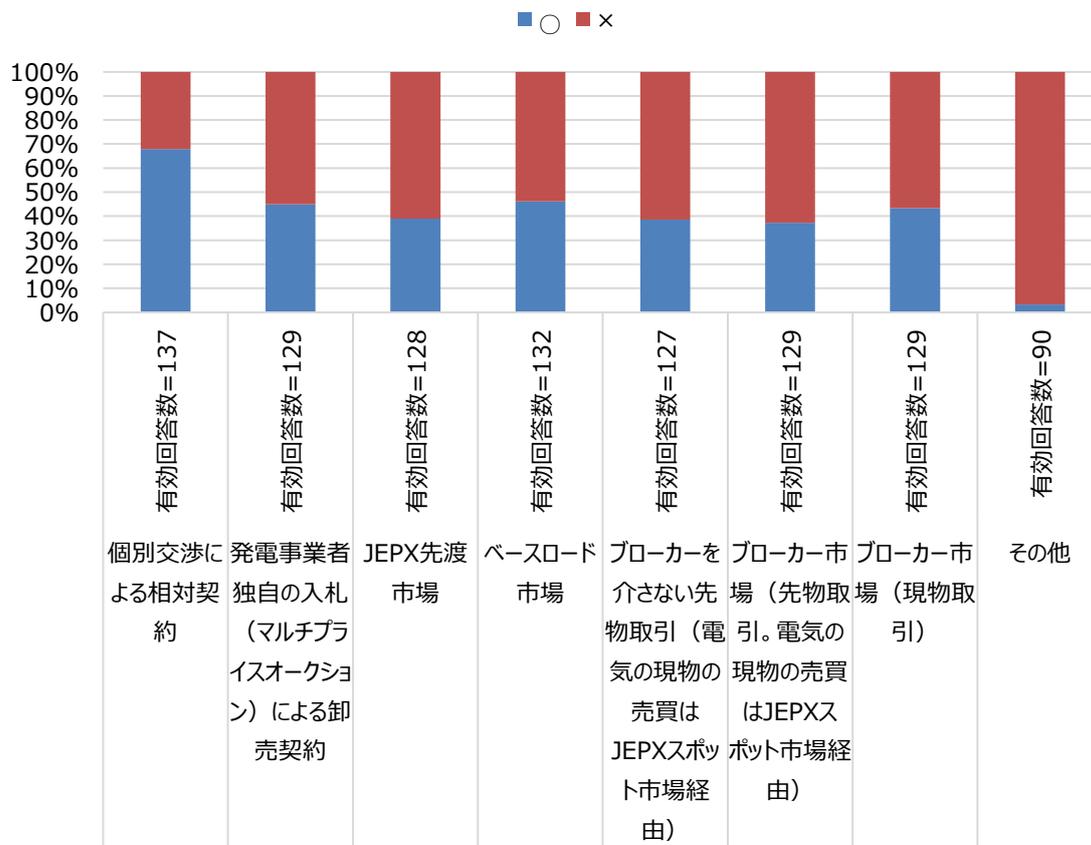


図 109 長期契約（1年超～3年未満）に関する各取引方法における希望

また、それぞれの取引方法または長期契約（1年超～3年未満）全般について、特筆すべき課題等については、以下のような回答があった。

- 3年未満であれば、相対取引だけではなく、ブローカーの活用など定型的な取引も検討可能。
- 長期契約である以上、条件のすり合わせが必須であり、相対取引が妥当。
- 需要規模に応じた入札量にすることや、他エリアでの調達電力の活用制限といった取引条件は長期契約を妨げる。
- 制度変更により不測の損害を被るリスクがある。
- 将来の需要を見込むことが困難。
- 規制料金が最安値となるような競争環境では、需要量が見込みにくいこととなり、長期契約の障壁となる。
- 取引方法が限定的である。
- 最小取引単位を下げ、小規模小売電気事業者にも取引の門戸を開いてほしい。
- 小売価格に類似のフォーミュラによる燃料費調整の仕組みの適用。

- 長期契約の重要性について需要家への啓蒙活動が必要。
- 市場に出てくるのは JKM 連動の商品ばかりで JLC 連動の商品がない。また、価格変動を先物取引を活用してヘッジする場合、証拠金の負担が大きくなる。

(3) — 1 — 3 :

数量や価格の条件別の契約実績について、各社の回答を単純平均した結果は、図 110 のとおりである。

それぞれの条件について取引実績があるかどうかにかかわらず、今後その条件の取引を行いたい、取引量を増やしたいかどうかの希望（今後取引を行いたい・取引量を増やしたいという希望があれば「○」、今後取引を行いたくない・取引量を減らしたいということであれば「×」）については、図 111 のとおりである。

なお、図 84 や図 85 における「その他」については、「揚水発電を活用した電力預かりサービス」、「ゴミ発電所のでなり需給」、「FIT 特定卸」、「デリバティブ商品・エリアスワップ商品」、「需要期のみ増量が可能な変動数量契約」等の回答があった。

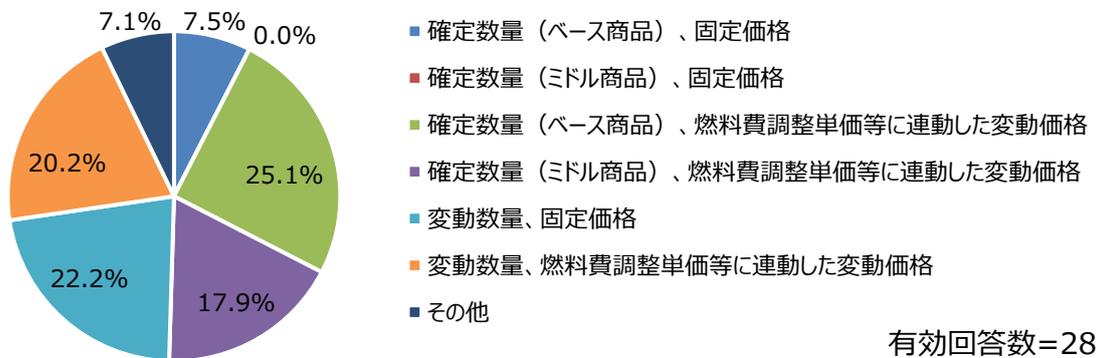


図 110 長期契約（1年超～3年未満）に関する数量や価格の条件別の契約実績（kWh ベース）

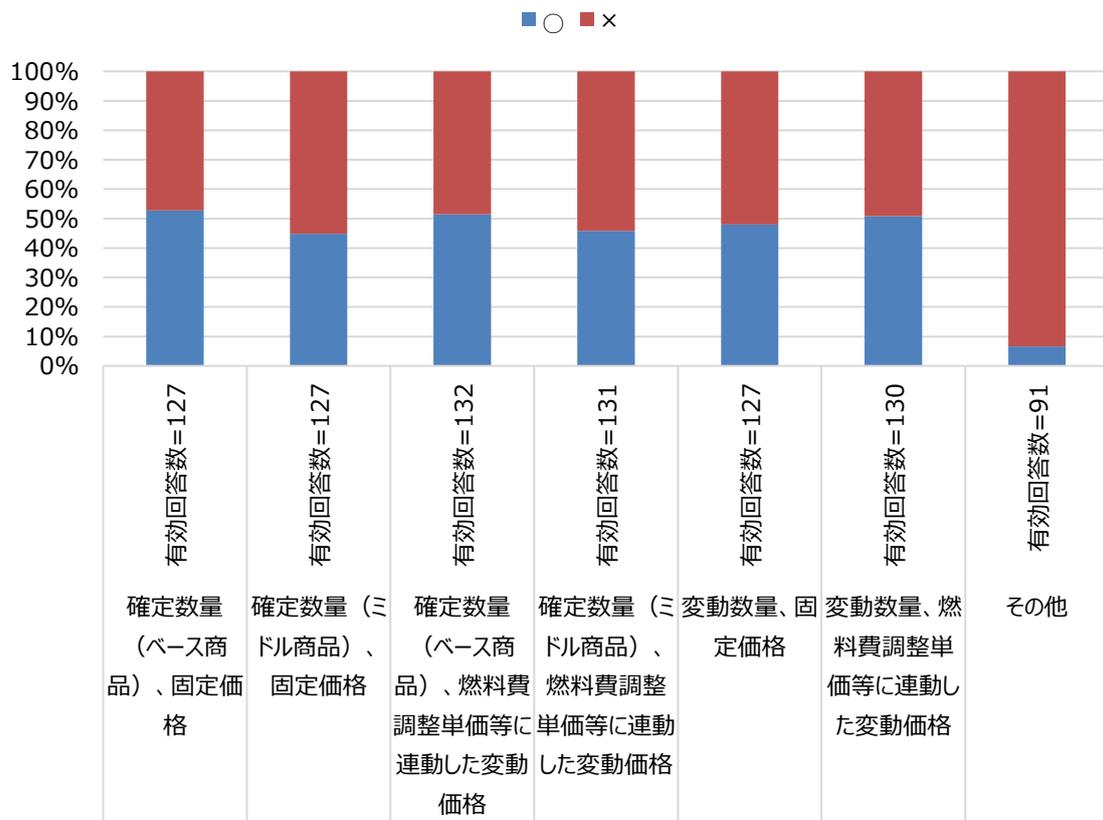


図 111 長期契約（1年超～3年未満）に関する数量や価格の条件における希望

また、それぞれの取引条件または長期契約（1年超～3年未満）全般について、特筆すべき課題等については、以下のような回答があった。

- 発電事業者と小売電気事業者間のリスクの取り方次第なので、一概にどの取引条件が良いかは断言できない。
- 契約量に応じたディスカウントがなく、同一価格が適用される。
- 信用保証費用の増加や、先物取引でヘッジを行う場合の証拠金の増加。
- 制度変更により不測の損害を被る可能性がある。
- 事業環境の先行き不透明感があり、将来の需要が見込めない。
- 数量変動型や固定価格型など卸メニューの選択肢が増えることが、需要や燃料価格変動のリスクヘッジとなる。
- 常時バックアップのように卸量を契約の範囲内で前日に決定できるオプションの導入。
- 発電停止に伴う違約金の設定など。
- 最小取引単位を下げ、小規模小売電気事業者にも取引の門戸を開いてほしい。

- JLC 連動の商品がなく、JKM 連動の商品しかない。JKM 連動の商品は、変動リスクが大きいので、長期契約のメリットが少ない。
- 小売供給契約は1年契約が主流である。
- 流動性のあるヘッジ市場がない。

(3) - 1 - 4 :

発電事業者等と長期契約（1年超～3年未満）を結ぶニーズがあるかや、電源を特定するニーズがあるか否かについては、図 112、図 113 のとおりである。

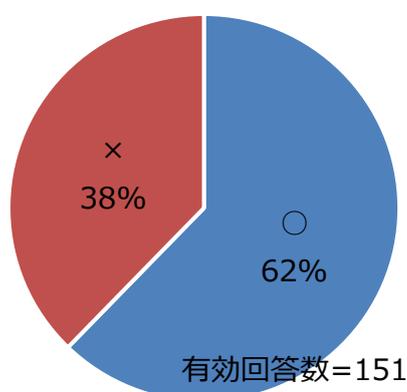
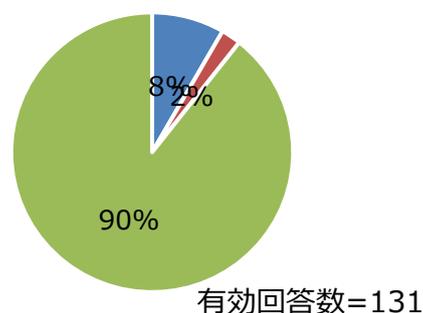


図 112 発電事業者等と長期契約（1年超～3年未満）を結ぶニーズがあるか



- a) 電源を特定して、長期契約を結びたい
- b) 電源を特定せず、長期契約を結びたい
- c) 契約の相手先や契約条件（価格、期間等）、電源種によりケースバイケース

図 113 電源を特定するニーズがあるか否か

図 114 発電事業者等と長期契約（1年超～3年未満）を結ぶニーズがあるか等

(3) - 1 - 5 :

発電事業者等と長期契約（1年超～3年未満）を結ぶニーズがある場合、その理由については、図 115 のとおりである。

なお、「その他」については、以下のような回答（概要）があった。

- 需要家に対して長期・安定的に電気を卸すため。
- 安定的に小売事業を継続するため。
- 調達価格とマージンの固定化のため。
- 確度の高い直近数年間の需給のバランスがショートポジションのため。
- 毎年、調達済みの kW がゼロの状態から1年契約の電源を積み上げるのは

様々な負担が大きいため。

- 再エネ電源の安定的な確保のため。
- 容量市場の負担金の予見性が低いため、容量市場の払い戻しがある契約を希望。

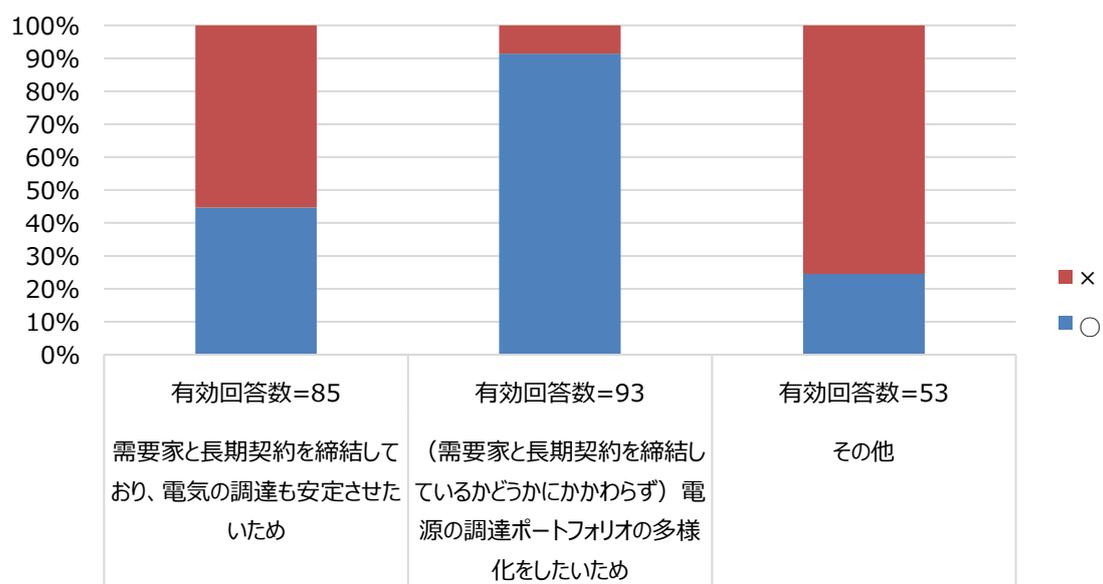


図 115 発電事業者等と長期契約（1年超～3年未満）を結ぶニーズがある理由

(3) - 1 - 6 :

発電事業者等と長期契約（1年超～3年未満）を結ぶ際の課題については、図 116 のとおりである。

■大 ■中 ■小 ■課題ではない

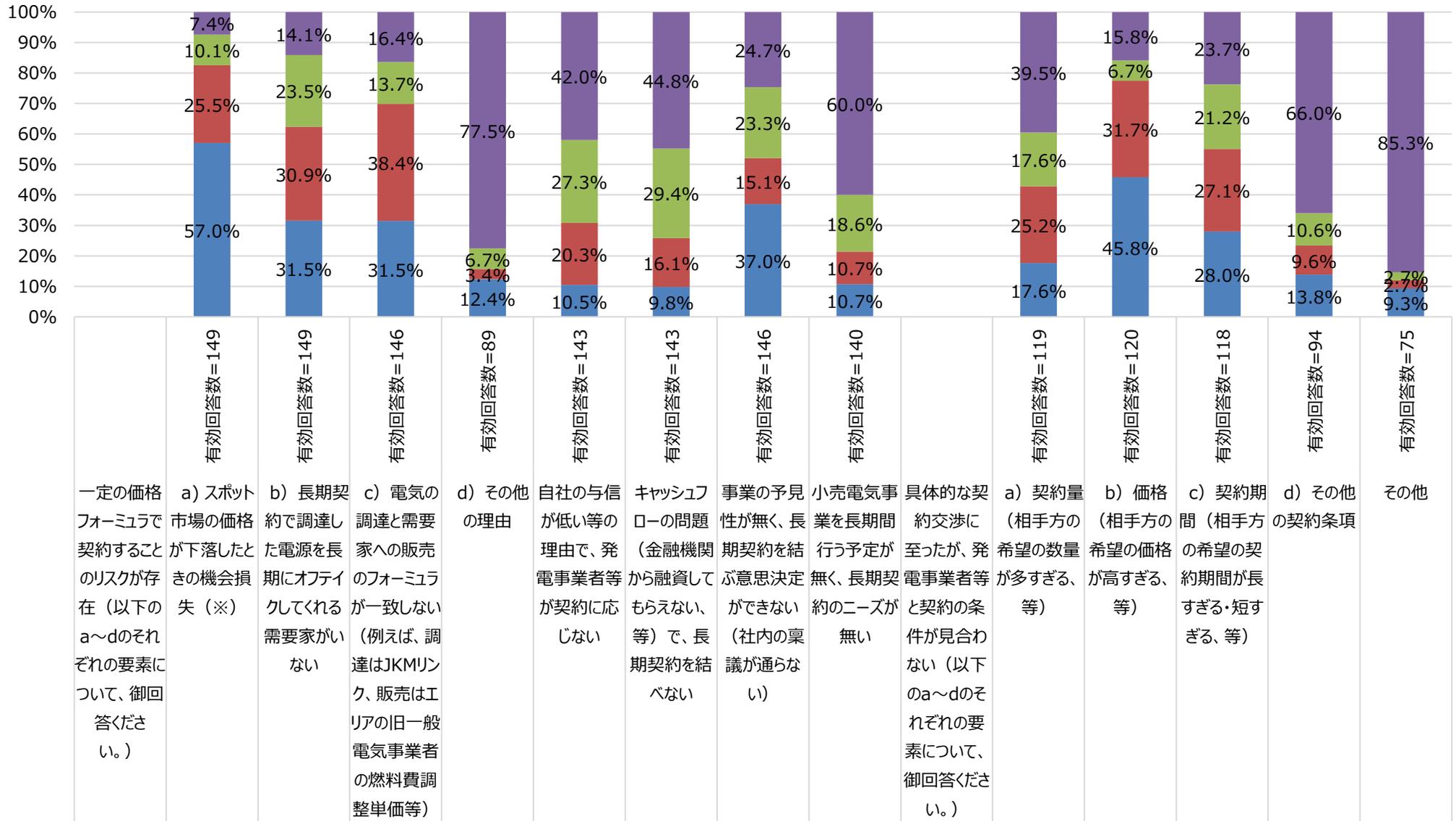


図 116 小売電気事業者と長期契約（1年超～3年未満）を結ぶ際の課題

なお、「d) その他の理由」や「d) その他の契約条項」については、具体的には表 10 のような回答があった。

表 10 「d) その他の理由」及び「d) その他の契約条項」に関する具体的内容

d) その他の理由	<ul style="list-style-type: none"> ● 発電事業者のデフォルトリスク。 ● 制度変更が予定されているなど、事業環境は不安定であり、将来の事業、需要状況が読み切れない。 ● 小売供給契約を需要家と交渉・締結する時期と、卸取引に係る交渉を行う時期がかみ合わない。 ● 転売禁止条項や契約解除の条件が厳しい。 ● 流動性のあるヘッジ市場がない。
d) その他の契約条項	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度変更について、契約内容を見直すための契約条項が硬直的。 ● 将来の需要が見込めない中で、供給力が変更となった場合の供給停止・途絶条項。 ● 燃料費調整がついておらず、固定価格となっていると、割高となる可能性がある。 ● 転売禁止条項があると、将来の需要が読めない中では、足かせとなる。 ● JLC 連動ではなく JKM 連動になっている。JKM 連動では、変動幅が大きいため、長期契約のメリットを享受しにくい。

また、本設問に関連して、契約内容や条件によって課題が異なりうる等、留意すべき点については、以下のような回答があった。

- 制度変更によるビジネスモデルや収益への影響がわからないため、長期契約の障壁となっている。
- 規制料金が最安値となるような事業環境では、将来の需要量を見込むことが難しいため、こういったことも長期契約の障壁となる。
- 買い手側の再協議や契約解除を可能とする条項が必要。違約金の設定にも留意する必要がある。
- 将来の需要量を読み切れないため、長期契約を締結することにより、需要家のメリットを訴求しきれているのか判断ができない。
- 火力電源の老朽化が進んでおり、電源不足が深刻である。そもそも小売電気事業者からのニーズがあっても玉がないとの認識。
- 発電事業者・小売電気事業者ともに与信や取引実行能力を見極めることが

難しい。

- 小売電気事業は価格競争であるため、長期契約を締結したとしても市況によっては需要家が他の小売電気事業者にうつる可能性があり、長期契約に踏み出せない。

(3) — 1 — 7 :

発電事業者等と長期契約（1年超～3年未満）を結ぶ際の課題を解決するための手段については、以下のような回答があった。

- 発電事業者・小売電気事業者間のリスクが片務的にならないような工夫が必要。
- 燃料費調整や事後調整、精算の仕組みの導入。
- アセットを発電事業者だけではなく、需要家を含めて支える仕組みの導入。
- 小規模小売電気事業者も長期契約を締結できるよう、まとめて取引を行える仕組みの構築。
- 需要家との間で長期小売供給契約を締結。
- 電源を特定すると供給途絶リスクがあるため、電源を特定せずに代替の供給手段を有する契約の実施。
- 先物取引の商品長期化。
- 機会損失のリスクを補うための保険商品の開発。
- JKM 連動ではなく、JLC 連動の商品開発。
- 発電分離及び大手電力のシェア低下。

(3) — 1 — 8 :

発電事業者が産油国と燃料の長期契約を締結し、燃料を長期・安定的に輸入することを促すためには、発電事業者と小売電気事業者の間でも電気の売買の長期契約を締結することが必要となる¹⁴。小売電気事業者にとって、火力発電が特定された形で売買契約を締結することの可否については、図 117 のとおりであり、不可能な場合、その理由が「自社の調達における CO₂ 排出係数が長期にわたって高まるため」であるか否かは、図 118 のとおりである。

¹⁴ 発電事業者が小売電気事業者と電気の売買の長期契約を締結していなかった場合、調達する燃料の費用以下に電力市場や短期の電力相対契約等の価格が下落した場合、発電事業者にとっては損失を出すリスクとなるため。

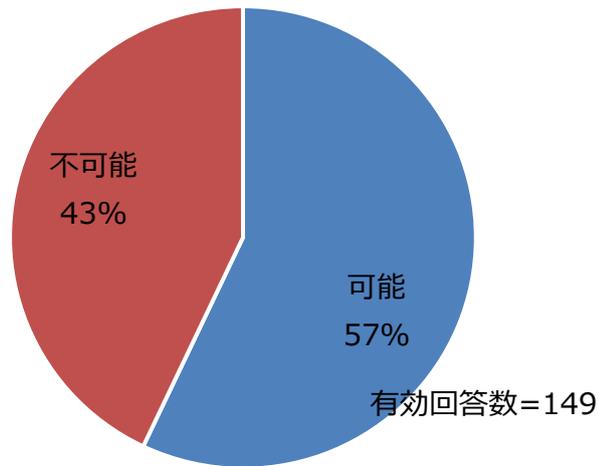


図 117 火力発電が特定された形で売買契約を締結することの可否

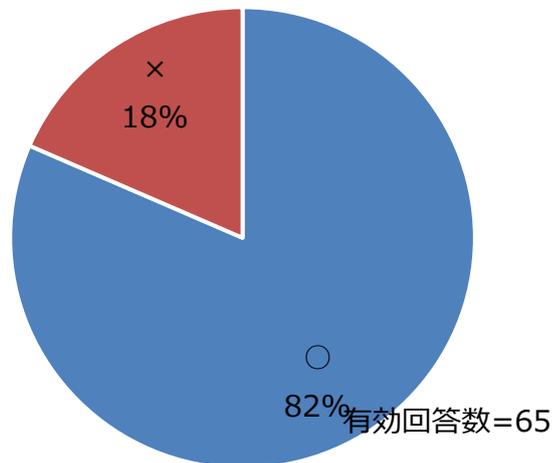


図 118 火力発電が特定された形で売買契約を締結することが不可能な場合、その理由が「自社の調達における CO₂ 排出係数が長期にわたって高まるため」であるか否か

また、不可能な場合のその他の理由については、以下のようなものがあった。

- 燃料制約など一方的な供給停止・途絶リスクがある。
- 設問の期間において電源特定で契約することにメリットがない。
- 再エネ 100%を掲げるなど火力発電からの調達が事業理念に沿わない。
- 事業環境が見通せないため長期契約は困難。
- 契約量により判断が異なる。
- 親 BG 以外からの調達を検討していない。
- 自社で所有する発電設備を増やすことを検討している。
- 電源特定で契約することは供給停止・途絶のリスクを抱えることになるため、

検討していない。

また、発電事業者との契約価格を変動価格とした場合、エリアの旧一般電気事業者の燃料費調整単価以外で変動する価格¹⁵での契約締結可否については、図 119 のとおりであり、不可能な場合、その理由が「調達価格の変動をヘッジする手段を持たないため」であるか否かは、図 120 のとおりである。

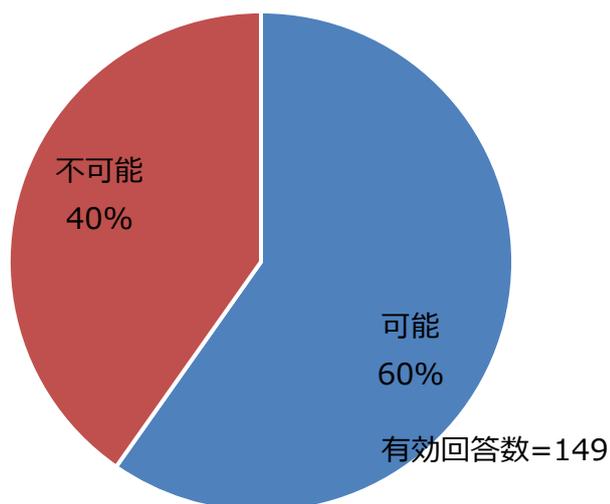


図 119 エリアの旧一般電気事業者の燃料費調整単価以外で変動する価格での契約締結可否

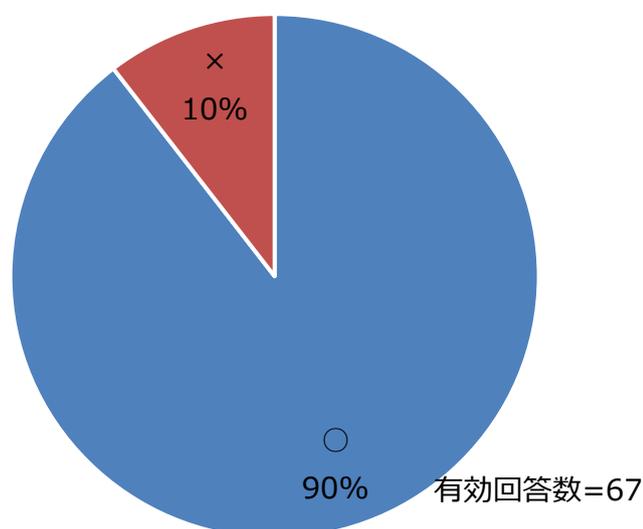


図 120 エリアの旧一般電気事業者の燃料費調整単価以外で変動する価格での契約締結が不可能な場合、その理由が「調達価格の変動をヘッジする手段を持たないため」であるか否か

¹⁵ 例えば、原油価格リンクやヘンリーハブ等の変動にリンクした形での契約が考えられる。

また、不可能な場合のその他の理由については、以下のようなものがあつた。

- JKM 連動の場合、そのリスクをヘッジできる事業者は限られている。
- 燃料費調整単価に類似のフォーミュラであれば検討できる。
- 需要家に説明しても理解が得られるか分からない。
- 小売価格を調達コストに合わせて燃料費調整単価の項目などにより連動させる必要があるが、エリアの旧一般電気事業者の燃料費調整単価以外となると実質的に小売価格と紐付けられない可能性がある。
- 再エネ電源でなければ契約不可。
- 親 BG 以外からの調達を考えていない。
- 将来の事業環境を見込めないため、長期契約は検討できない。
- 価格の変動により、卸量を検討できるのであれば、検討できる。

(3) - 2 : 1 年契約

(3) - 2 - 1 :

発電事業者等と 1 年契約の実績があるか否かについては、図 121 のとおりである。

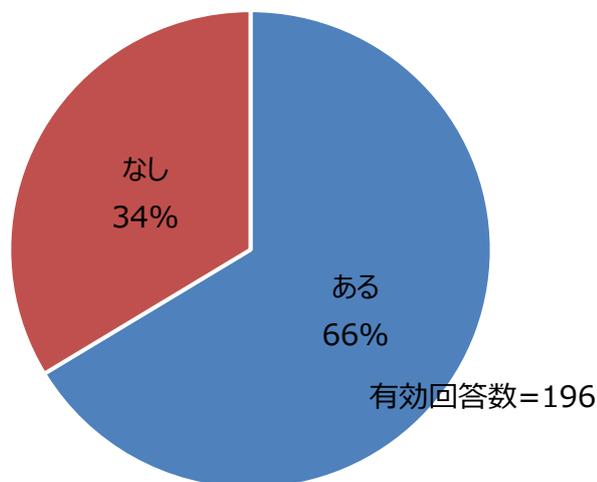


図 121 発電事業者等との 1 年契約の実績の有無

(3) - 2 - 2 :

取引方法別の取引実績について、各社の回答を単純平均した結果は、図 122 のとおりである。

それぞれの取引方法について取引実績があるかどうかにかかわらず、今後その取引方法の取引を行いたい、取引量を増やしたいかどうかの希望（今後取引を行いたい・取引量を増やしたいという希望があれば「○」、今後取引を行いたくない・取引量を減らしたいということであれば「×」）については、図 123 の

とおりである。

なお、図 122 や図 123 における「その他」については、「自治体の行う清掃工場余剰電力買取の入札による調達契約」、「常時バックアップ」、「FIT 特定卸」等の回答があった。

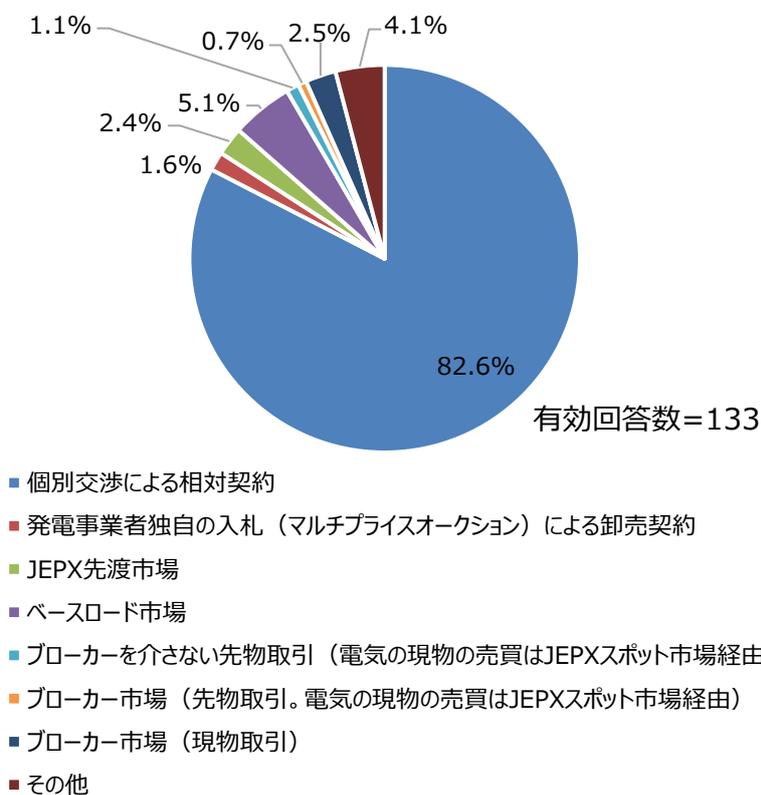


図 122 1年契約に関する取引方法別の契約実績（kWh ベース）

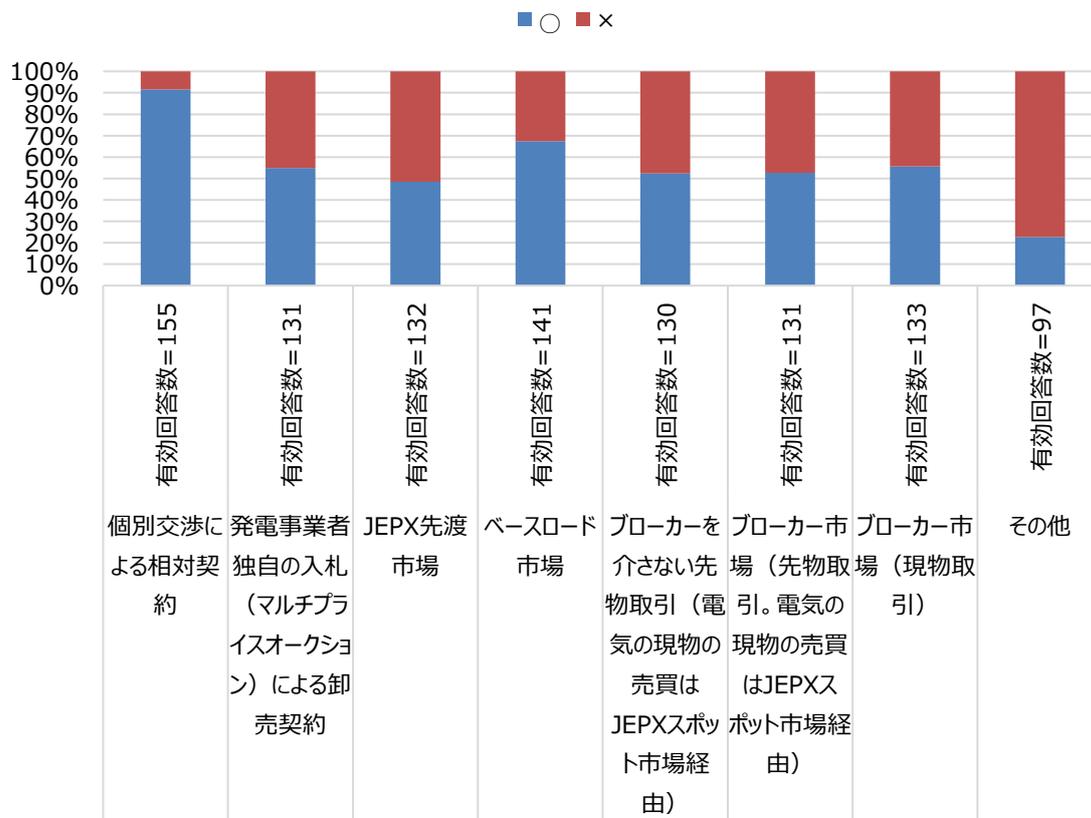


図 123 1年契約に関する各取引方法における希望

また、それぞれの取引方法または1年契約全般について、特筆すべき課題等については、以下のような回答があった。

- 個別交渉に加えて、オークションなどの定型な商品の購入が検討できる。ブローカーの活用も検討。
- 小売電気事業者の需要規模の範囲に卸量を限定することや、他エリアでの活用制限。
- 信用保証の方法の柔軟化。
- ベースロードの取引がメインとなっているが、ピークロードの取引も必要。
- ベースロード市場を含む、卸価格が高すぎる。
- ベースロード市場の参加条件の見直し。
- 燃料プレミアムが加算されることで卸価格が上昇する。
- 卸取引はその多くが域内での需要 BG 受渡しとなるが、(域外調達のため)当該エリアに需要がない場合、需要 BG を組成できず、調達ができない。
- 制度変更等により将来の事業環境が見通せない。
- 取引可能な供給力へのアクセスと情報開示(発電コストを含む)が必要。

- 需要量は変動するものであるため、転売禁止条項があると、余剰リスクを抱えることになる。
- エリアにより取引価格、支払い方法が異なる。
- 最小取引量が大きく、最低入札価格が高い。
- 供給開始の時期についてほとんどの卸メニューが4月開始となっているが、夏開始や冬開始など時期を分散し、燃料価格の変動リスクを低減するべき。
- 入札・公募開始のスケジュールが遅い。

(3) — 2 — 3 :

数量や価格の条件別の契約実績について、各社の回答を単純平均した結果は、図 124 のとおりである。

それぞれの条件について取引実績があるかどうかにかかわらず、今後その条件の取引を行いたい、取引量を増やしたいかどうかの希望（今後取引を行いたい・取引量を増やしたいという希望があれば「○」、今後取引を行いたくない・取引量を減らしたいということであれば「×」）については、図 125 のとおりである。

なお、図 124 や図 125 における「その他」については、「揚水発電を活用した電力預かりサービス」、「FIT 特定卸」、「卒 FIT の買い取り」、「自治体入札」、「夜間のみ調達」等の回答があった。

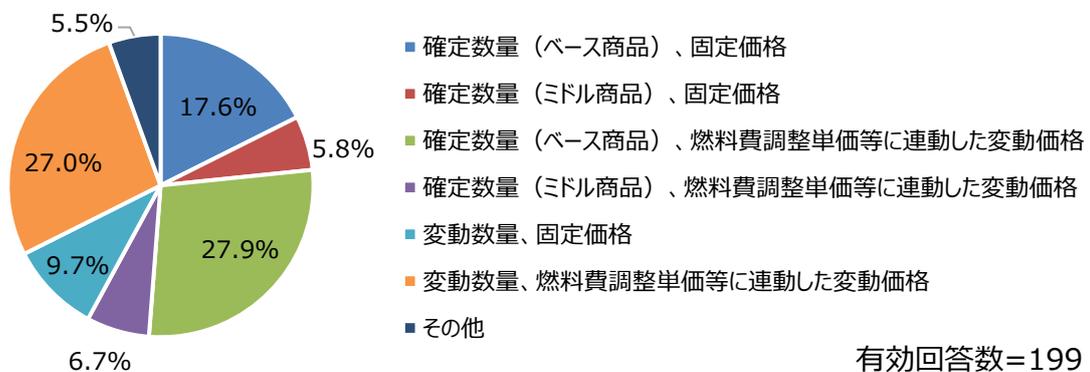


図 124 1年契約に関する数量や価格の条件別の契約実績 (kWh ベース)

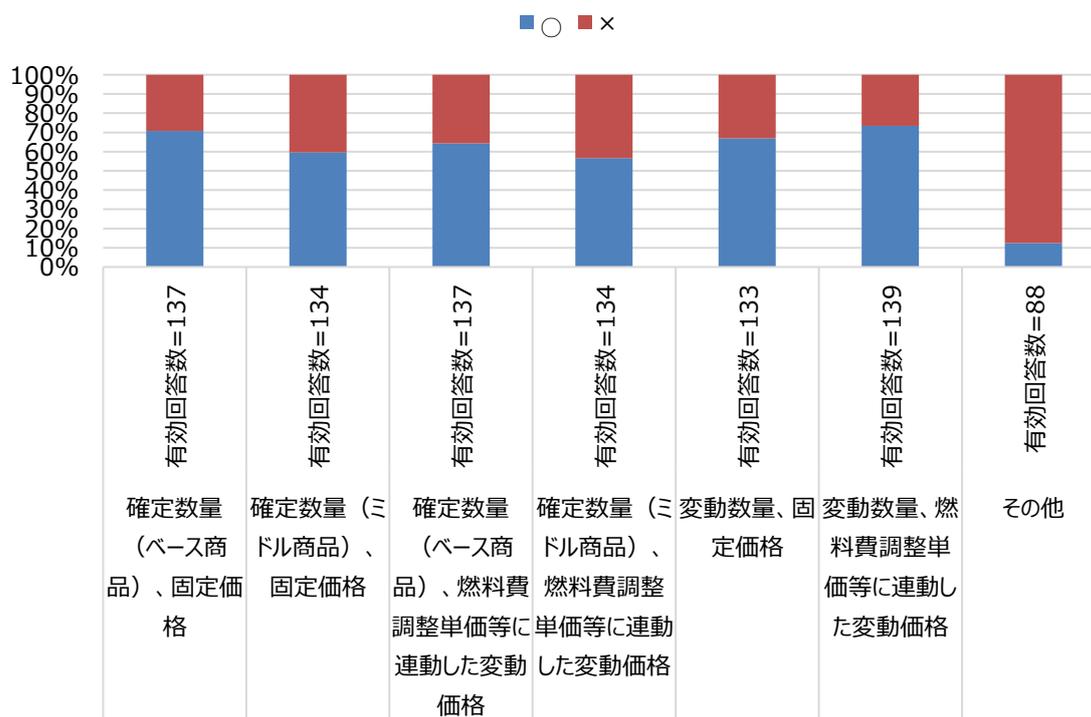


図 125 1年契約に関する数量や価格の条件における希望

また、それぞれの取引条件または1年契約全般について、特筆すべき課題等については、以下のような回答があった。

- 複数の商品が提示されることが望ましい。ベース供給やミドル供給など電力調達のポートフォリオが組めるように商品があることが理想。
- 内外無差別の実現。
- 季節、時間帯による需要変動に対応するため、常時バックアップのように前日通告オプション付きの商品の開発。
- 値差が拡大し、リスクが増大しているため、間接送電権の見直しなど、実態にあわせたリスクヘッジ手法の開発が望まれる。
- 調達（発電）と販売（小売）の燃料費調整単価をあわせるとともに、需要にあわせた調達を行うため変動数量契約が望ましい。
- 日中は太陽光で豊富に安い電力調達が可能であるため、足りないところを埋めるような柔軟な商品開発。
- 変動数量契約の通告幅を現状より広げてほしい。
- 最小取引単位の見直し。
- 先物市場は流動性が低いことに加えて、ヘッジ会計適用のハードルが高い。

(3) — 2 — 4 :

(3) — 2 — 2に関連して、特に、内外無差別な卸売りの方法として、主流になってきている、①個別交渉による相対契約、②発電事業者独自の入札（マルチプライスオークション）による卸売契約、③ブローカー市場の活用について、それぞれの取引方法が望ましいか否かや、評価等に関する設問について、まず、それぞれの取引を採用しているかどうかについては、図 126 のとおりである。また、それぞれの取引を実施している場合のその理由や実施していない場合の課題について、回答の概要は表 11 のとおりである。

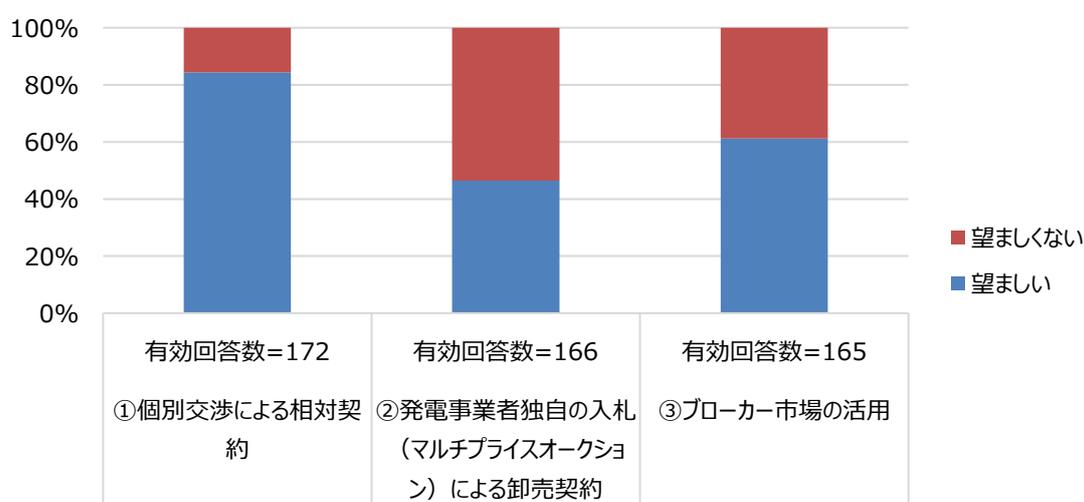


図 126 内外無差別な卸売りの方法として主流となってきた取引の実施有無

表 11 各取引を実施している場合の理由や実施していない場合の課題（概要）

	(望ましい場合) その理由	(望ましくない場合) この契約方法に課題はあるか
① 個別交渉による相対契約	<ul style="list-style-type: none"> ● 需要の増減やニーズにあわせた調整が行える可能性がある。 ● 条件面（価格・量など）の交渉ができる。 ● 取引スケジュールの自由度が高い。 ● 過去の取引実績や他の商材と組み合わせた協議など総合的な協議が可能である。 ● 交渉相手分かる。 ● 通常の商慣習であり、なじみがある。 ● 手数料がかからない。 ● 過去の取引実績等が勘案されるため、次年度の調達計画を立てやすい。 ● 継続的な取引が可能である。 ● 相場の情報が取得できる。 ● 価格が安定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 透明性がなく、相場観が掴みづらい。 ● 内外無差別が実現していない。 ● より規模の大きい事業者が交渉上有利となる。 ● 毎年交渉が必要となる。 ● 長期的な計画を立てづらく、投資等の事業判断ができない。 ● 交渉・契約のために専門の人材が必要となる。
② 発電事業者独自の入札（マルチプライズオーク	<ul style="list-style-type: none"> ● 透明性が高く、アクセスの公平性が担保される。 ● 電源調達手段の多様化につながる。 ● 約定価格が適正な価格であると考えられる。 ● 発電事業者の収益最大化につながる。 ● 価格競争が進む。 ● 新規の取引先開拓が行いやすい。 ● 評価基準が明確である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 価格決定の方法の透明性に疑義がある。 ● 柔軟性に乏しく、他の商材と組み合わせるなど総合的な調整ができない。 ● 第三者による監視と結果の公表がなければ、透明性に疑義が残る。 ● 価格上昇の要因となる可能性がある。 ● 量や価格等のニーズにあわせた調整ができない。

	(望ましい場合) その理由	(望ましくない場合) この契約方法に課題はあるか
オークション)による卸売契約		<ul style="list-style-type: none"> ● 入札の金額に差がある (マルチプラスオークション) と不公平に感じるため、シングルプライスオークションが望ましい。 ● 入札に対応できる人員が不足している。 ● 価格変動リスクがある。 ● 必要量と調達量にギャップが生まれやすい。 ● 一発勝負であると失札のリスクがある。 ● 資金力のあるプレーヤーによる買い占めが可能。 ● 価格水準が掴みにくい。 ● 取引の継続性が低い。 ● 取引スケジュールの自由度が低い。
③ ブローカー市場の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 電源アクセスの公平性が担保される。 ● 透明性が高く、個別協議が不要であるため、効率的な取引が可能。 ● 電源調達手段の多様化につながる。 ● 個別に交渉することなく、購入可能な電源の情報を掴むことができる。 ● 個別の要望を取引に反映できる可能性がある。 ● 取引の流動性拡大に期待ができる。 ● 情報が集約されるため、適正な価格が形成されるとともに、当該価格での取引が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ブローカーとの調整が発生する。 ● 手数料や資格審査が発生する。 ● 量の確保、取引の継続性、価格の安定性をとることは難しい。 ● 価格の適正性を判断できない。

(3) - 3 : 短期契約 (1年未満)

(3) - 3 - 1 :

発電事業者等と短期契約 (1年未満) の実績があるか否かについては、図 127 のとおりである。

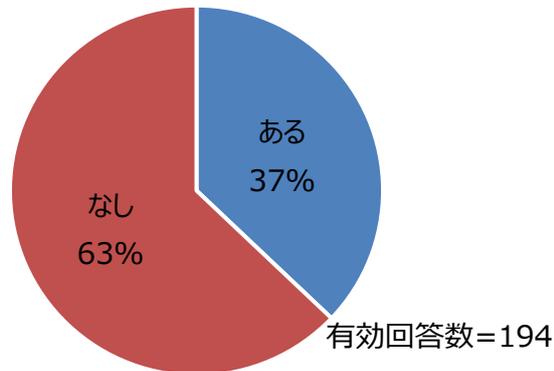


図 127 発電事業者等との短期契約 (1年未満) の実績の有無

(3) - 3 - 2 :

取引方法別の取引実績について、各社の回答を単純平均した結果は、図 128 のとおりである。

それぞれの取引方法について取引実績があるかどうかにかかわらず、今後その取引方法の取引を行いたいか、取引量を増やしたいかどうかの希望 (今後取引を行いたい・取引量を増やしたいという希望があれば「○」、今後取引を行いたくない・取引量を減らしたいということであれば「×」) については、図 129 のとおりである。

なお、図 128 や図 129 における「その他」については、「スポット市場」や「時間前市場」、「自社電源の開発」、「高需要期の平日ミドルロード受給」、「固定単価での負荷追従型の卸売り」等の回答があった。

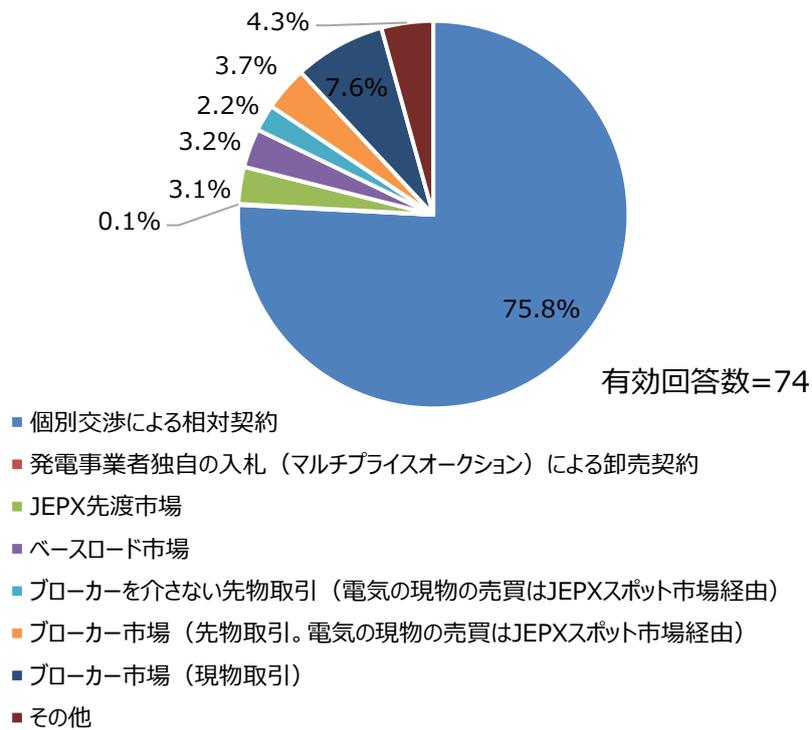


図 128 短期契約（1年未満）に関する取引方法別の契約実績（kWh ベース）

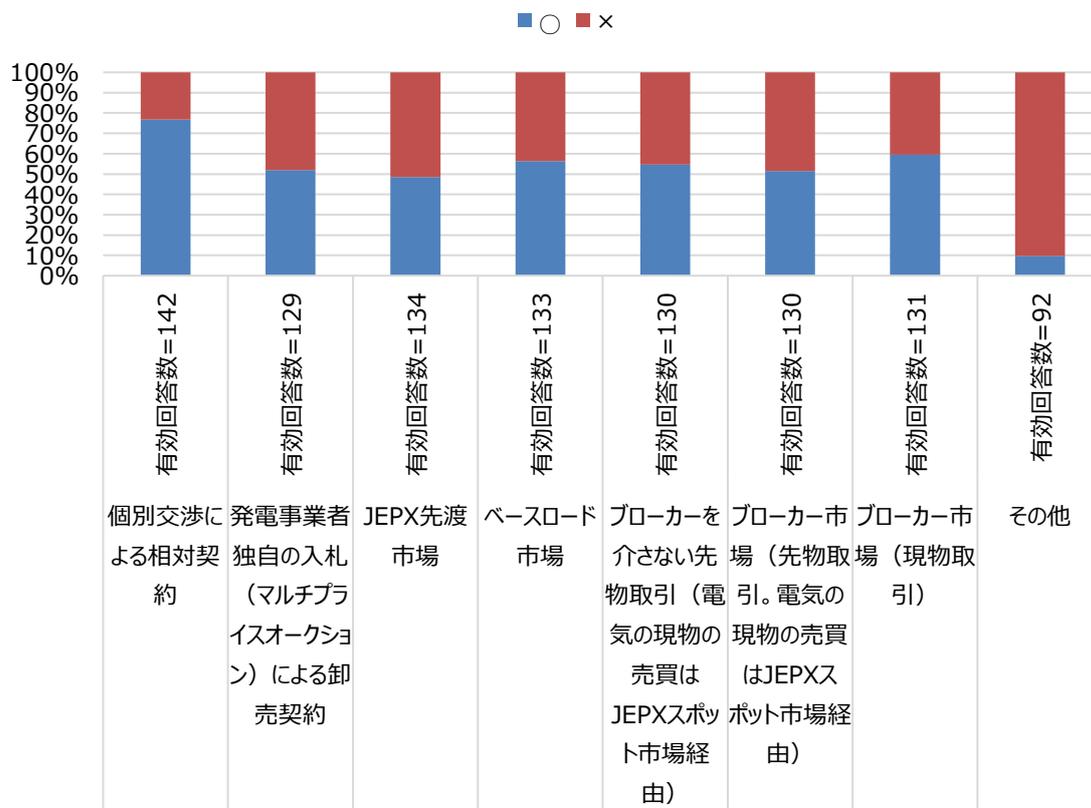


図 129 短期契約（1年未満）に関する各取引方法における希望

また、それぞれの取引方法または短期契約（1年未満）全般について、特筆すべき課題等については、以下のような回答があった。

- 短期契約は状況変化に対応するものであるから個別交渉が望ましいが、選択肢拡大の観点からはブローカー取引も候補になりうる。
- ピーク需要に対応するための調整商品の開発。
- 流動性が低い。
- 発電事業者の情報公開が不足していると感じる。
- 短期契約であっても親会社の保証が求められる。
- 最小取引単位の見直し。
- 短期契約をヘッジするための市場の流動性も低い。ヘッジ会計の適用ハードルが高い。

（3）— 3 — 3 :

数量や価格の条件別の契約実績について、各社の回答を単純平均した結果は、図 130 のとおりである。

それぞれの条件について取引実績があるかどうかにかかわらず、今後その条件の取引を行いたい、取引量を増やしたいかどうかの希望（今後取引を行いたい・取引量を増やしたいという希望があれば「○」、今後取引を行いたくない・取引量を減らしたいということであれば「×」）については、図 131 のとおりである。

なお、図 124 や図 125 における「その他」については、「スポット市場」や「時間前市場」、「FIT 適用前の試運転電力での調達」、「揚水発電を活用した電力預かりサービス」、「受渡月や受渡時間のスワップ」、「デリバティブ商品」、「夜間燃調連動」等の回答があった。

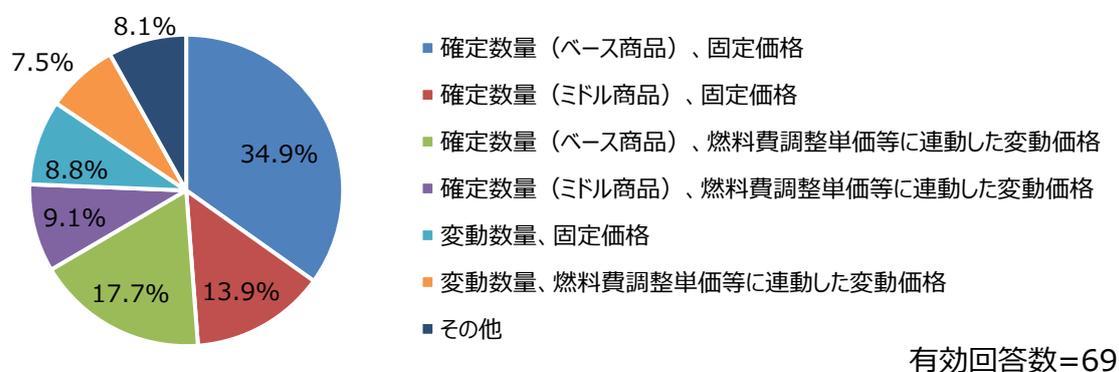


図 130 短期契約（1年未満）に関する数量や価格の条件別の契約実績 (kWh ベース)

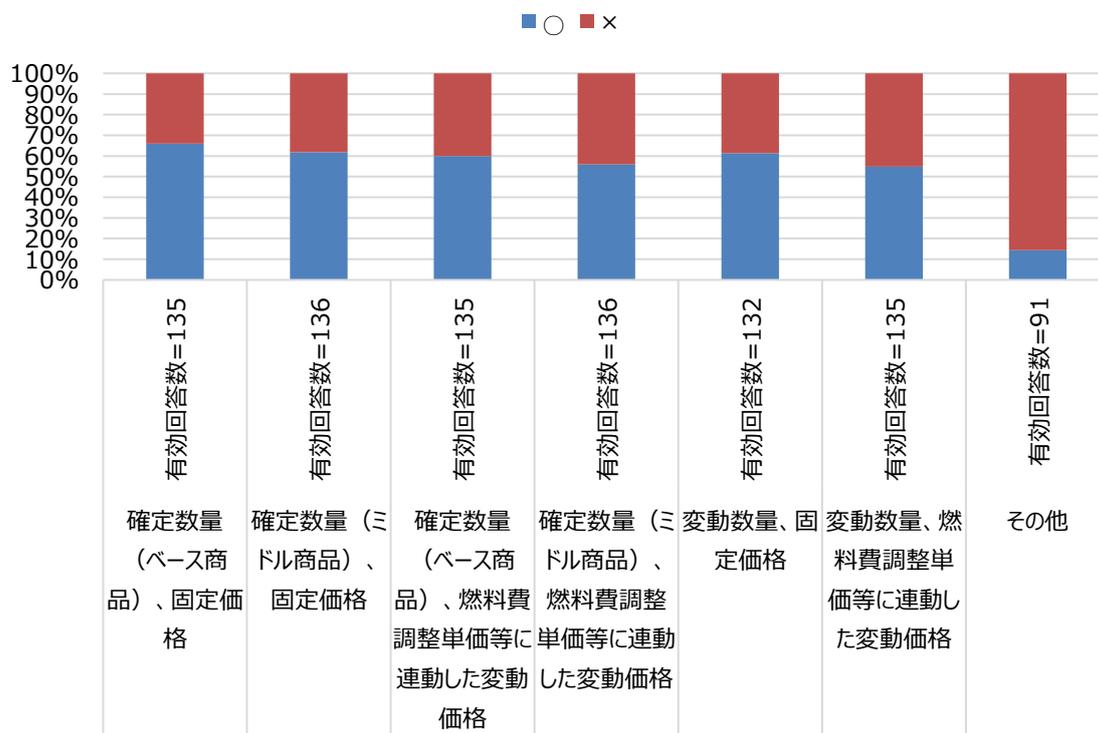


図 131 短期契約（1年未満）に関する数量や価格の条件における希望

また、それぞれの取引条件または短期契約（1年未満）全般について、特筆すべき課題等については、以下のような回答があった。

- 多様な商品の開発。常時バックアップのような変動数量契約商品やピーク需要のための商品など。ベースやミドルの商品だけでは、微調整ができない。
- 季節や時間帯によっても希望の調達パターンが異なるので、柔軟性又は交渉の余地がある契約が望ましい。
- どの電源と交渉が可能であるかわからないため、情報の集約や開示が望まれる。
- 最小取引単位の見直し。
- 内外無差別の実現。
- 高需要期はそもそも商品がなかったり、あったとしても価格が高い。
- 天気予報を参考に調達を行うが、予報通りにいかないこともあり、リスクとなっている。
- ヘッジ市場の流動性が低い。また、ヘッジ会計の適用ハードルが高い。

(3) — 3—4 :

特に燃調調達の最終的な意思決定のタイミングである実需給の3か月程度前のタイミングにおいて、電力の取引を活性化することが重要と考えられる。そのため、①ブローカー市場（現物取引、先物取引両方）、②JEPX 先渡市場、③先物市場（ブローカーを介さないものに限る。電気の現物の売買は JEPX スポット市場経由。）の3つについて、それぞれどのような課題や改善策があるか、という設問を用意した。

まず、①ブローカー市場（現物取引、先物取引両方）について、各課題の大きさは図 132 のとおりである。また、解決策については、表 12 のような回答があった。

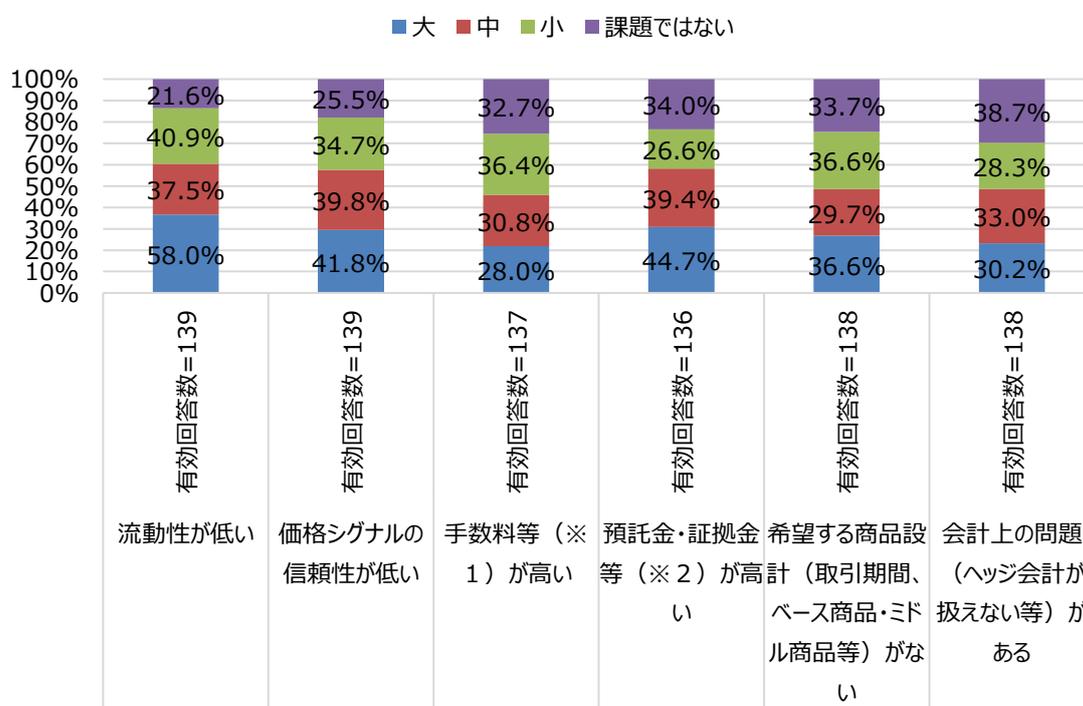


図 132 ①ブローカー市場（現物取引、先物取引両方）の課題

表 12 ①ブローカー市場（現物取引、先物取引両方）の課題の解決策（概要）

課題	解決策
流動性が低い	<ul style="list-style-type: none"> ● マーケットの参加者を増やす。 ● 供給者に売り入札のインセンティブを付与する。 ● ブローカー間の競争を促す。 ● 発販分離及び大手電力のシェア低下。

課題	解決策
	<ul style="list-style-type: none"> ● 参入を容易にする。 ● 相対取引からの誘導。
価格シグナルの信頼性が低い	<ul style="list-style-type: none"> ● 燃料先物価格や他の市場価格の充実。 ● 安定化を図るため、例えば、JEPX 価格の最低・最高価格を決め、それを定期的に見直す。
手数料等（※1）が高い	<ul style="list-style-type: none"> ● ブローカーを増やす。 ● 事業者の規模に応じて手数料を設定する。
預託金・証拠金等（※2）が高い	<ul style="list-style-type: none"> ● 市場間で連携し、預託金等を共有化する。 ● ネットティングの実施。 ● 支払期日の内容等を厳しくする代わりに預託金等を下げる。 ● 流動性の向上。
希望する商品設計（取引期間、ベース商品・ミドル商品等）がない	<ul style="list-style-type: none"> ● 商品内容の見直し。 ● ブローカーによる買い手と売り手の調整。 ● 流動性の向上。
会計上の問題（ヘッジ会計が扱えない等）がある	<ul style="list-style-type: none"> ● 指針の作成や、ヘッジ会計の適用要件の緩和。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 常時バックアップのような商品の開発。 ● マーケットメイカーの設定。 ● 継続的な説明会の実施を通じてリスクヘッジの意識を醸成することが重要。

次に、②JEPX 先渡市場の課題について、各課題の大きさは図 133 のとおりである。また、解決策については、表 13 のような回答があった。

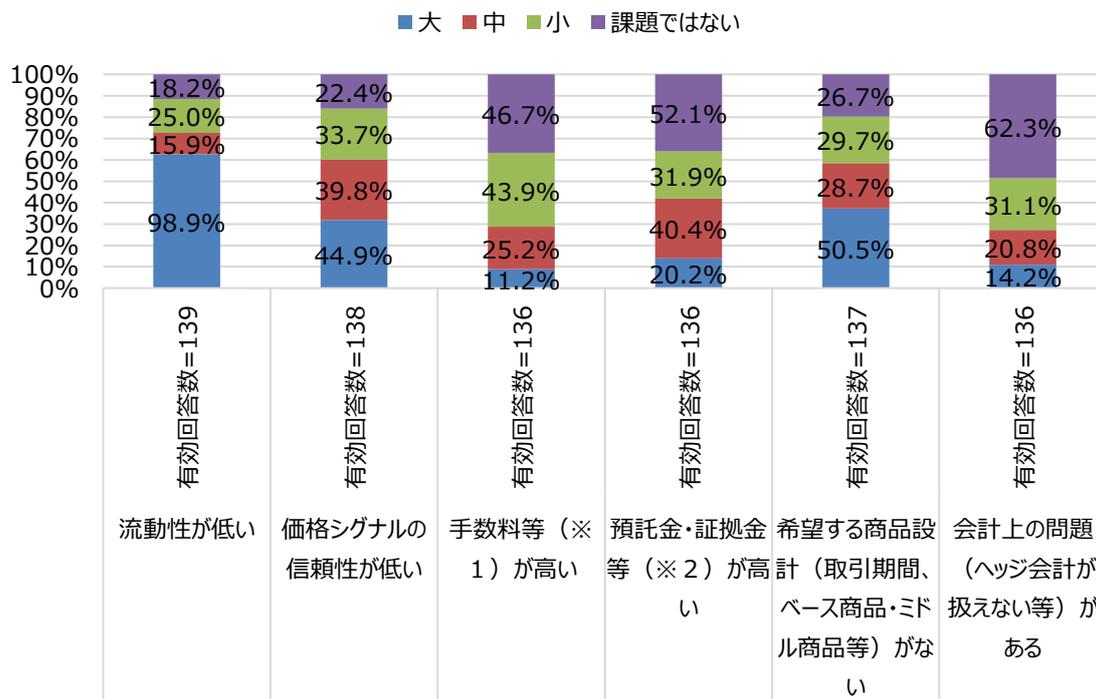


図 133 ②JEPX 先渡市場の課題

表 13 ②JEPX 先渡市場の課題の解決策 (概要)

課題	解決策
流動性が低い	<ul style="list-style-type: none"> ● 売り札、買い札の増加。 ● 先物市場との統合。 ● 市場参加者の活性化。 ● 供給者への売り入札のインセンティブを付与。 ● 発販分離及び大手電力のシェア低下。
価格シグナルの信頼性が低い	<ul style="list-style-type: none"> ● 燃料先物価格や他の市場価格の充実。 ● 流動性の向上。
手数料等 (※1) が高い	(回答無し)
預託金・証拠金等 (※2) が高い	<ul style="list-style-type: none"> ● ベースロード市場と同様の水準に設定する。 ● 信用力、過去の取引実績に応じた預託金等の比率の引き下げ。
希望する	<ul style="list-style-type: none"> ● 商品の多様化。

課題	解決策
商品設計 (取引期間、ベース商品・ミドル商品等) がない	<ul style="list-style-type: none"> ● ミドル商品の時間帯の変更。 ● 決まった取引期間において量と時間帯を指定できる商品設定。
会計上の問題(ヘッジ会計が扱えない等)がある	<ul style="list-style-type: none"> ● 会計手続きが煩雑であるため、緩和が必要。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● JEPX における与信審査の改善。 ● 参入プレイヤーが少ない。 ● 他の市場との統合。

最後に、③先物市場(ブローカーを介さないものに限る。電気の現物の売買はJEPX スポット市場経由。)の課題について、各課題の大きさは図 134 のとおりである。また、解決策については、表 14 のような回答があった。

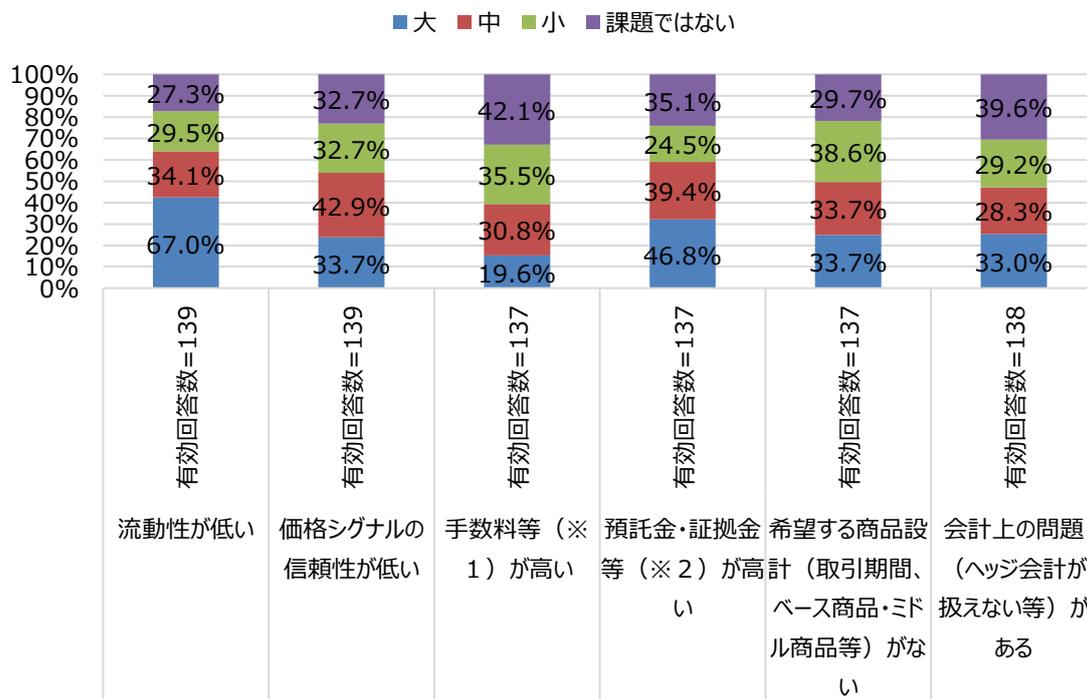


図 134 ③先物市場（ブローカーを介さないものに限る。電気の現物の売買は JEPX スポット市場経由。）の課題

表 14 ③先物市場（ブローカーを介さないものに限る。電気の現物の売買は JEPX スポット市場経由。）の課題の解決策（概要）

課題	解決策
流動性が低い	<ul style="list-style-type: none"> ● 市場の統合が必要。 ● マーケットの参加者を増やす。特に、発電事業者。 ● 供給事業者への売り入札のインセンティブを付与。 ● 参入要件の緩和。 ● ブローカーによる仲介。 ● 取引単位の変更。
価格シグナルの信頼性が低い	<ul style="list-style-type: none"> ● 値幅制限の緩和。 ● 燃料先物価格や他の市場価格の充実。 ● そもそも価格情報が見えづらいため、情報発信の見直しが必要。
手数料等（※1）が高い	(回答無し)
預託金・証	<ul style="list-style-type: none"> ● 他の市場における預託金等との統合・連携。

課題	解決策
抛金等（※2）が高い	
希望する商品設計（取引期間、ベース商品・ミドル商品等）がない	<ul style="list-style-type: none"> ● ミドル商品の見直し（時間や時期）。 ● 商品の多様化。 ● 最小取引の見直し。
会計上の問題（ヘッジ会計が扱えない等）がある	<ul style="list-style-type: none"> ● ヘッジ会計の基準の見直し。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 先物市場を活用する小売電気事業者向けの低金利融資メニューの開発。 ● システム改修や外貨建ての取引はハードルが高い。 ● 証拠金の管理が煩雑。 ● マーケットメイカーの設定。 ● 継続的な説明会を実施することで、リスクヘッジの意識を醸成することが重要。 ● 自ら相手方を特定し個別協議をすることは時間を要し、効率的ではない。

（3）－4： その他

個別交渉による相対契約や自社独自の入札（マルチプライスオークション）による卸売契約の個別の契約条項に関して、まず、小売電気事業者の購入量について、その小売電気事業者の小売需要等を購入上限として設定されている場合があることへの、小売電気事業者の評価は、図 135、図 136 のとおりである。

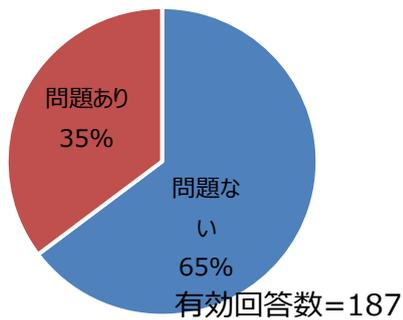


図 135 小売電気事業者の購入量について、その小売電気事業者の小売需要等を購入上限として設定されている場合がある。これについてどう考えるか。

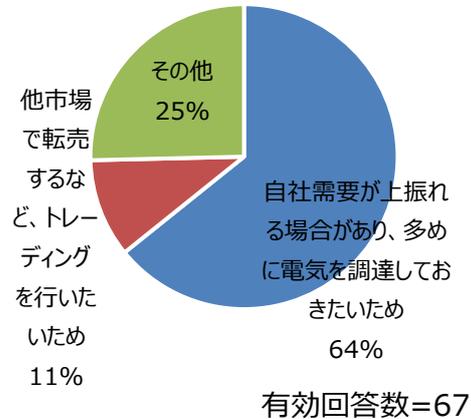


図 136 上記が「問題あり」の場合、その理由は何か。

また、図 136 について、「その他」の具体的な内容としては、以下のような回答があった。

- 電源の広域活用による競争活性化や需要家メリットの拡大を阻害する。
- 少なくとも他エリアへの充当は認められるべき。
- 他エリアで調達ができなかった場合を想定し、リスクヘッジとして持つておきたいという判断もありうる。
- 当該エリアでの需要がない場合であっても、同エリアから電源の調達を実施したい場合もある。
- 入札可能量を判断する材料として、他社からの調達契約を確認する場合、時期によっては情報の提供が困難であるが、そういった事情が考慮されず、結果として確定ベースでしか入札を行うことができないことは、努力目標分が織り込めないことになるため問題がある。
- 需要が減少した場合には利用率が下がるため、ペナルティが課されることは問題がある。
- 親 BG が子 BG の調達もまとめて担っている場合には、当該子 BG の需要分も考慮されるべき。
- 他の小売電気事業者からの需要受け入れに対応できなくなる可能性がある。
- 新規参入事業者などこれから需要拡大をしたい事業者の電源調達の手段を狭めることになる。
- 市場の柔軟性、流動性を阻害することになる。

- 与信により判断されるべき。

次に、転売禁止条項に関する小売電気事業者の評価は、図 137、図 138 のとおりである。

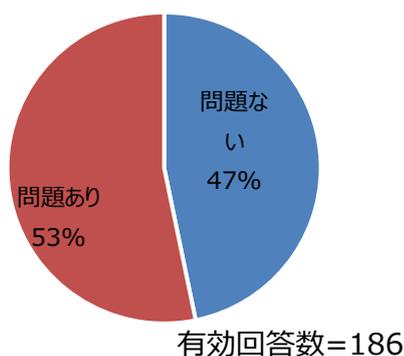


図 137 転売禁止条項が設定されている場合がある。これをどう考えるか。

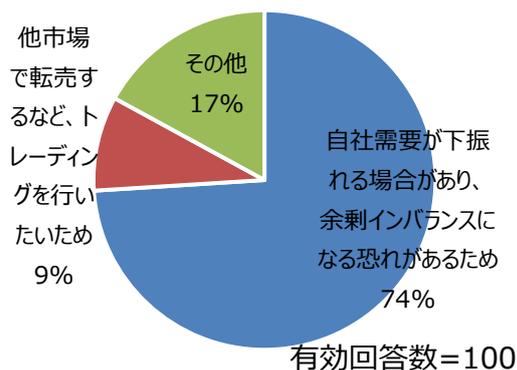


図 138 上記が「問題あり」の場合、その理由は何か。

また、図 138 について、「その他」の具体的な内容としては、以下のような回答があった。

- 小売事業の市況の応じた柔軟な事業展開が阻害される恐れがある。
- 小売事業のみで完全に需給を一致させることは困難であるため、転売禁止条項を設定されると、自社の既存需要の範囲内の調達となり、新規需要獲得の制限になる可能性がある。

最後に、発電事業者がエリア内の小売電気事業者のみに販売をしている場合や、エリア外にも販売はしているものの、販売量を制限している場合に関する評価は、図 139、図 140 のとおりである。

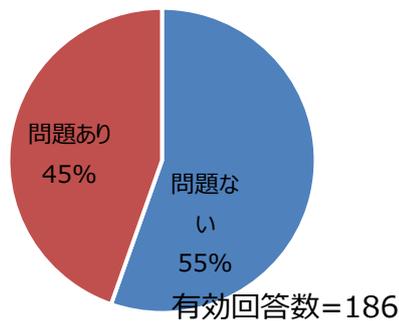


図 139 発電事業者がエリア内の小売電気事業者のみに販売をしている場合や、エリア外にも販売はしているものの、販売量を制限している場合がある。これをどう考えるか。

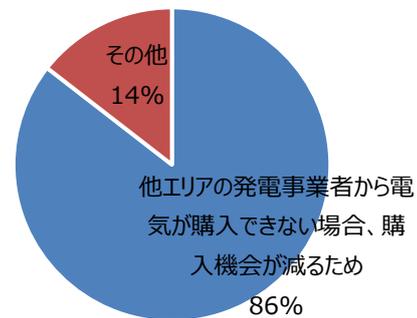


図 140 上記が「問題あり」の場合、その理由は何か。

また、図 140 について、「その他」の具体的な内容としては、以下のような回答があった。

- エリア内限定することは、広域メリットオーダーを目指してきた電力システム改革の思想と異なるのではないか。
- 新電力の需要家獲得活動の自由を限定的にし、広域展開を阻害する恐れがある。
- エリアを超えた供給力確保ができず、特定エリア内での需給バランスを保つことが難しくなる。
- 発電間での競争も制限されることになるため、価格競争が働かず、発電コストの低廉化ができないと言ったデメリットがあるのではないか。
- 市場の柔軟性や流動性向上を阻害する恐れがある。

また、その他の契約条項については、以下のような意見があった。

- 取引の相手方やエリアを制限することは、リスクヘッジ市場の価格の動きとの齟齬を生むことになるから、リスク管理のためにも制限するべきではない。
- 外資系トレーディング会社等が小売需要と関係なく発電事業者から電源購入することを可能とした場合、小売電気事業者はマージンが上乗せされた価格で当該会社等から電源を調達せざるを得なくなり、結果として経営の不安定化や小売価格上昇に繋がるのではと懸念がある。購入は小売電気事業者に限られるべき。

- 保証に関する手段を特定的手段に限定することは、買い手（小売）の金銭的・労務的な負担増にもつながる。
- 数量変更オプション付の商品を選択できるようにすることが望ましい。
- 季節や時間帯によって需要が異なるので、適切な量を購入するため、多様な商品があることが望ましい。
- 小売電気事業者の事業継続性を確保するためには、単年度入札・公募のように毎年ゼロから電源調達を行う慣習を見直すべき。
- オークション形式の場合には、成約価格と成約量を開示の上、シングルプライスオークションでの実施が望ましい。また、最低入札価格を設定する場合には、設定根拠が示されるべき。
- 水力発電など燃料費に左右されない電源の情報が開示されていない。
- 供給エリア外の発電事業者の情報をつかむことは容易ではない。
- 募集の前にその原価と数量が示されるべき。
- JKM 連動による価格設定は、燃料リスクを小売にパススルーしているだけにすぎないのではないか。

（４） 需要家に提供する小売電気メニューの形態

需要家に提供する小売電気メニューの形態は、特高、高圧、低圧の順に図 141、図 142、図 143 のとおりである。

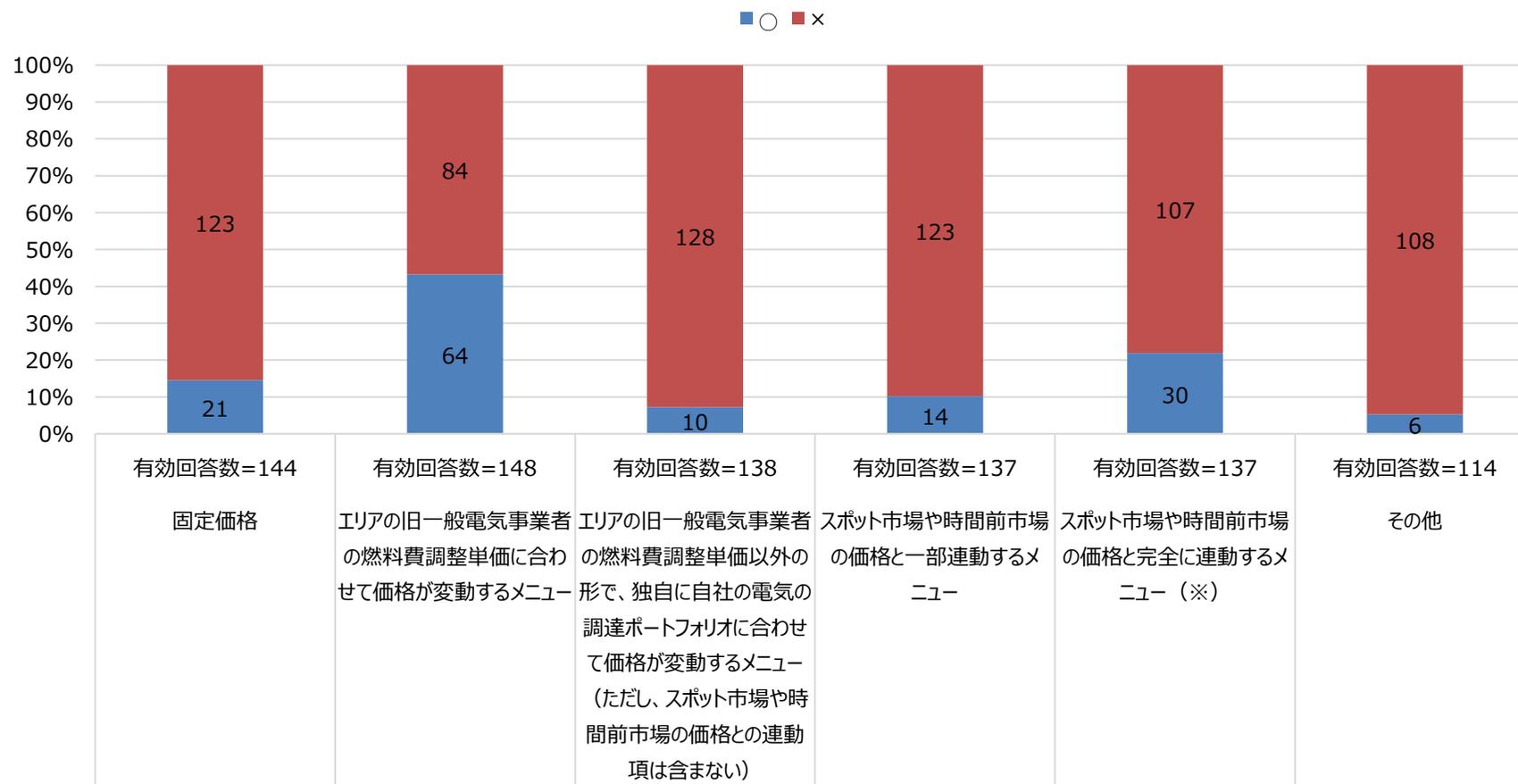


図 141 需要家に提供する小売電気メニューの形態 (特高)

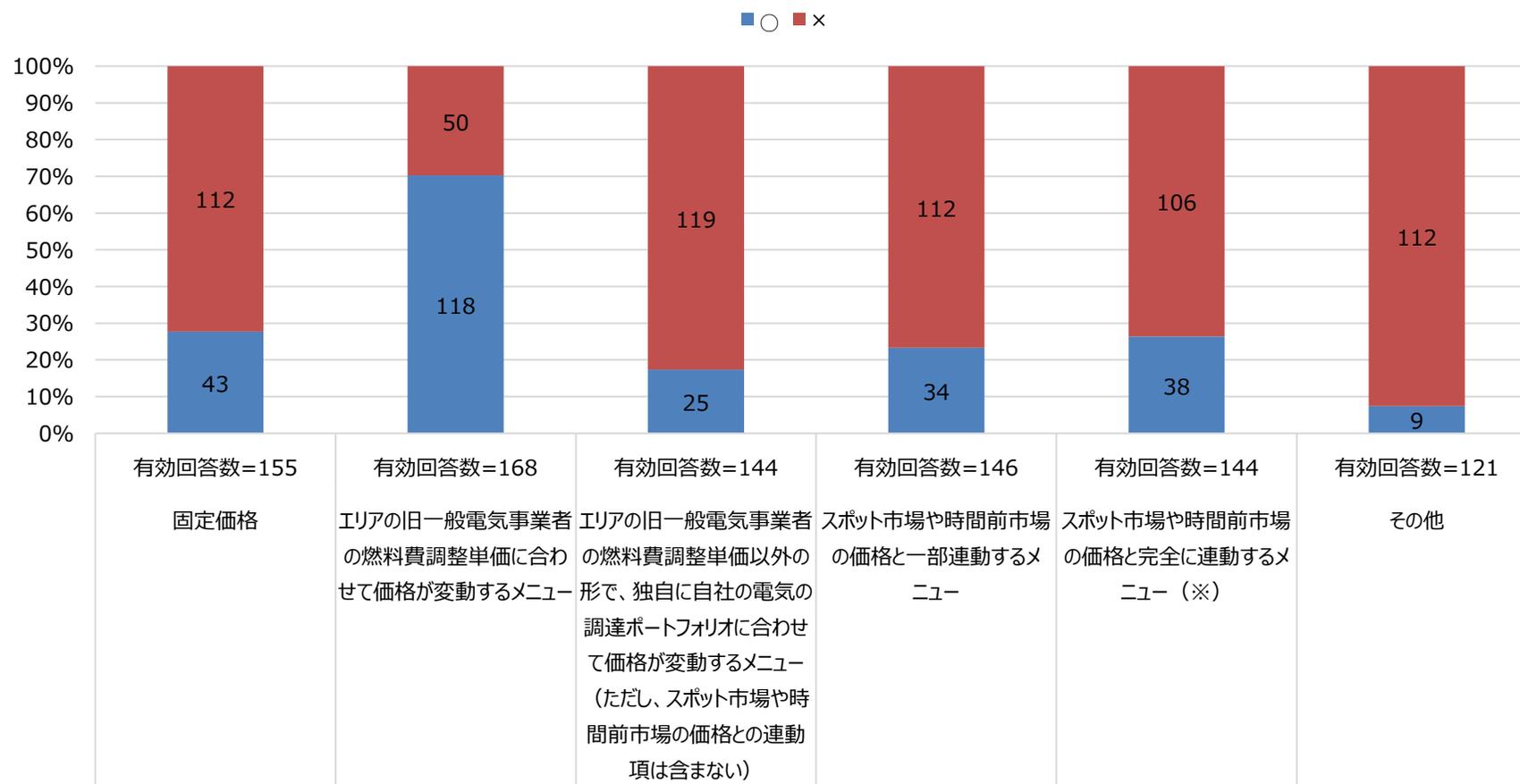


図 142 需要家に提供する小売電気メニューの形態 (高圧)

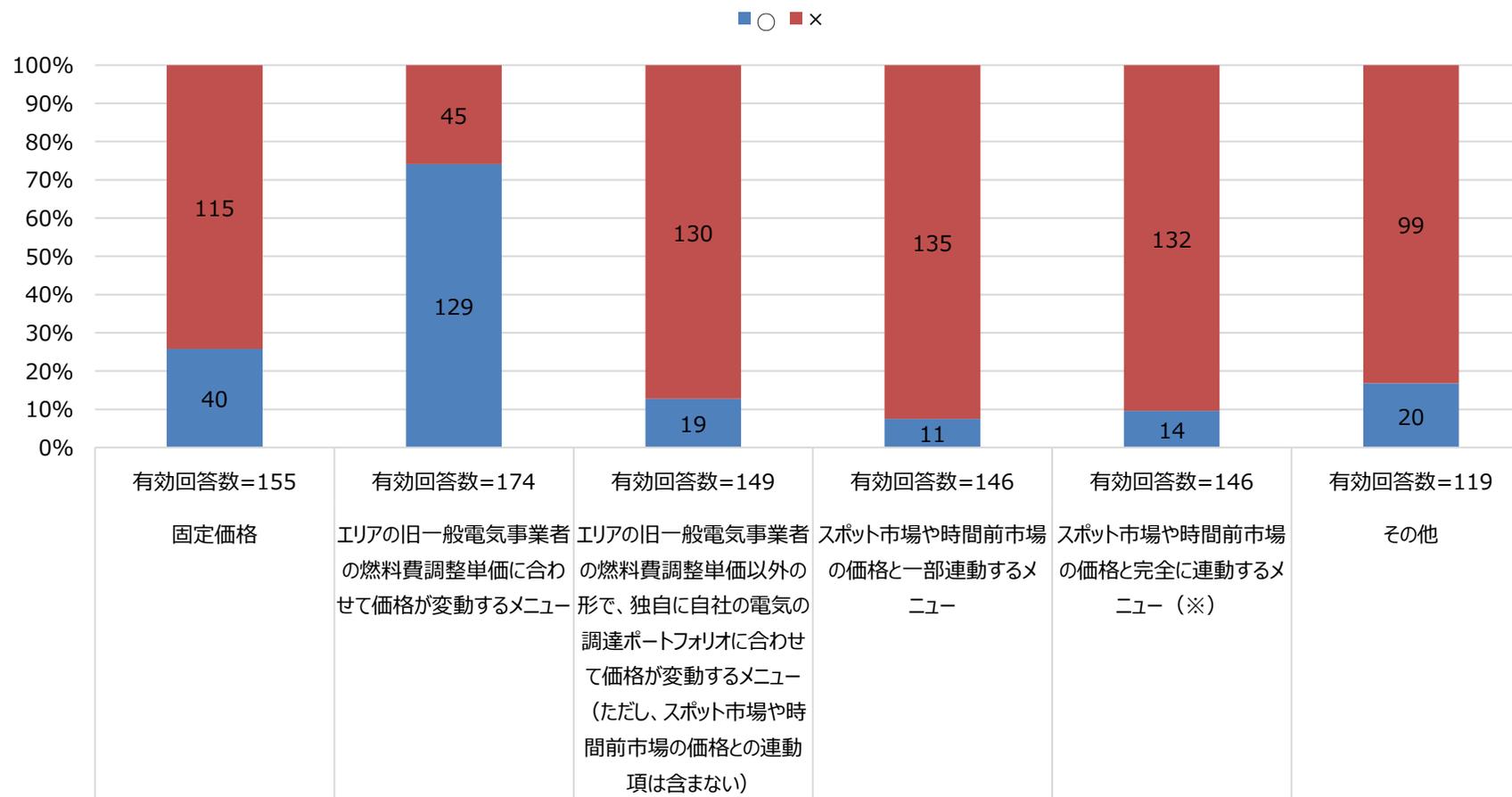


図 143 需要家に提供する小売電気メニューの形態（低圧）

なお、図 141、図 142、図 143 の選択肢「その他」については、以下のような回答があった。

- 独自の調達ポートフォリオを反映するメニュー。
- 旧一般電気事業者の燃料費調整単価と同一だが、上限の無いメニュー。
- 使用量が多い特定の需要家のみ市場連動するメニュー。
- 完全市場連動型メニューのオプションとして、先物市場を利用して一部使用量の価格を事前に固定化できるメニュー。
- 需給契約と受給契約を持つ需要家の使用電力量と発電電力量を毎月一定量相殺するメニュー。
- デマンドレスポンスメニュー。
- 深夜の EV・PHEV の充電量は料金負担なしのメニュー。
- 燃料費調整無しの再エネ電力販売。
- ガスと電気のセット割。

(5) 自由記載欄

その他、以下のような意見があった。

(安定供給に関連する意見)

- 小売電気事業者はスポット市場の価格動向によらず、電源の維持に必要な固定費の負担を行い、電力の安定供給確保に寄与すべき。
- 安定供給と低炭素化の両立を図るために、自社での発電を進めたいが、補助金に制限が多いことや、容量市場がスタートしたことで電源の卸価格が下がるのではないかとといったことに不安がある。

(内外無差別や競争政策に関連する意見)

- 内外無差別を実現することは必要であるが、一方で個別交渉により状況にあった条件設定を行うことも重要であるので、入札等の場合にも画一的な条件を定めるのではなく、交渉の余地があることが望ましい。
- 卸電力取引の内外無差別が実現されないのであれば、全量プール制の検討も必要。
- 旧一般電気事業者の発電部門と小売部門で内部補助が行われると、新電力の競争環境は厳しくなるため、旧一般電気事業者の小売部門の赤字販売の有無も内外無差別の条件とすべき。
- 競争環境が整備されていない中においては、大手電力のシェア低下が必要。

(個別の取引手法の改善策等に関する意見)

- 長期契約については、リスクヘッジが可能な仕組みが整備されない中では実行が難しい。
- 先物取引などのヘッジ手段は売り入札不足により活用は極めて限定的となっている。このため、大規模発電所を保有する社をマーケットメイカーとして設定してはどうか。
- 常時バックアップの制限によって、供給能力確保ができず、需要家との契約を解除せざるを得なくなっている。
- 相対卸による供給力確保がままならず、市場のボラティリティの大きさから市場依存度を下げざるを得ない現況下では、必要な供給力確保のため、常時バックアップに頼らざるを得ない状況。常時バックアップはリスクヘッジ手段として、コストをかけて基点を維持してきたものとの認識。
- 常時バックアップについて全く利用できない状況が続いているため、状況改善を至急お願いしたい。一部の新電力会社のみで常時バックアップを寡占利用しているような早い者勝ちの状況は不公平。
- 常時バックアップの減量による「臨時精算金」は、不公平な措置。
- 常時バックアップは、内外無差別が達成され廃止するとしても、それに代わる新電力向けの別の仕組みを導入すべき。また、常時バックアップが廃止されたとしても定期的なモニタリングにより内外無差別性が損なわれていることが確認された場合、速やかに常時バックアップを復活させることが必要。
- ベースロード市場の商品メニューを増やすこと。その際、常時バックアップの条件（変動オプション、燃料費調整付き）と同等であると望ましい。

(その他)

- 電力自由化の目的の一つに、様々な小売電気事業者の参入により多様な料金メニューが提供されることがあるが、旧一般電気事業者の「経過措置規制料金」が自由化後も存在することによって、自由な料金メニューを作ることに制限が大きくかかっている。
- 制度変更の際には、影響を最小化するため、契約残存分には経過措置を適用するなど配慮いただきたい。
- 補正インバランス料金C及びDの見直しの議論の際は、慎重な議論が必要。
- 本アンケートについて、発電事業者の中長期での燃料確保の事業予見性を小売電気事業者が下支えする方向で設問がなされていることに疑問。